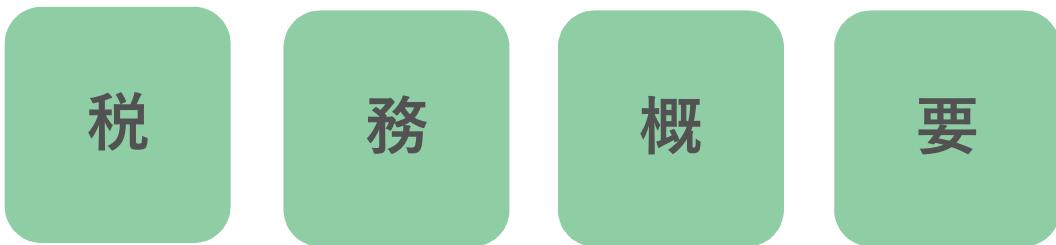


令 和 4 年 度



図で見る豊島区の税



ビ ジ ュ ア ル 版

豊 島 区 区 民 部 税 務 課

はじめに

区では、福祉、健康づくり、子育て・教育、文化振興、環境対策、まちづくり、防災対策など、区民の皆さんに身近な様々な行政サービスを実施しています。

これらの事業を実施するための予算のうち、毎年約25%前後は区民の皆さんに納めていただいている区税でまかなわれています。

しかし、区税の課税や納税の状況は、あまりご存じないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、区民の皆さんに区税の状況等をわかりやすくお知らせするために、カラービジュアル版のデータ集を作成しました。

区税は、互いに支え合い、共により良い豊島区をつくっていくため、区民の皆さんに広く公平に負担していただく会費のようなものです。

このデータ集を活用していただき、区政のあり方、区税のあり方について考えるきっかけにいただければ幸いです。

令和4年12月

豊島区 区民部 税務課

目次

Table of contents

財政	1章	1-1	豊島区の収入	2
		1-2	特別区（23区）の税収入	3
		1-3	税金などの使われ方	4
税収	2章	2-1	区税の内訳	6
		2-2	区税収入の推移	7
課税状況	3章	コラム1	住民税とは	9
		コラム2	住民税の計算方法	10
		3-1	人口と納税義務者数	12
		3-2	課税額と納税義務者数の推移	13
		3-3	所得区分別 納税義務者数	14
		3-4	課税標準段階別 納税義務者数構成比（23区）	15
		3-5	納税義務者の年齢構成	16
		3-6	ふるさと納税の推移	17
		コラム3	ふるさと納税とは	18
		コラム4	住民税の納め方	20
		コラム5	区民税の主な改正内容	21

納税状況	4章	4-1	納税の方法	24
		4-2	収納率の推移	25
		4-3	滞納額別の滞納者の割合	26
		4-4	分割納付と納税猶予	27
		4-5	督促・催告の推移	28
		4-6	差押件数と滞納額の推移	29
		4-7	口座振替の状況	30
		4-8	税証明発行件数の推移	31
		コラム6	税金の還付とは	32
		コラム7	収納率向上のための取組み	33
軽自動車税	5章	5-1	軽自動車税（台数・税収）の推移	36
		5-2	軽自動車税（収納率）の推移	37
		5-3	普通自動車と軽自動車の台数比較	38
		5-4	軽自動車の保有率（23区）	38
		コラム8	軽自動車税（種別割）の概要と新制度	39
たばこ税・入湯税	6章	6-1	たばこ税の推移	42
		6-2	たばこ税収（23区）	43
		6-3	区税に占める割合（23区）	43
		6-4	たばこ税率の変遷	44
		コラム9	たばこ税とは	45
		コラム10	加熱式たばことは	46
		コラム11	入湯税とは	46
狭小住戸 集合住宅税	7章	7-1	狭小住戸集合住宅税の概要	48
		7-2	税創設の経緯	49
		7-3	税収の推移	50
		7-4	効果の検証	50
使用データ				51
巻末資料			令和4年度 税務概要（データ版）	69

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

第1章

財政

1

豊島区の収入

2

特別区（23区）の税収入

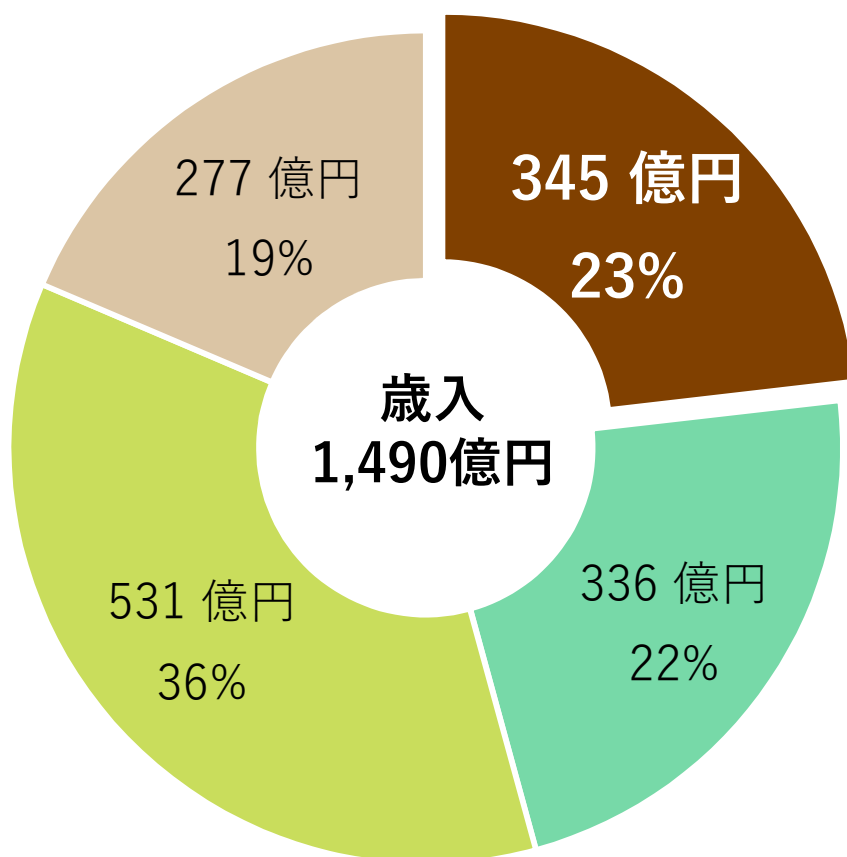
3

税金などの使われ方

1-1

豊島区の収入

一般会計歳入（令和3年度決算）



■ 特別区税 ■ 特別区交付金 ■ 国・都支出金 ■ その他



P O I N T

豊島区の基幹歳入

特別区税（自主財源）

特別区交付金（都区の配分や区相互の調整）

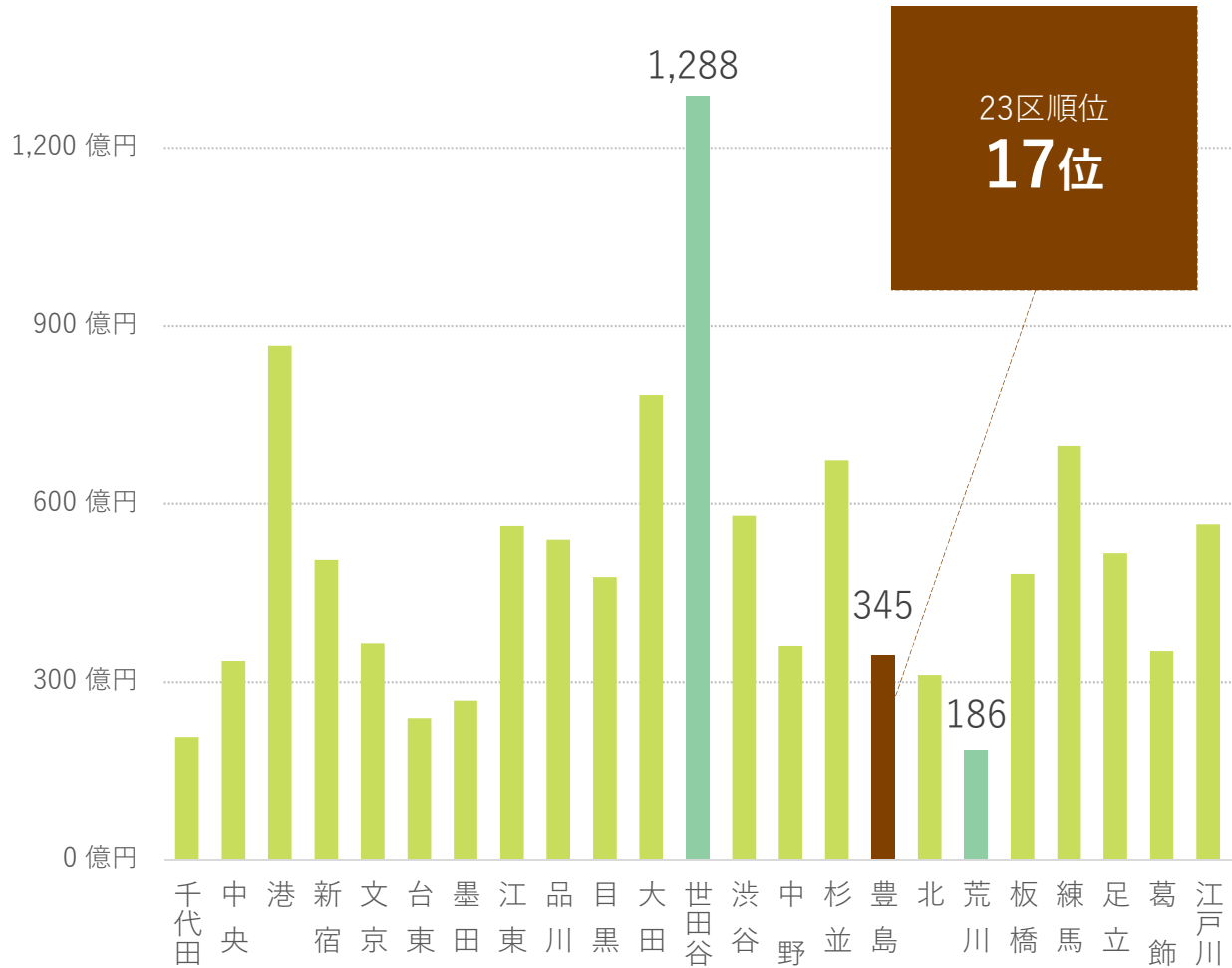
国・都支出金（特定の行政目的の経費として交付）

* その他 = 補助金・交付金（国・都）、施設使用料など

1-2

特別区（23区）の税収入

特別区税収入（令和3年度決算）



P - O - I - N - T

税収規模は自治体によって差があります。

23区の中でも、人口や面積と同様に税収規模には違いが見られ、地域的な特性などによる影響を受けていることが分かります。

1-3

税金などの使われ方

令和4年度予算を1万円に置き換えると、このような使い道になります。

高齢者・障害者福祉、生活保護など	保育園の運営、児童手当の給付など	幼稚園、小・中学校、放課後対策 (子どもスキップ) など
		
2,823 円	2,029 円	1,001 円
広報、電算、その他区役所の運営など	健康づくり、保健所の運営など	まちづくり、防災など
		
796 円	618 円	506 円
環境対策、清掃、リサイクルなど	道路、自転車対策など	文化、スポーツ、図書館など
		
350 円	336 円	300 円
各基金の積立て(貯蓄)	公園・児童遊園、緑化など	借入金の返済
		
274 円	225 円	172 円
戸籍事務、区民事務所の運営など	区民ひろばの運営など	商工業・観光の振興、勤労者福祉など
		
166 円	123 円	121 円
税を集めるため	区議会の運営	選挙・監査
		
84 円	48 円	28 円

第2章

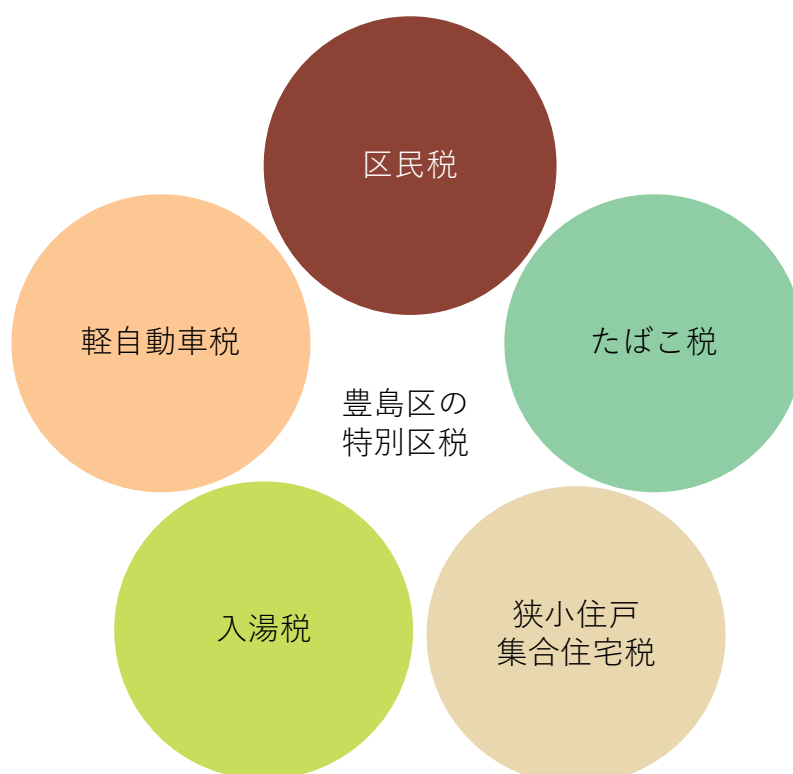
税収

1

区税の内訳

2

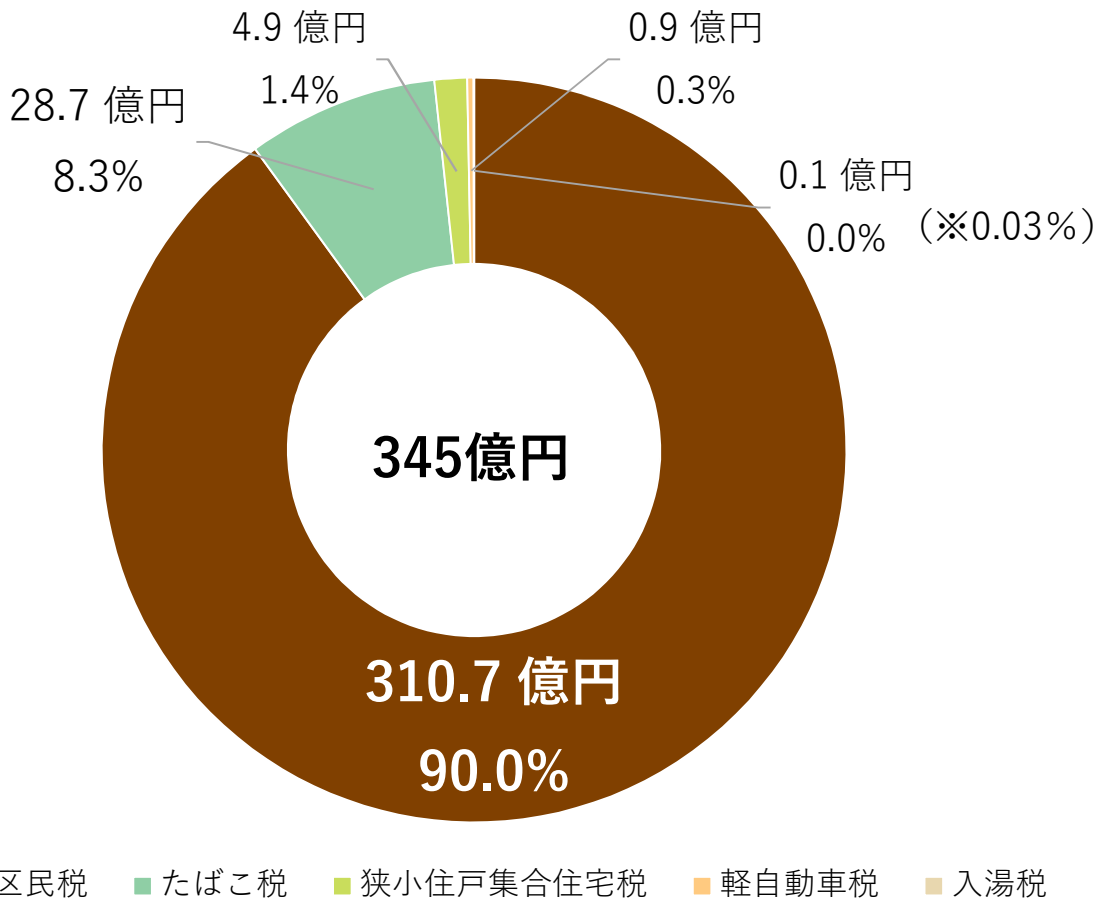
区税収入の推移



2-1

区税の内訳

区税の内訳（令和3年度決算）



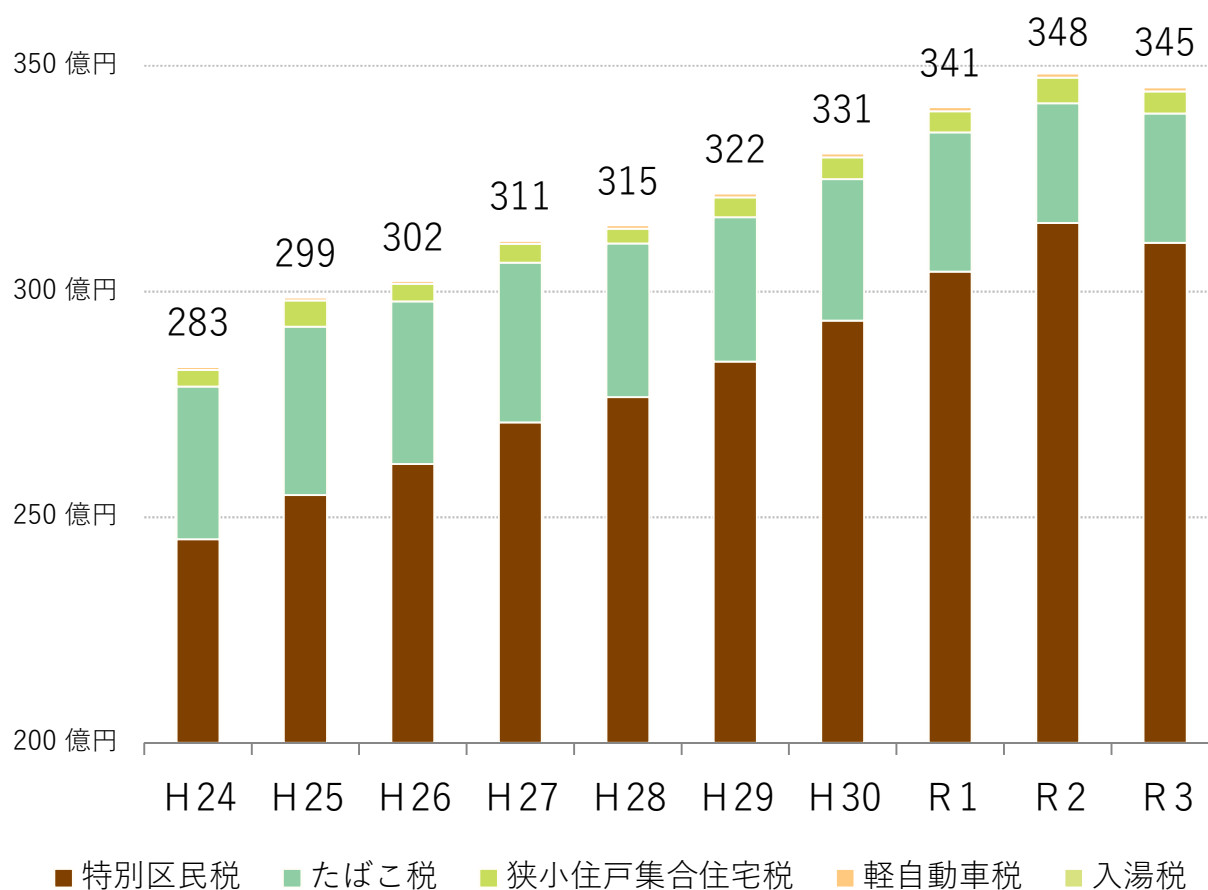
P-O-I-N-T

- 区民税：個人の所得に応じて1月1日に住民登録がある方に課税
- たばこ税：売り渡した本数に応じて製造者に課税
- 狭小住戸集合住宅税：建築主に課税
- 軽自動車税：軽自動車、原付、バイク等の4月1日の所有者に課税
- 入湯税：入湯客に課税

2-2

区税収入の推移

区税収入の内訳と推移



P O I N T

区税の推移

H29年：区民税が平成バブルの記録(H4年279億円)更新

R1年：区民税が300億円を突破

R2年：H4年区税額(309億円)を6年連続で更新し、過去最高額

R3年：コロナ禍の影響で約11年ぶりに減少
(リーマンショック後のH22年以来)

第3章

課税状況

住民税とは

住民税の計算方法

1 人口と納税義務者数

2 課税額と納税義務者数の推移

3 所得区分別 納税義務者数

4 課税標準段階別
納税義務者数構成比（23区）

5 納税義務者の年齢構成

6 ふるさと納税の推移

ふるさと納税とは

住民税の納め方

区民税の主な改正内容

1 | 住民税とは

住民税は、その年の1月1日現在、豊島区にお住まいの方や豊島区内で個人事業を行なっている方に納めていただく税金で、「都民税」と「特別区民税」に分かれます。

都民税は特別区民税と同時に計算され、特別区民税と一緒に納めていただく仕組みです。

さらに住民税は、定額の「均等割」と所得に応じた「所得割」に分かれています。前年1年間の所得をもとに、「均等割」と「所得割」を計算して年間の住民税額を決定します。

住民税

都民税	特別区民税
所得割（税率 4%）	所得割（税率 6%）
前年の所得に応じて課税	
均等割（定額 1,500円）	均等割（定額 3,500円）

住民税の申告が必要な主な場合

- その年の1月1日に豊島区に居住し、前年中に以下のような所得があった場合
 - ▶ 給与所得があった方で、給与支払報告書が豊島区に提出されていない方
 - ▶ 営業所得・不動産所得・配当所得等の所得があった方
(まずは確定申告する必要があり、確定申告をした方は改めて住民税の申告をする必要はありません)
 - ▶ 公的年金受給者で年金以外に所得のある方、または控除内容に追加・変更のある方

収入がない・少ない方（非課税）でも申告が必要な場合

- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の免除・減額の申請をする場合
- 非課税証明書の発行が必要な場合
※区内在住者に扶養されている方は、申告がなくても所得金額が未記載の非課税証明書が発行できますが、所得金額記載の非課税証明書を発行する場合は住民税の申告が必要になります。

住民税の納付方法

納付方法は以下の3つがあります。

- 1 普通徴収（納税者本人が直接納める）
- 2 特別徴収（給与から差し引いて納める）
- 3 年金特別徴収（年金から差し引いて納める）

詳細はコラム4（P20）

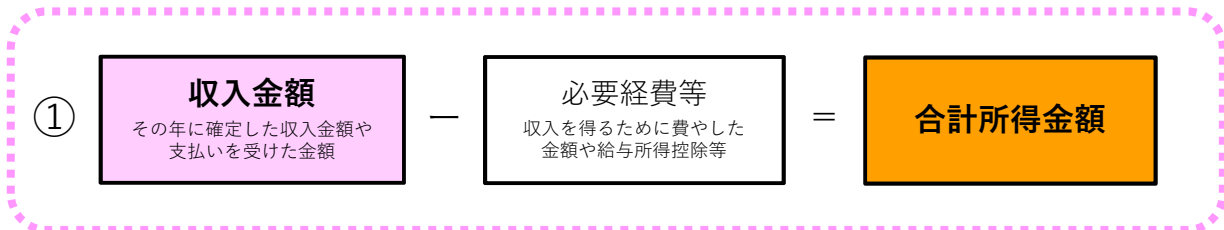
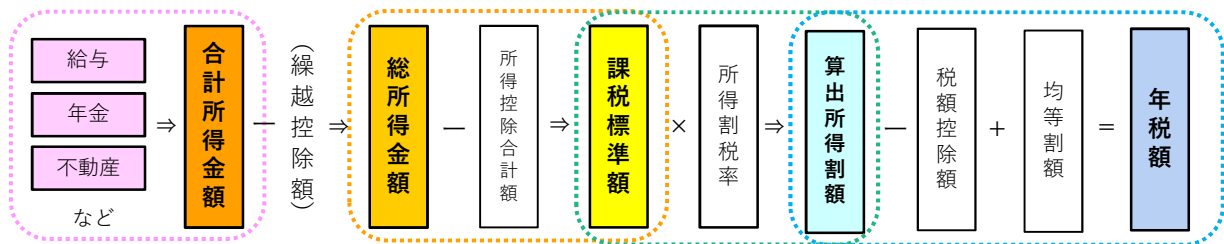
※ 住民税が非課税の方には、納税通知書・納付書はお送りしていません。

2 | 住民税の計算方法

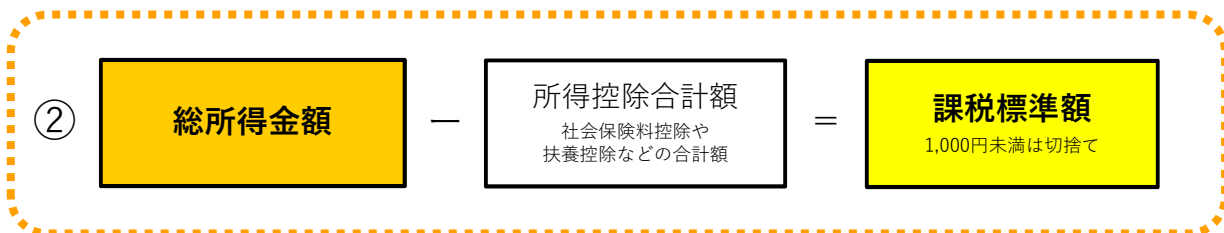
住民税は、「均等割」と「所得割」に分かれています。
均等割額は定額で課税され、原則5,000円です。
所得割額は所得に応じて課税され、税率は特別区民税は6%、都民税は4%です。

住民税は以下のように計算します。
※分離課税の所得がある場合、計算方法は異なります。

★計算の全体の流れ



- ◎ 収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を求めます。
所得には、配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑などの種類があります。
給与収入や年金収入は、必要経費の算出が難しいため、一定の額を差し引くこととなります。
複数の種類の所得がある場合は、それぞれで所得金額を算出します。



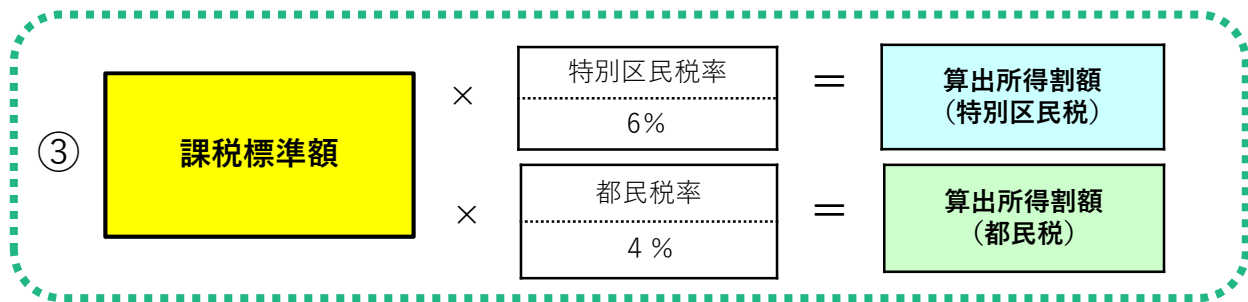
- ◎ 総所得金額から所得控除の合計額を差し引き、課税標準額を算出します。
所得控除には、以下のような控除があります。

物的控除
医療費控除
社会保険料控除
生命保険料控除
地震保険料控除

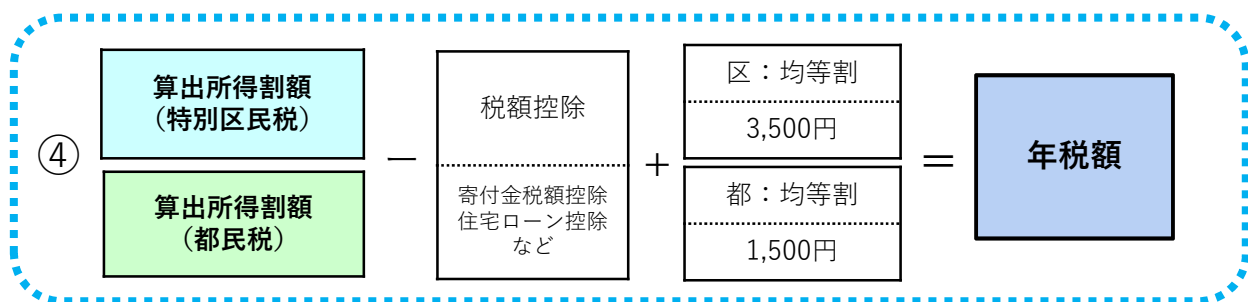
など

人的控除
配偶者（配偶者特別）控除
扶養控除
障害者控除

など



◎ 課税標準額に、特別区民税・都民税それぞれの税率をかけて所得割額を算出します。



◎ 算出した所得割額から、税額控除額を差し引きます。

税額控除額を差し引いた後の所得割額と均等割額を合わせた金額が、年税額になります。

税額控除には、以下のようなものがあります。

寄附金税額控除
住宅ローン控除(※)
配当割額・株式等譲渡所得割額控除

※所得税で引き切れなかった控除額がある場合のみ適用

など

非課税判定とは・・・

前年の所得が一定金額以下の方は住民税がかかりません。

◎ **均等割・所得割ともにかからない方（住民税が非課税になる方）**

合計所得金額が【同一年計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 21万円
(※) 以下

◎ **所得割がかからない方（均等割のみ課税される方）**

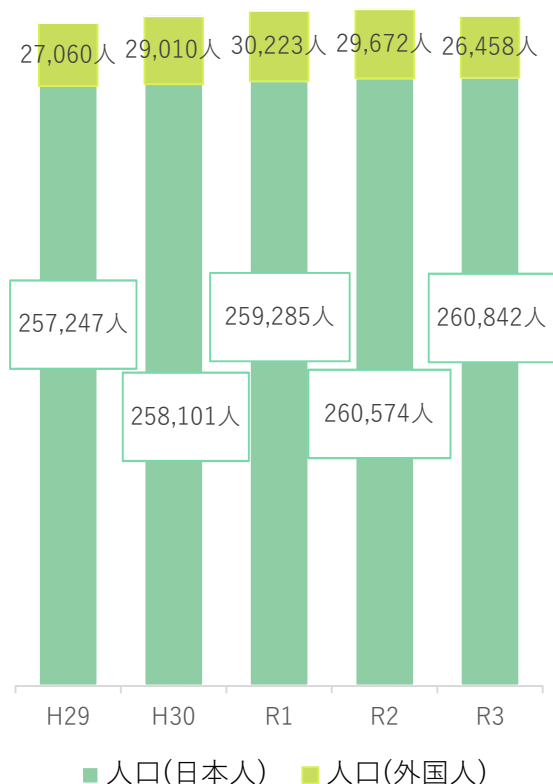
総所得金額が【同一年計配偶者及び扶養親族の合計数 + 1】 × 35万円 + 10万円 + 32万円
(※) 以下

※ 扶養している人がいない場合は、21万円、32万円の加算はありません。

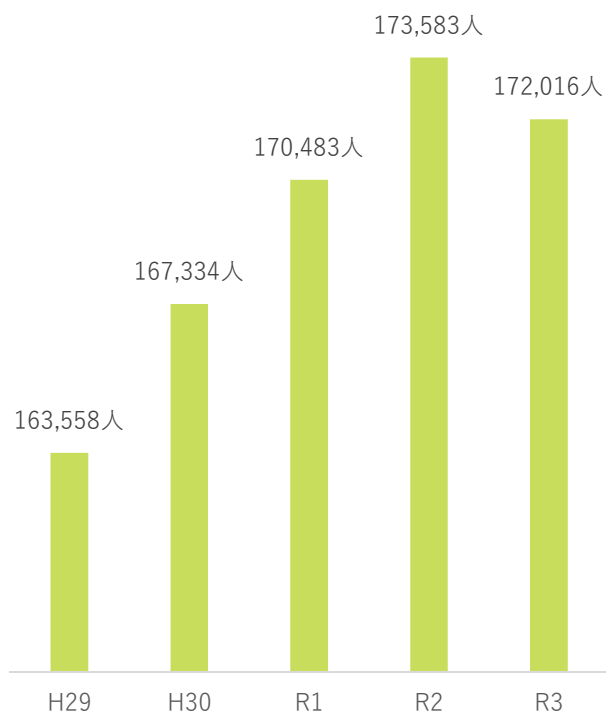
3-1

人口と納税義務者数

人口（1月1日）



納税義務者数（決算）



日本人：外国人

9 : 1

人口：納税義務者

5 : 3



P-O-I-N-T

R2年：人口及び納税義務者数ともに過去最高

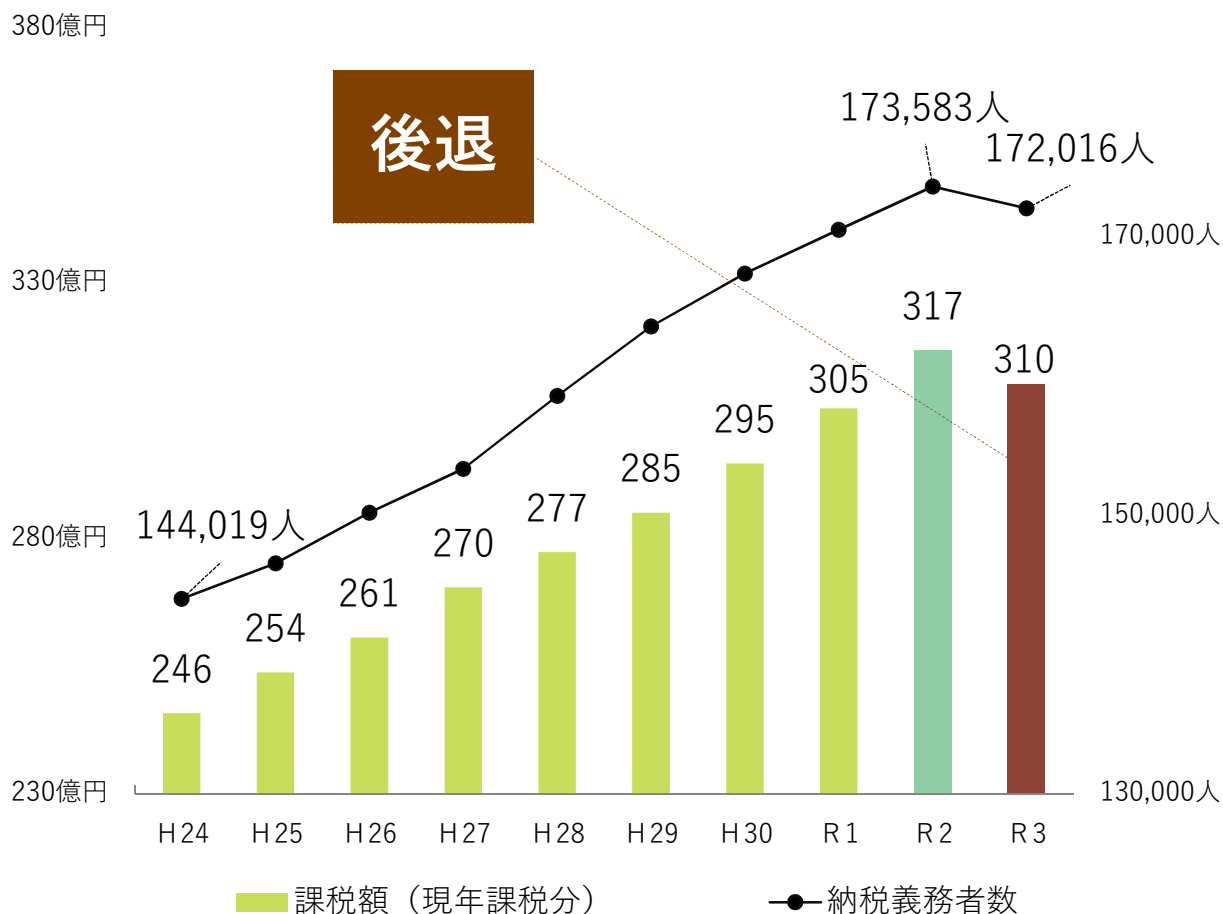
R3年：コロナ禍による影響あり

- ▶ 日本人 ⇒ 増加が鈍化（後に減少）
- ▶ 外国人 ⇒ 大幅に減少
- ▶ 納税義務者 ⇒ やや減少（不況時は減少傾向）

3-2

課税額と納税義務者数の推移

課税額と納税義務者数の推移



P O I N T

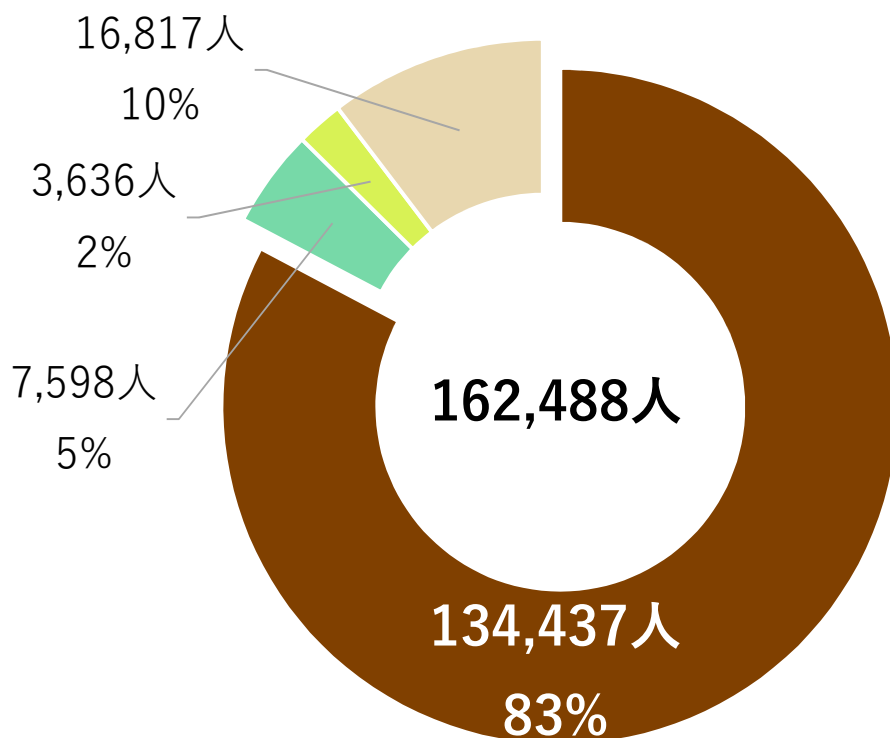
課税額の変動要因

- ▶ 納税義務者数の増減
- ▶ 区民の所得状況の変化 (改善、悪化)
- ▶ ふるさと納税の影響 (コラム3参照)

3-3

所得区分別 納税義務者数

所得区分別納税義務者の内訳（令和4年度）



■ 給与所得者 ■ 営業所得者 ■ 分離譲渡所得者 ■ その他の所得者



P O I N T

所得分類

- ▶ 給与所得、事業所得（営業、農業）
- ▶ 譲渡所得（土地建物、株式）
- ▶ 不動産所得、利子所得、配当所得、年金など

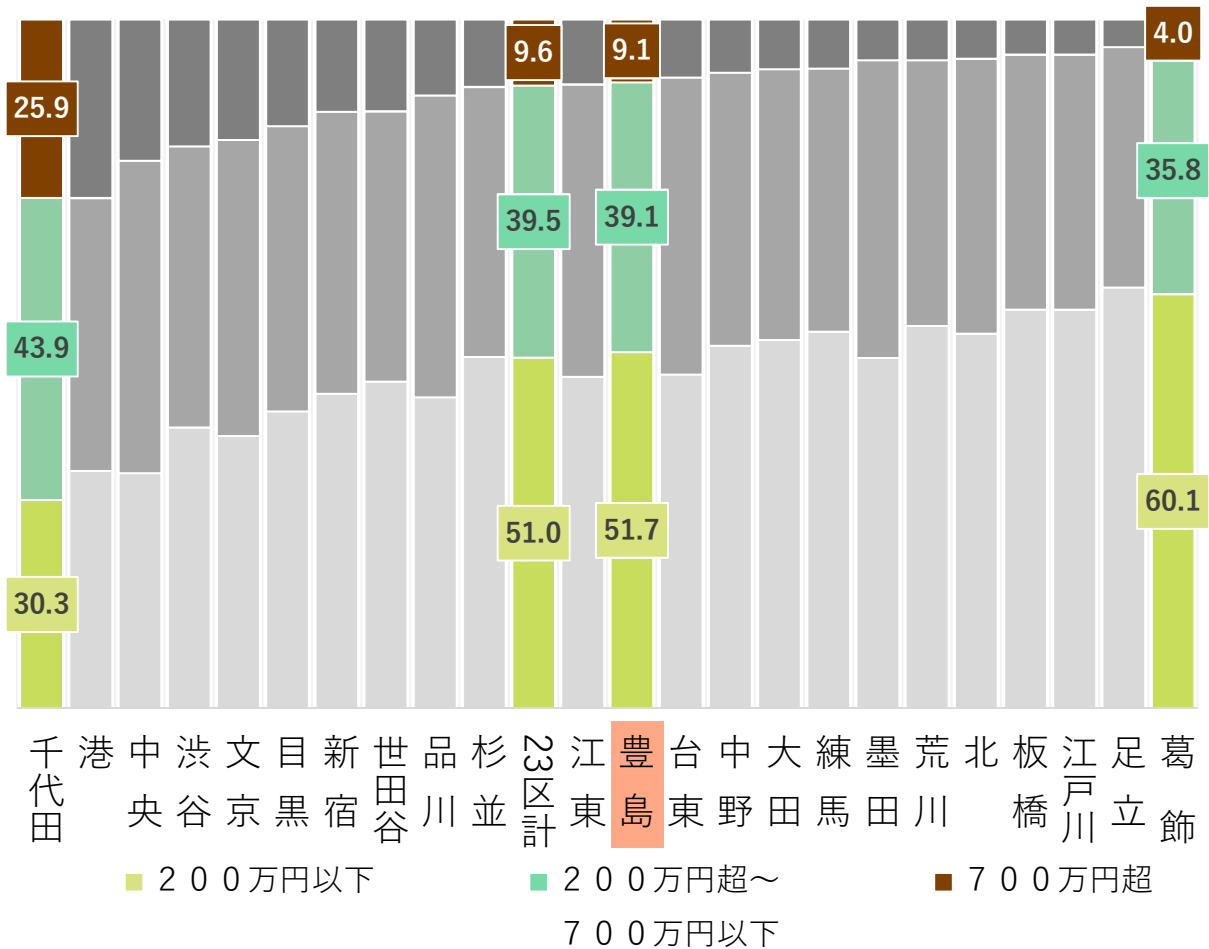
構成割合

- ▶ 給与所得者が8割以上

3-4

課税標準段階別 納税義務者数構成比（23区）

課税標準段階別 納税義務者数構成比(23区)（令和4年度）



P O I N T

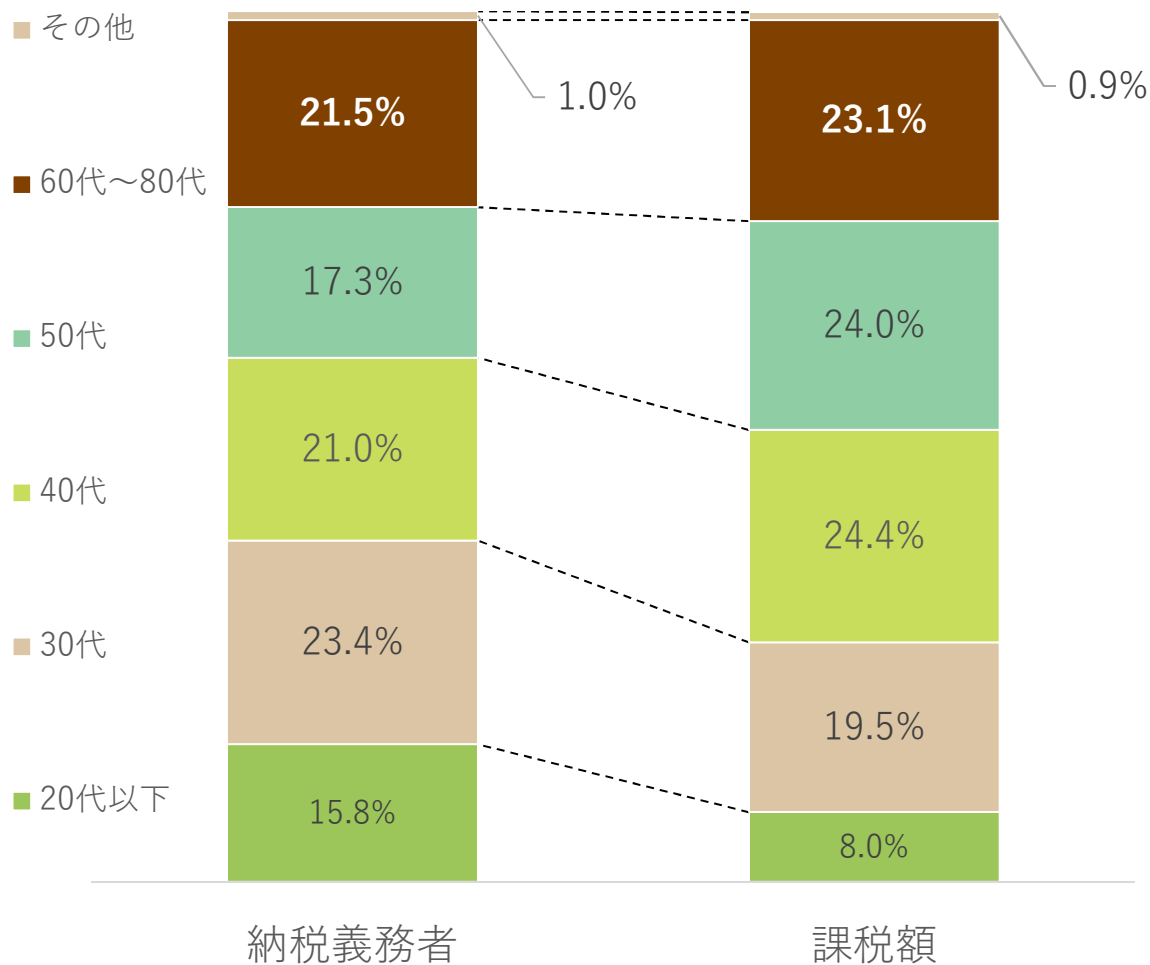
豊島区の状況

課税標準額200万円以下の層が約5割、200万円超～700万円以下の層が約4割、700万円超の層が約1割（年度ごとの変動は小幅）
23区平均とほぼ同じ構造

3-5

納税義務者の年齢構成

納税義務者の年齢構成（令和4年度）



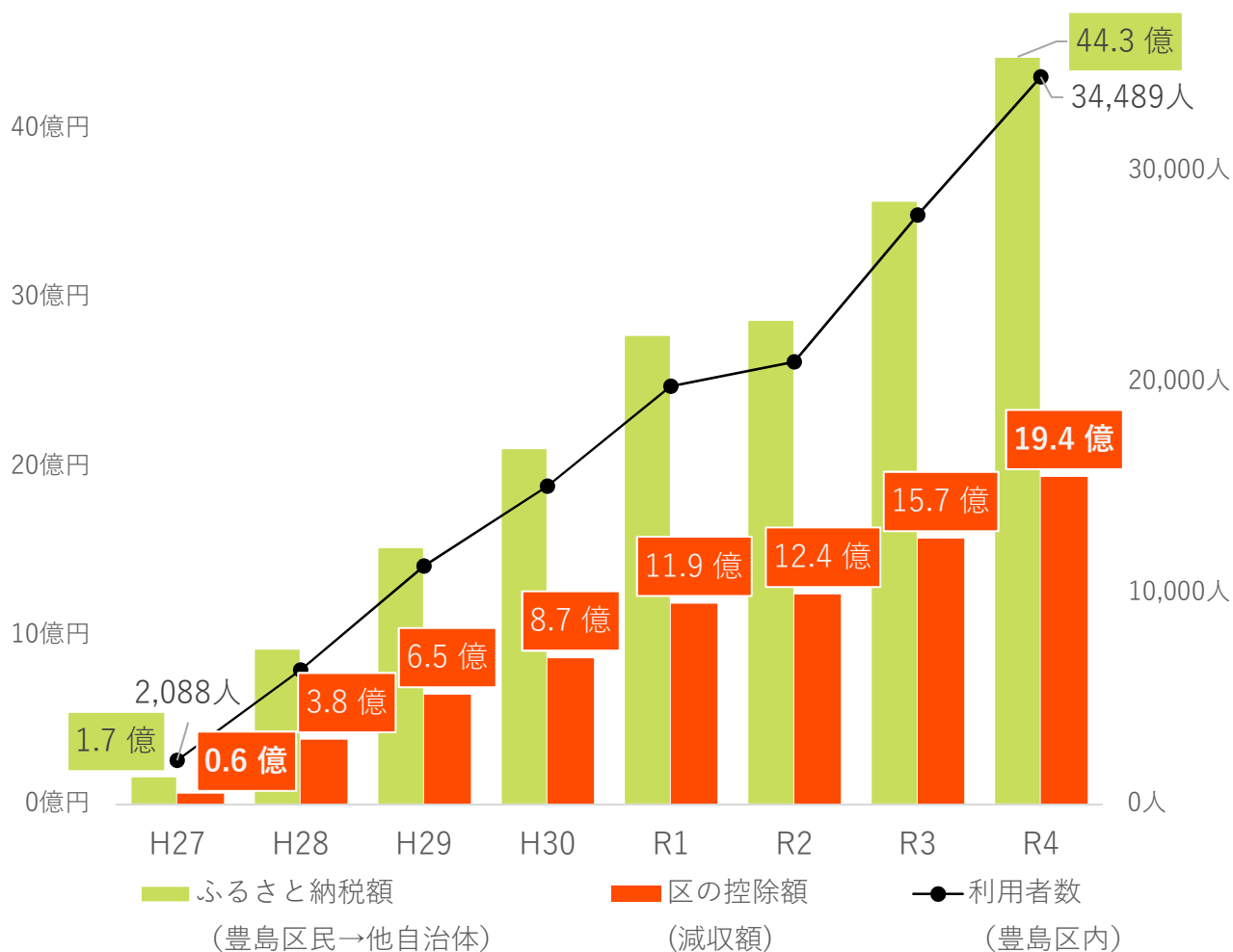
P O I N T

- ▶ 納税義務者数の最多は、30歳代
- ▶ 課税額に占める割合が大きいののは40歳代と50歳代（全国の年齢別の所得金額と同様）

3-6

ふるさとと納税の推移

ふるさと納税（利用者数・控除額）の推移



P O I N T

これまでの変遷

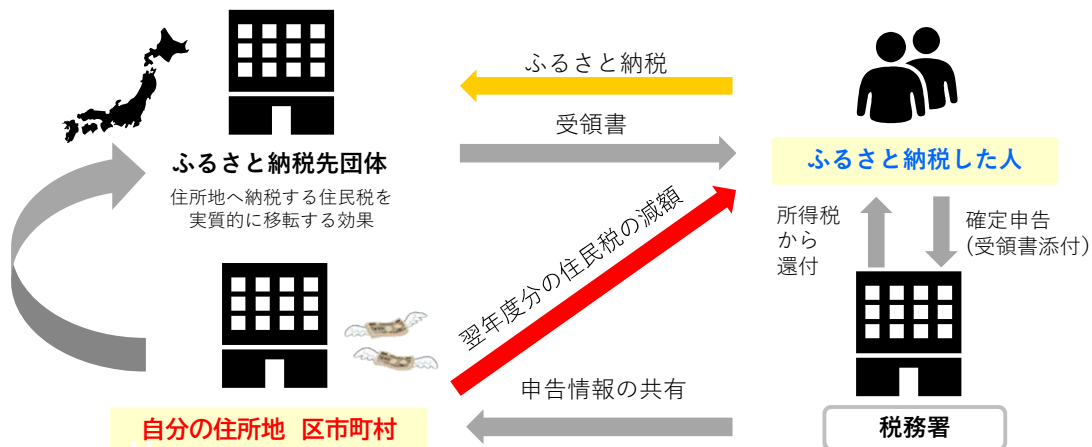
- H27年 : 控除限度額拡大、ワンストップ特例開始
- H28年～R1年 : 寄附者数、寄附金額ともに急増
- R2年 : 一時鈍化
- R3年～ : 再び増加（巣ごもり需要）

3 | ふるさと納税とは

「納税」と言いますが、実際は自治体への「寄附金」です。

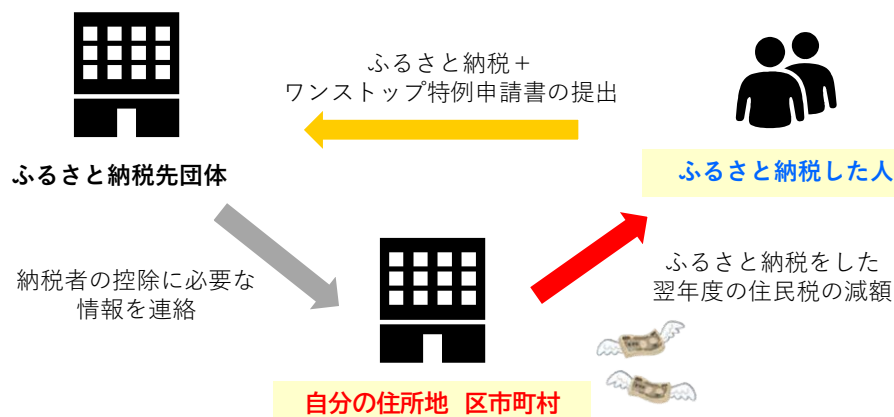
ふるさと納税の意義と仕組み

- 自分で寄附先を選ぶ制度なので、その使われ方に関心を持つきっかけとなる。
- 地域への力になれる。
- 自治体が取組みを周知することで、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる。



ワンストップ特例制度 ※5自治体以内に限る

手続きを簡単にするため、主に確定申告を必要としない給与所得者等について、所定の手続きをするだけで、確定申告しなくても寄附金税額控除が受けられます。



ふるさとと納税の控除額について

ふるさとと納税の控除額の計算式は次のとおりです。

ふるさとと納税控除額	=	基本控除額	+	特例控除額	+	申告特例控除額
------------	---	-------	---	-------	---	---------

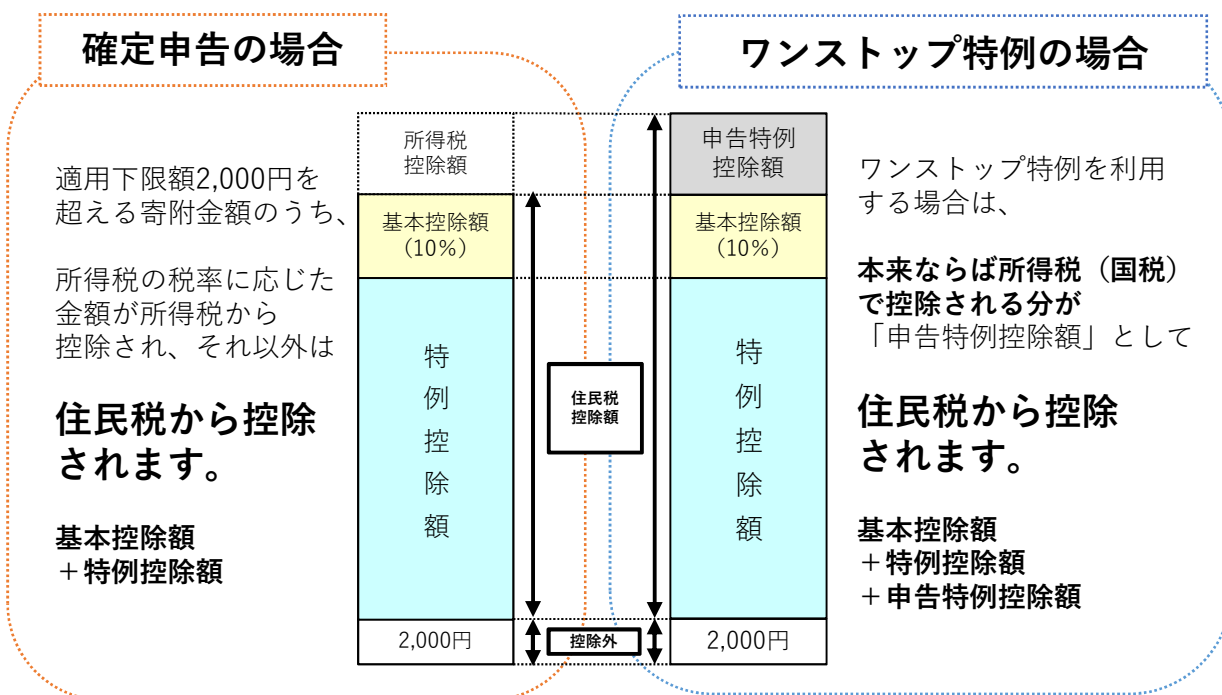
※ワンストップ特例のみ

基本控除額 … (ふるさとと納税額 - 2,000円) × 住民税率 (10%)
 ※限度額：総所得金額 × 30%

特例控除額 … (ふるさとと納税額 - 2,000円) × 特例控除割合
 ※限度額：住民税所得割額 × 20%

申告特例控除額 … 特例控除額 × 申告特例控除率

控除額のイメージ



住民税から控除されると、
自分が住むまちの財源が減少します。

ワンストップ特例では、**さらに**所得税分も住民税から控除され、
自分が住むまちの財源がますます減少します。

豊島区の税収への影響

令和3年に豊島区の納税義務者がふるさとと納税をした額は**約44億2,800万円**です。
 ⇒区民税は**約19億4,000万円減収**になります。



4 | 住民税の納め方

住民税を納める方法は、3種類あります。

普通徴収

区から送る納付書を使い、金融機関等の窓口で納付したり、口座振替等で納付する方法

納期は4回/年
(6・8・10・翌1月末)

特別徴収

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に払う給与から個人住民税を差し引いて、納入する方法

納期は12回/年
(6月から翌年5月に支給される給与から差引き)

年金特別徴収

公的年金等の所得にかかる住民税を、原則として年6回支給される公的年金から差し引きする方法

納期は6回/年
(4・6・8・10・12・翌2月に支給される公的年金から差引き)



特別徴収は、6月から翌年5月までが1年間の区切りになります。

特別徴収義務者 (事業主)

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収の対象者 (従業員)

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員が特別徴収の対象となります。

地方税法では、従業員の住民税の徴収方法は特別徴収が原則とされています。東京都では平成29年度より特別徴収義務者の全件指定を実施しており、「普通徴収切替理由」に定める一定の基準に当てはまる場合のみ普通徴収を認めることとしています。

②税額の計算



従業員が1月1日にお住まいの区市町村

① 1月31日まで
給与支払報告書の提出

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

⑤ 給与支払日の
翌月10日まで

差し引いた住民税
を納入



事業主
(給与支払者)

③ 5月31日まで
特別徴収税額の通知

④ 6月～翌年5月まで
の毎月の給与支払日

給与から住民税を差引



従業員
(納税義務者)

5 | 区民税の主な改正内容

1 住宅ローン控除制度の見直し(令和5年度適用)

- 住宅ローン控除の適用期限が4年延長（令和7年12月31日までの入居者が対象）となります。
- 省エネ性能等の高い認定住宅等につき（※1）、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。
- 新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ（※2）します。
- 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は、合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とします。
- 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、床面積40㎡以上の住宅を控除対象とします。
- 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、個人住民税から控除されますが、その控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）となります。

＜住宅ローン控除の対象となる住宅＞

改正前		改正後		
		令和4・5年入居		令和6・7年入居
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円
	一般住宅	4,000万円	ZEH水準省エネ住宅 4,500万円	省エネ基準適合住宅 3,000万円
既存住宅	一般住宅	2,000万円	その他の住宅(※4) 3,000万円	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅) 3,000万円
			その他の住宅(※4) 2,000万円	その他の住宅(※4) 2,000万円

↑ 省エネ性能等 高
↓ 省エネ性能等 低

- ※1 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
- ※2 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
- ※3 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
- ※4 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- ※5 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。

出典：パンフレット「令和4年度税制改正」（財務省）

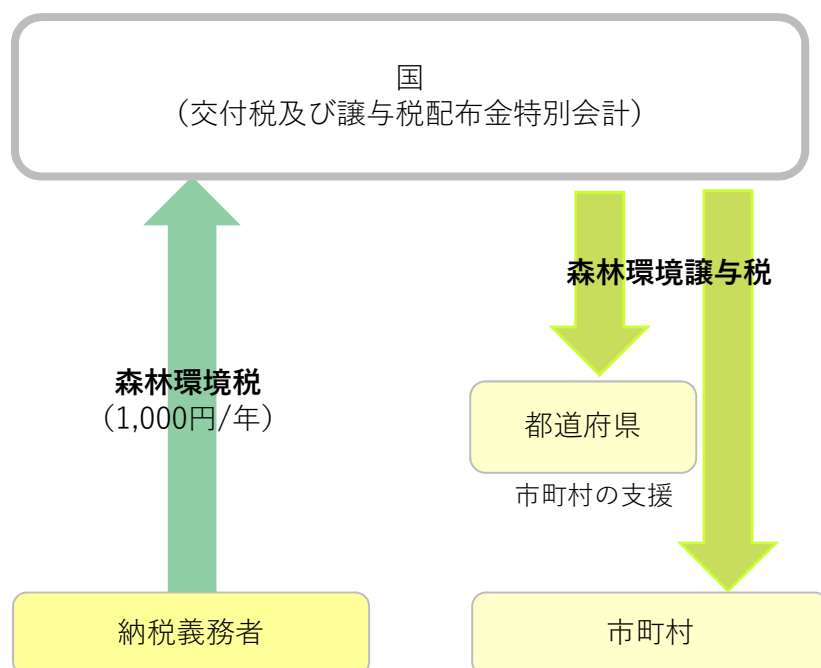
2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式(令和6年度適用)

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税と個人住民税について異なる課税方式を選択することができなくなり、所得税の課税方式と一致させることとなります。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税と一致させることとなります。

3 森林環境税(令和6年度適用)

森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、区市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を徴収するものです。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、個人住民税均等割の税額は、都道府県民税が1,500円、区市町村民税が3,500円の合計5,000円です。これは平成26年度から令和5年度までの間、地方自治体の防災対策に充てるため、都道府県民税・区市町村民税それぞれに500円が加算された金額です。令和6年度からその加算分がなくなり、森林環境税分が増えるため、合計金額は変わりません。



※森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始されました。市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

第4章

納税状況

1

納税の方法

2

収納率の推移

3

滞納額別の滞納者の割合

4

分割納付と納税猶予

5

督促・催告の推移

6

差押件数と滞納額の推移

7

口座振替の状況

8

税証明発行件数の推移

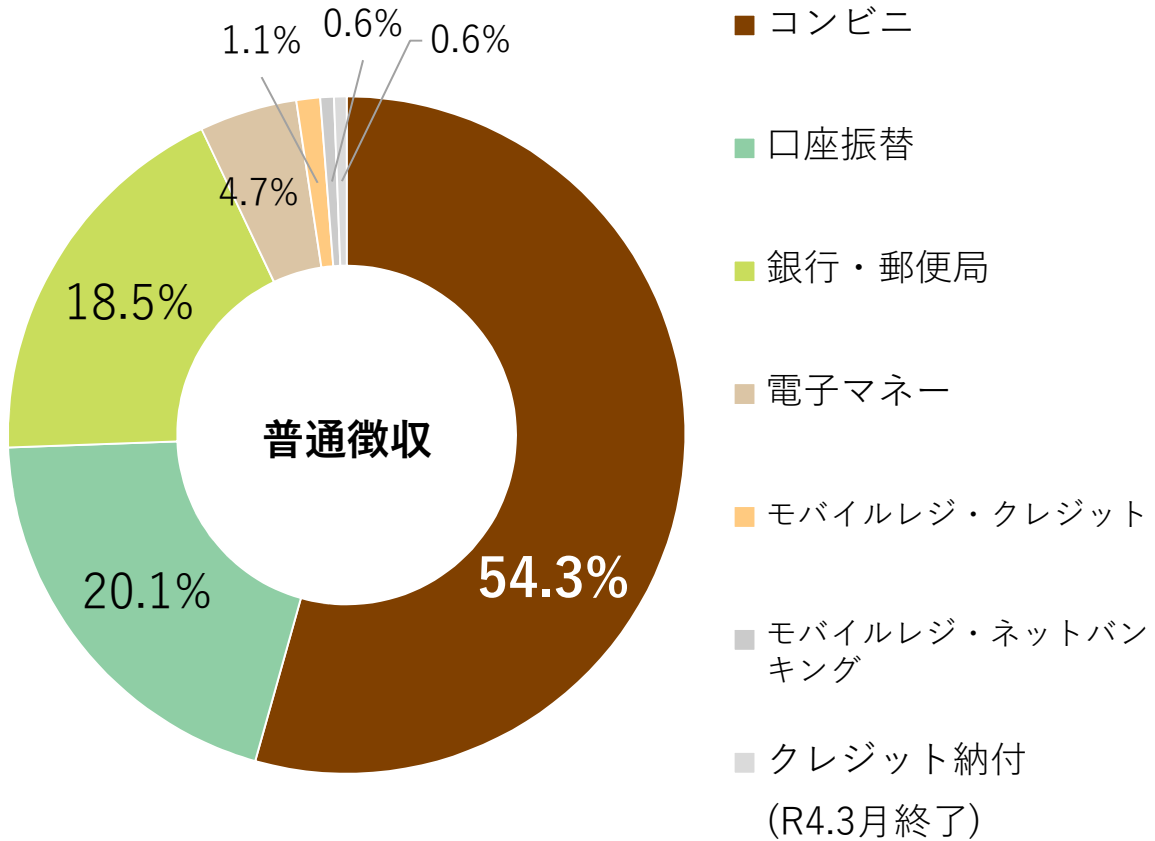
税金の還付とは

収納率向上のための取組み

4-1

納税の方法

納税方法別の納付割合（令和3年度決算）



P O I N T

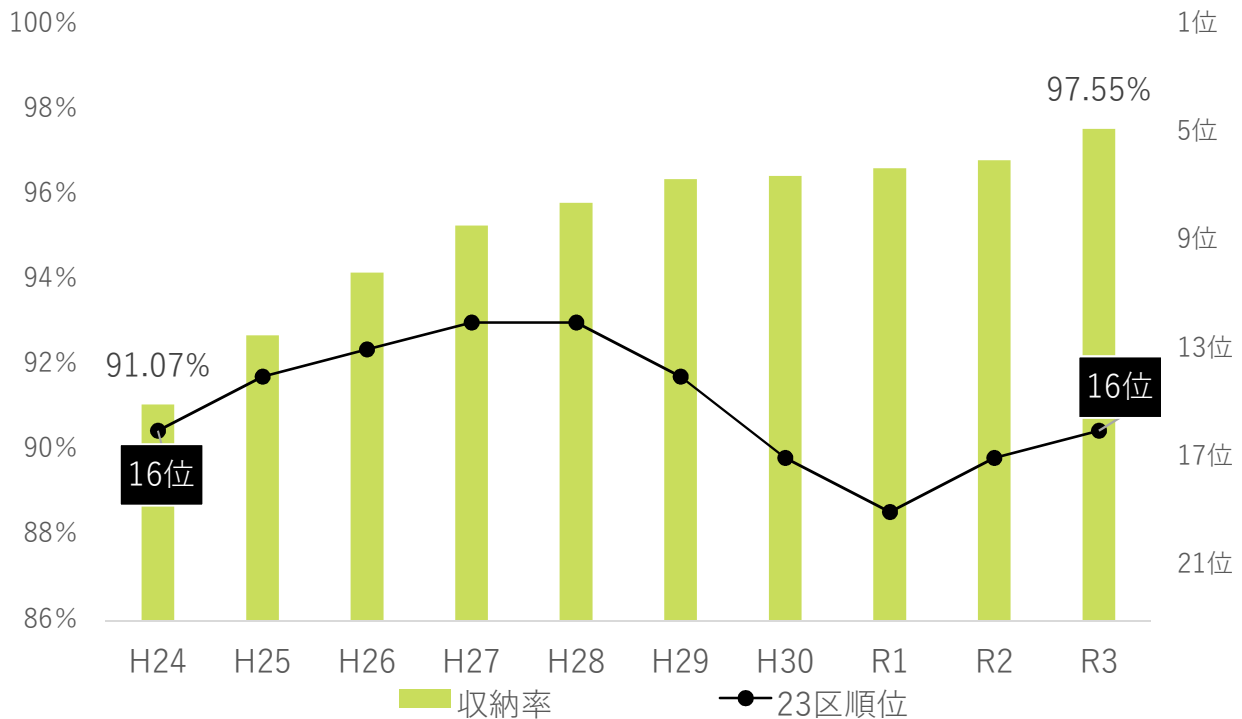
各納税方法によるメリット

- コンビニ : 24時間納付可能（外出先でも可能）
- 口座振替 : 自動引落とし、納付忘れ防止
- 電子マネー : スマホで簡単に納付可能
(アプリのダウンロード&チャージが必要)
- モバイルレジ : スマホを介してインターネットバンキング、
クレジットカードでの納付が可能

4-2

収納率の推移

特別区民税収納率の推移



$$\text{収納率} = \text{収入額} \div \text{課税額} = 97.55\%$$



P O I N T

収納率向上のための主な取組み

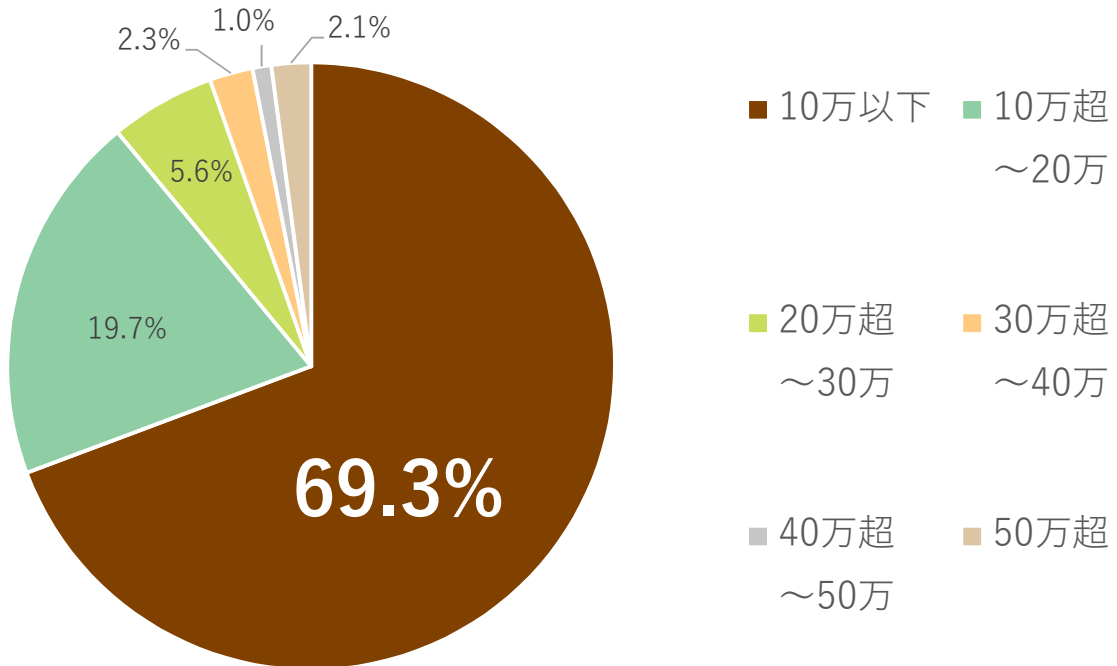
- ▶ 休日窓口の開設（毎月第2日曜日＊）
- ▶ 納付案内センターの活用（電話、訪問、SMS）
- ▶ 差押えの実施
- ▶ 収納チャネル拡大（モバイルレジ、電子マネーなど）

＊休館日の場合もあるため、事前にHPなどでご確認ください。

4-3

滞納額別の滞納者の割合

滞納額別の滞納割合（令和4年度）



金額の最多は10万円以下



P O I N T

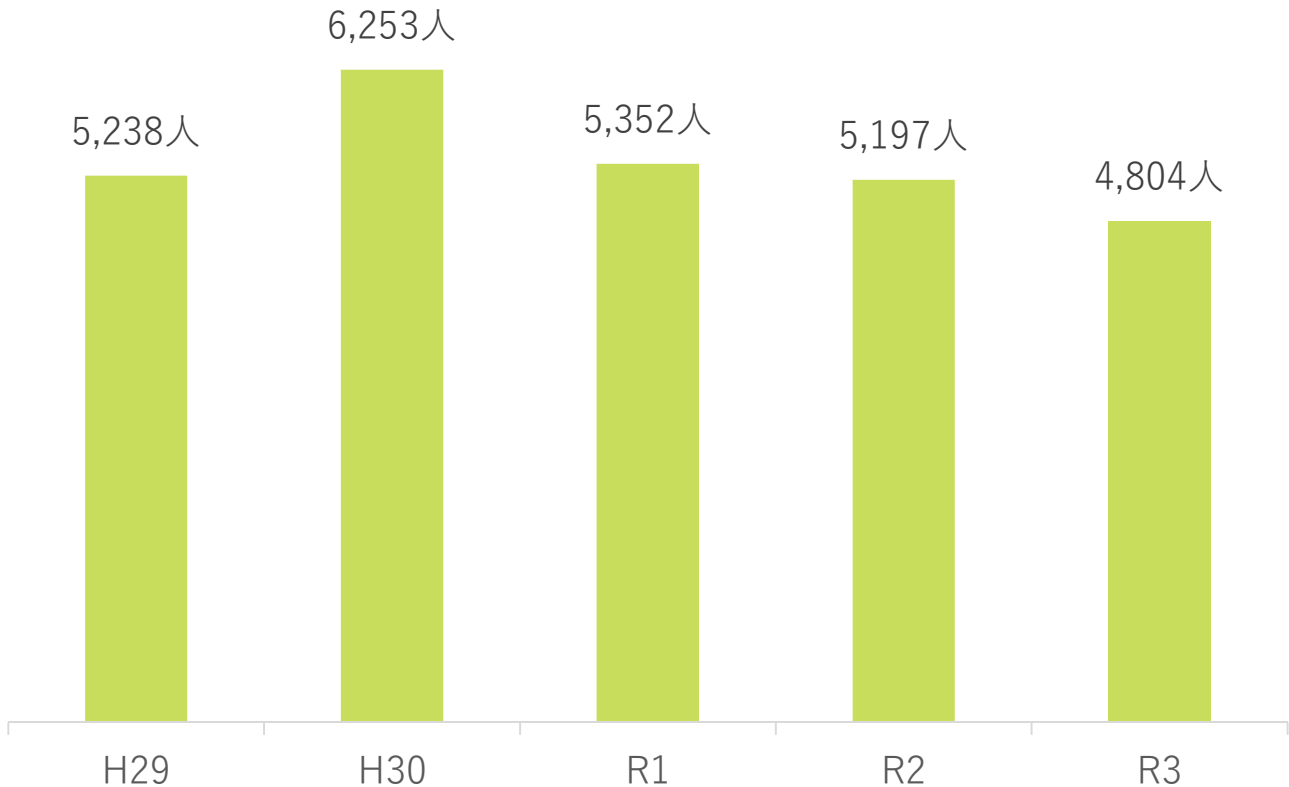
滞納の主な理由

- ▶ 収入減少（失業、倒産）
- ▶ 就労困難（ケガ、病気、高齢化）
- ▶ 失念（多忙、混同）
- ▶ 制度の複雑性（翌年課税、天引き）
- ▶ 出国（課税時転出）

4-4

分割納付と納税猶予

分納誓約者数の推移



P O I N T

住民税は前年所得に課税されるため、収入があった時期と税の納付時期とはズレがあります。

納付が難しい場合には、区役所へご相談ください。

分割納付

生活状況をお聞きし、分割納付を検討します。

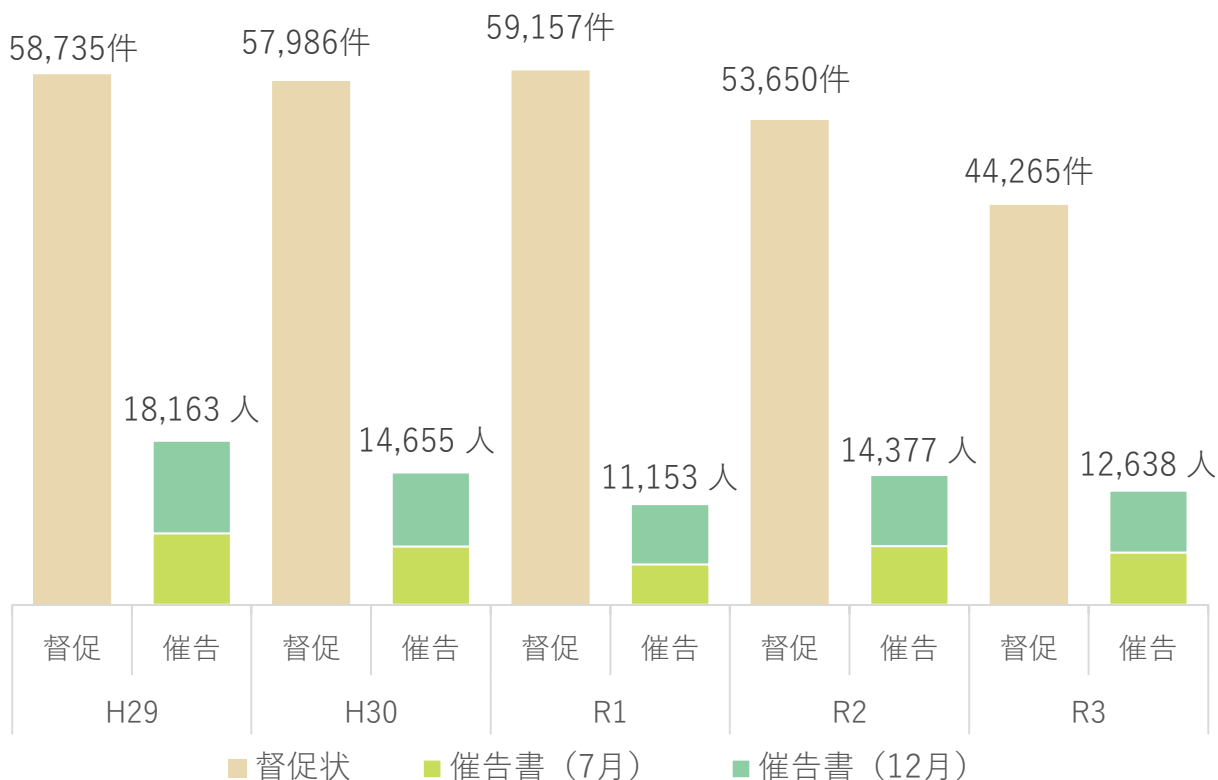
徴収猶予

天災・盗難・休廃業等の場合、1年に限り猶予ができます。

4-5

督促・催告の推移

督促状・催告書発付数の推移



P - O - I - N - T

督促状

期限内に納付がない全ての方に発付。

催告書

督促後、納付のない方に発付。

7月催告：滞納繰越分のみ

9月催告：外国人のみ

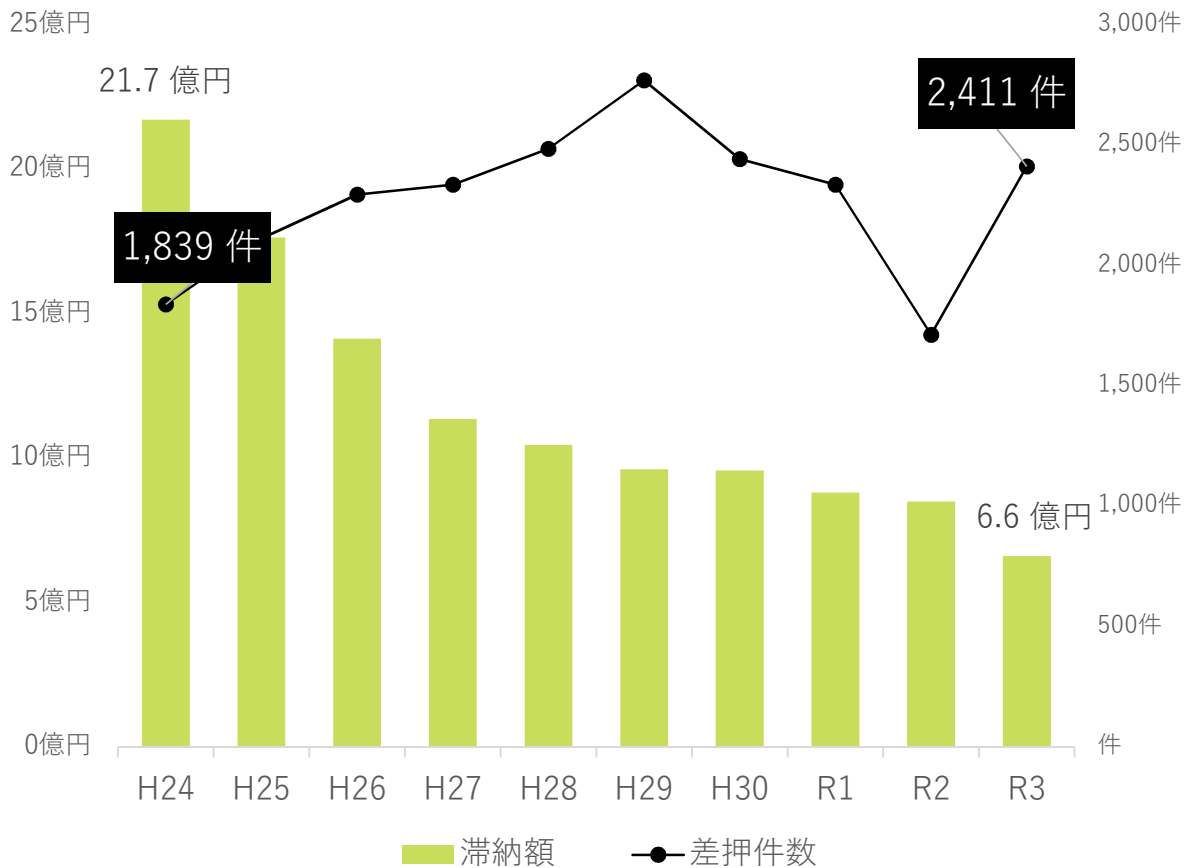
12月催告：滞納繰越分と現年度分（1期・2期）

2月催告：現年度分（1～3期）のみ

4-6

差押件数と滞納額の推移

差押件数と滞納額の推移



P O I N T

滞納整理の主な取組み

- ▶ 財産調査、差押え
- ▶ 納税交渉（電話、窓口）

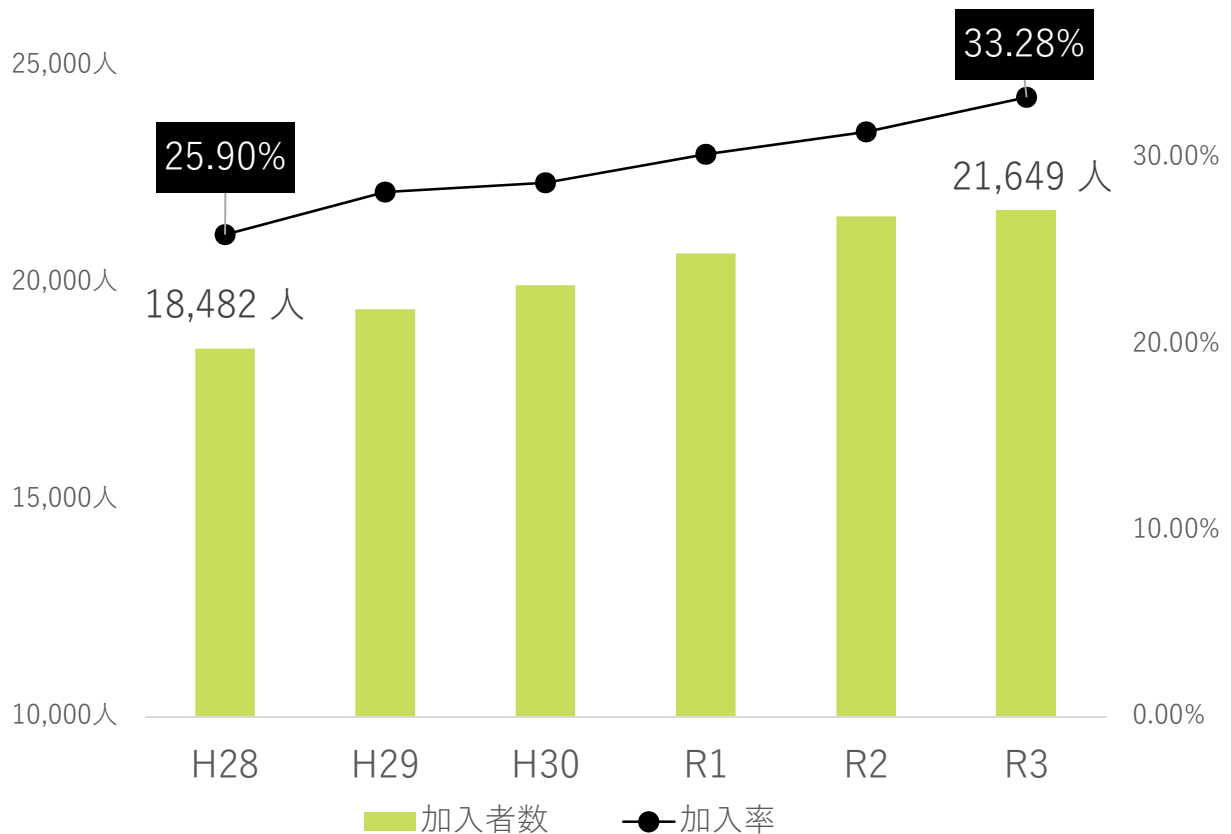
コロナ禍における対応

- ▶ 特例猶予（家計急変世帯など）
- ▶ 預金差押えの抑制（各種給付金）

4-7

口座振替の状況

口座振替加入者数（率）の推移



P O I N T

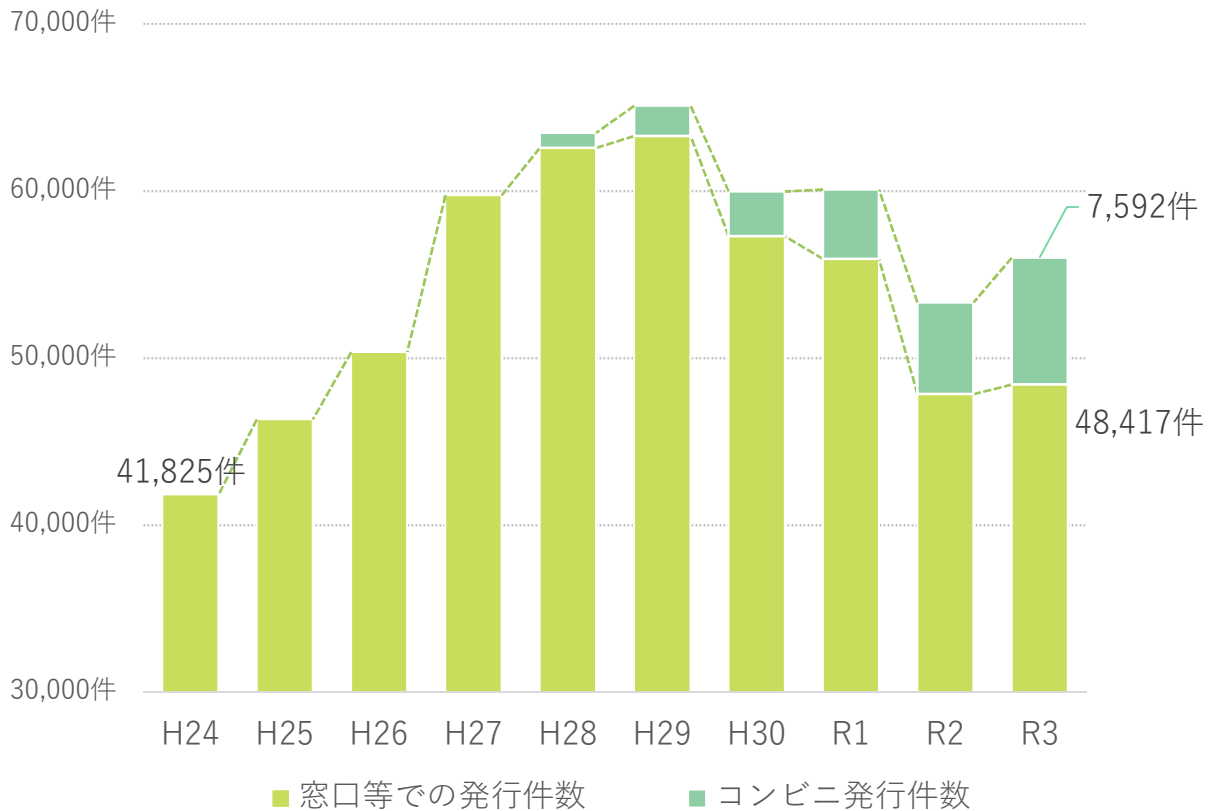
加入促進に向けた主な取組み

- ▶ 口座振替受付サービス（ペイジー）の導入
（区役所窓口でキャッシュカード持参で印鑑レス手続き可能）
（金融機関は限定、手続きができるのは口座名義本人のみ）
- ▶ 督促状に申込書を同封（普通徴収第4期のみ）

4-8

税証明発行件数の推移

税証明発行件数の推移



P O I N T

これまでの変遷

H28年：マイナンバーカードによるコンビニでの証明書発行開始
発行件数は年々増加傾向

R2年：手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入
(税務課窓口のみ)

R4年：証明書郵送発行のオンライン申請開始

6 | 税金の還付とは



税金を払いすぎたり、間違って払ってしまったときに過払い分を返すことです。

よくある例①



扶養を取り忘れたかも。

医療費高かったけど、申告したっけ？

申告

× 10,000

支払済の
住民税が減額

○ 5,000

よくある例②



納付書が2枚ある？
心配だから両方とも払おう。

督促状

納付書

支払済の期分を
二重払い

Yes

未納の区税がある？

No

過払い分を未納分に
充当

過払い分を
還付

還付のながれ



役所

①還付通知送付

②還付請求



個人

④通帳記帳により確認



本人口座

③本人指定口座へ入金

※ 入金まで1か月程度かかる場合があります。

7 | 収納率向上 のための取組み



豊島区では、携帯・スマホのショートメッセージ（SMS）を活用した催告・案内をしています。他にも、納付方法の拡大や外国語に対応できる相談員を配置して相談にあたるなど、丁寧な取組みを行っています。

収納対策事例

ショートメッセージサービス （SMS）による 納付案内・催告

SMSとは、携帯/スマホの電話番号宛にメッセージを送る機能で、これを使って納付案内や催告をしています。

従来の訪問・電話・文書での案内と合わせて、より確実に情報を届けます。

イメージ



収納チャネルの拡大

クレジットカード（モバイルレジ）や電子マネー（LINE Pay、PayPay、d払い、au PAY、J-coin Pay）をご利用いただけます。

納付書のバーコードを読み込み、24時間いつでも納付できる便利な方法で納付を促します。

ベトナム語・中国語 相談員による納付案内

近年、多くの外国籍の方が転入し、住民税を滞納するケースが増えています。

豊島区では、ベトナム語、中国語に対応できる職員を配置し、納付勧奨（電話）や相談通訳（窓口）等を行い、税の理解（制度、納付義務、納付方法）と滞納抑制を図っています。

分納の電子申請・ 多重債務者への納付相談

コロナ禍は今もなお、納税者の生活に大きく影響しています。

令和4年度より電子申請による分納の受付を実施。感染リスクの軽減や開庁時間を気にせずに申請することが可能になりました。

また、税務課と福祉総務課が連携し、多重債務等により納付困難な方や自立相談支援事業を受けている方へ、生活状況改善に向けた支援を実施。本人同意のもとで両課が情報共有し、生活状況改善プランに沿った納税相談を行っています。

第5章

軽自動車税

1

軽自動車税（台数・税収）の推移

2

軽自動車税（収納率）の推移

3

普通自動車と軽自動車の台数比較

4

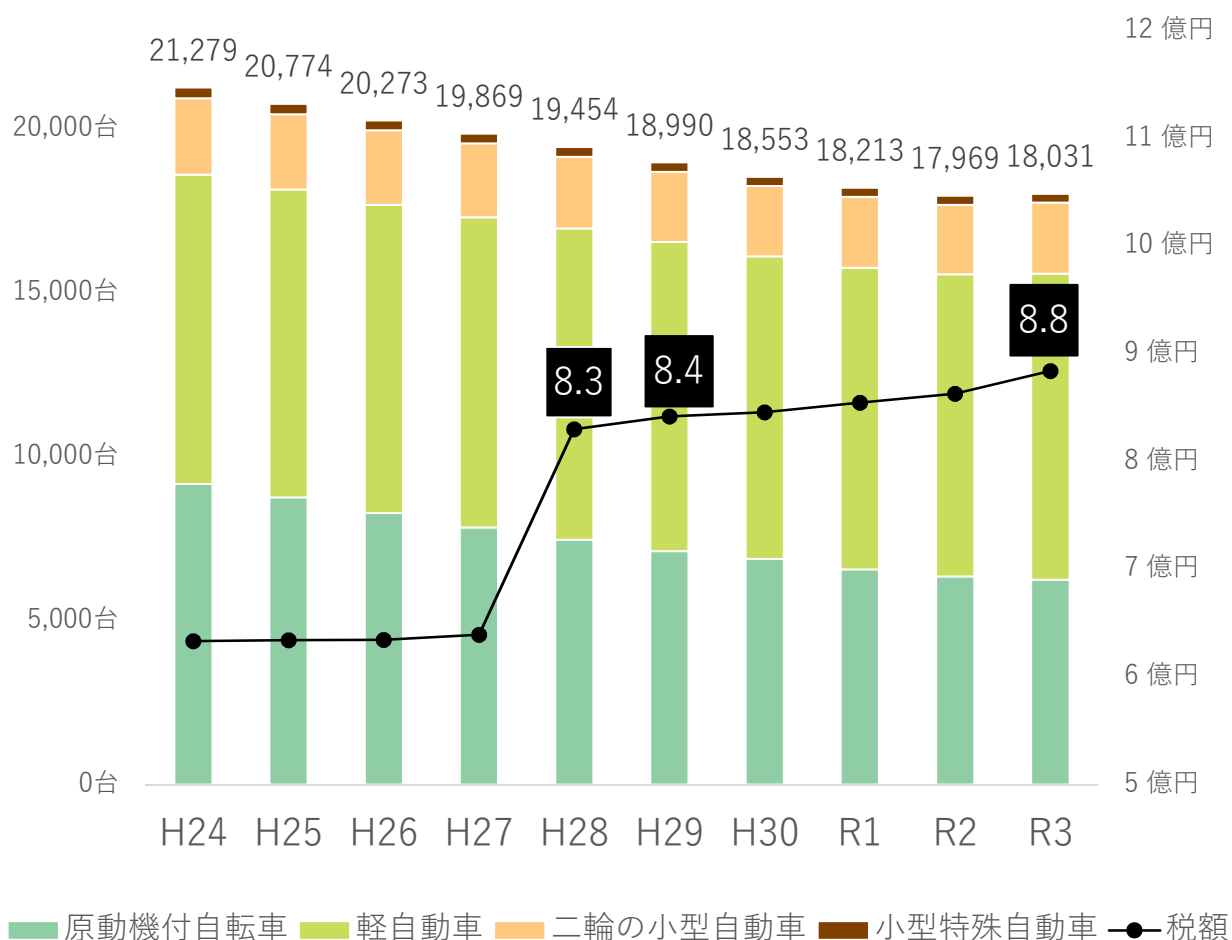
軽自動車の保有率（23区）

軽自動車税（種別割）の概要と新制度

5-1

軽自動車税（台数・税収）の推移

軽自動車税の登録台数及び課税額の推移



P O I N T

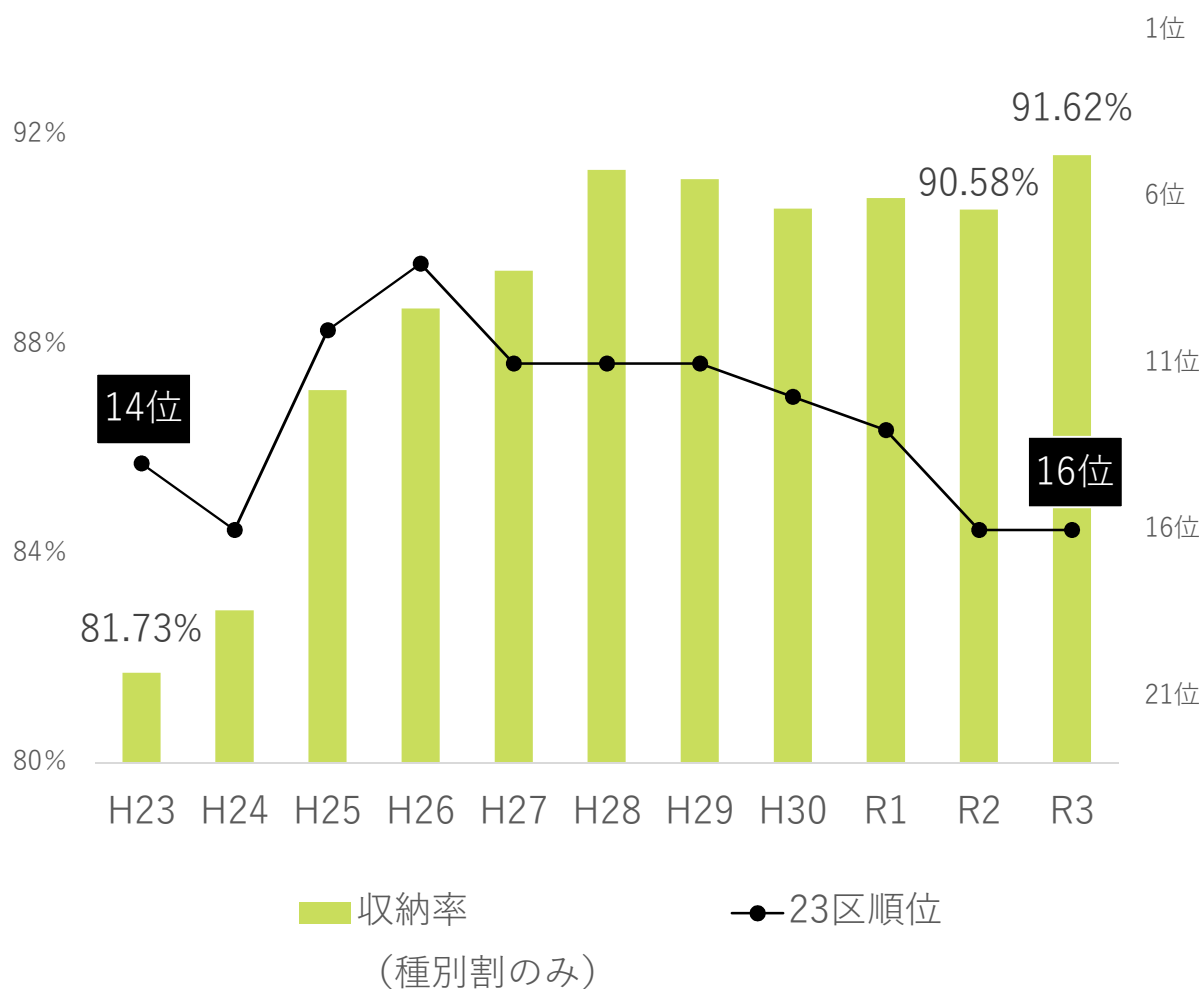
登録台数：約1.8万台
⇒ 減少傾向（特に原付バイク）

課税額：約9億円
⇒ おおむね横ばい（H28年の税率改定後）

5-2

軽自動車税（収納率）の推移

課税額と納税義務者数の推移(23区)（令和4年度）



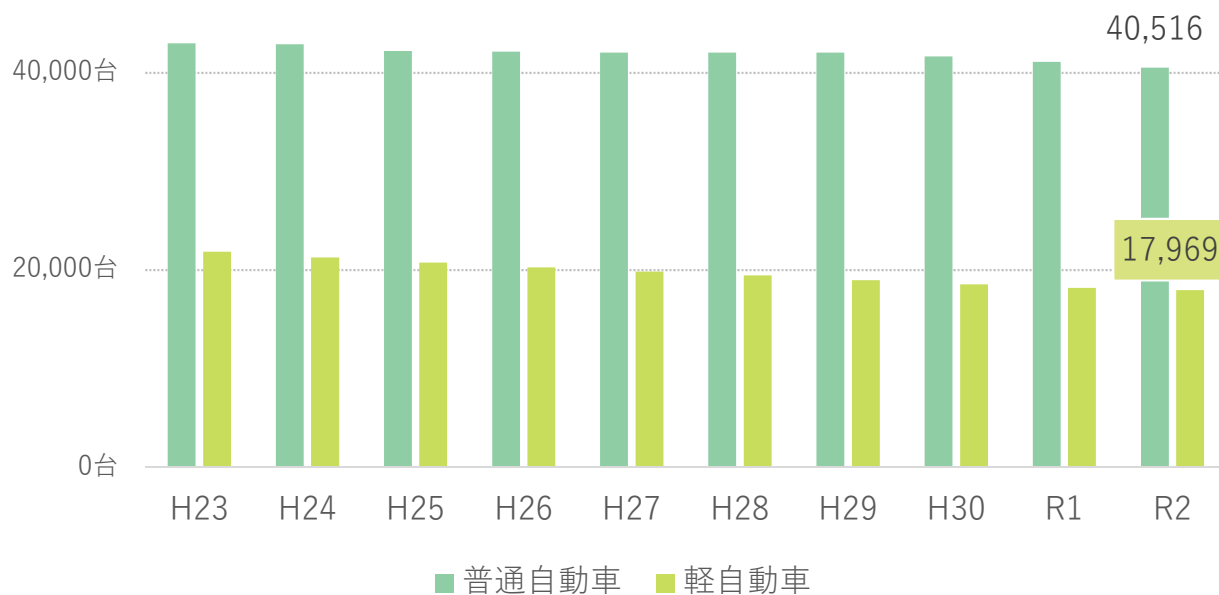
P O I N T

収納率向上の主な取組み

- ▶ 休日・夜間窓口の開設
- ▶ 差押えの適正実施
- ▶ 収納チャネル拡大
(電子マネー、モバイルレジクレジットをR2年から追加)

5-3

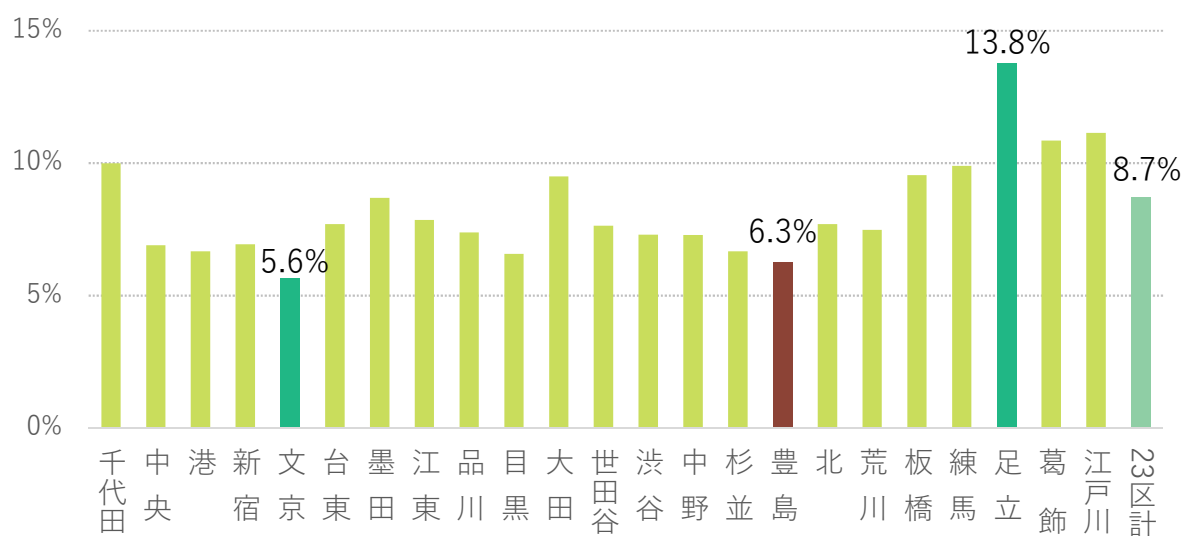
普通自動車と軽自動車の台数比較



おおむね 2:1 の比率

5-4

普通自動車の保有率 (23区)



豊島区は軽自動車の保有率が他区より低い
(交通利便性が良く、人口密度も高いため)

8 | 軽自動車税（種別割）の概要と新制度



軽自動車税（種別割）は、4月1日に所有している方にかかる税金です。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日に軽自動車・二輪車・原動機付自転車等を所有している方（法人を含む）にかかる税金です。

納税通知書は毎年5月中旬頃に発送し、納期限は5月末です。

自動車税と異なり、月割りで課税する制度がありません。4月2日以降に廃車や名義変更をして現在車両を所有していなくても、4月1日時点で登録中であれば、その年度の軽自動車税（種別割）が1年分課税されます。



令和5年1月から、軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）が始まります。

軽自動車検査協会が軽自動車税（種別割）の納付状況をオンラインで確認できるようになり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。これにより、納税者・市区町村双方の負担が軽減されます。

公式ロゴ▶



A… 軽自動車税（種別割）の納付情報を登録

例) 車両α (0:完納) 車両β (1:未納)

B… 軽自動車検査協会が「車両番号」及び「車台番号」で納付状況を照会

C… 軽JNKSが納付情報を応答

例) 車両α (0:完納) ⇒ 継続検査:受検可
車両β (1:未納) ⇒ 継続検査:受検不可

★納税証明書の提示は原則不要です。
★納税証明書を紛失した場合でも
再交付申請の必要がありません。

X… 登録した情報を照会・閲覧

(地方税共同機構HPより抜粋)

第6章

たばこ・入湯税

1

たばこ税の推移

2

たばこ税収（23区）

3

区税に占める割合（23区）

4

たばこ税率の変遷

たばこ税とは

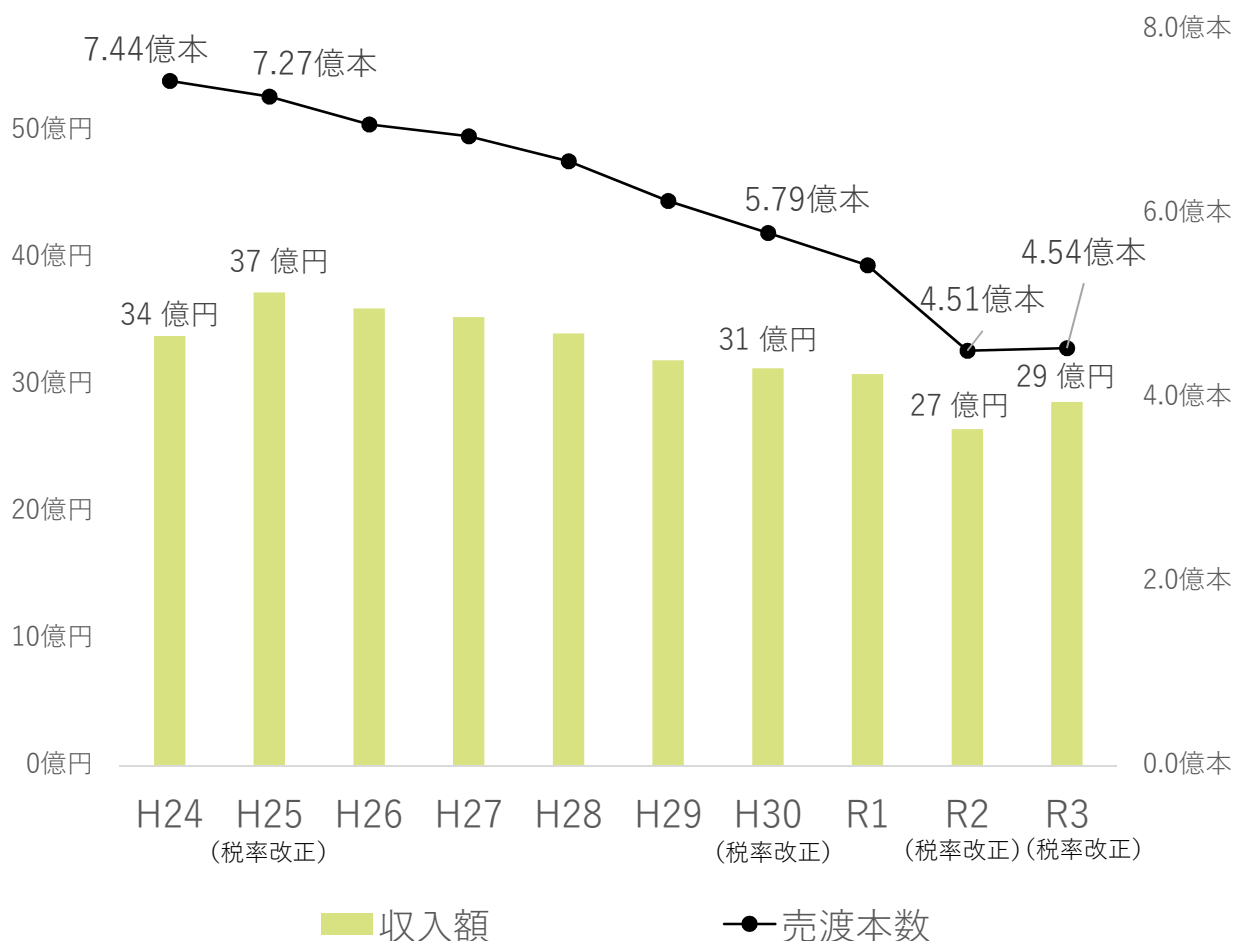
加熱式たばことは

入湯税とは

6-1

たばこ税の推移

たばこ税の売渡本数と税収の推移



P O I N T

売渡本数 : 7.2億本 (H25年) → 4.5億本 (R3年)

税 収 : 37億円 (H25年) → 29億円 (R3年)

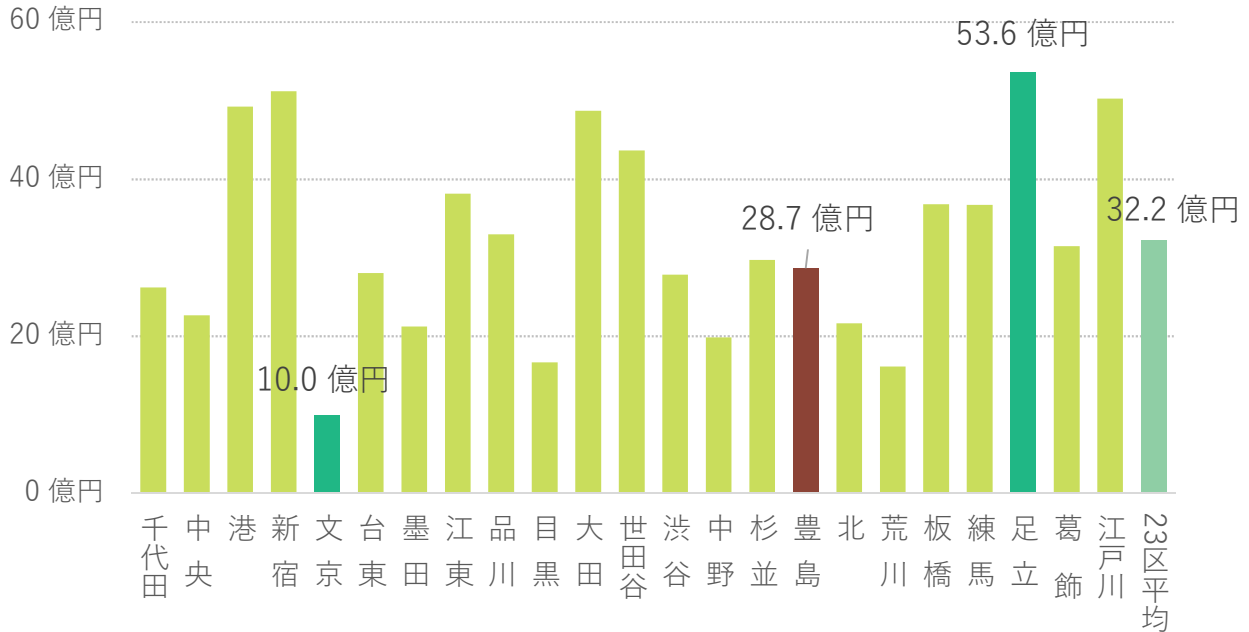
変動要因

- ▶ 喫煙率の低下、健康志向の高まり、コロナ禍など

6-2

たばこ税収（23区）

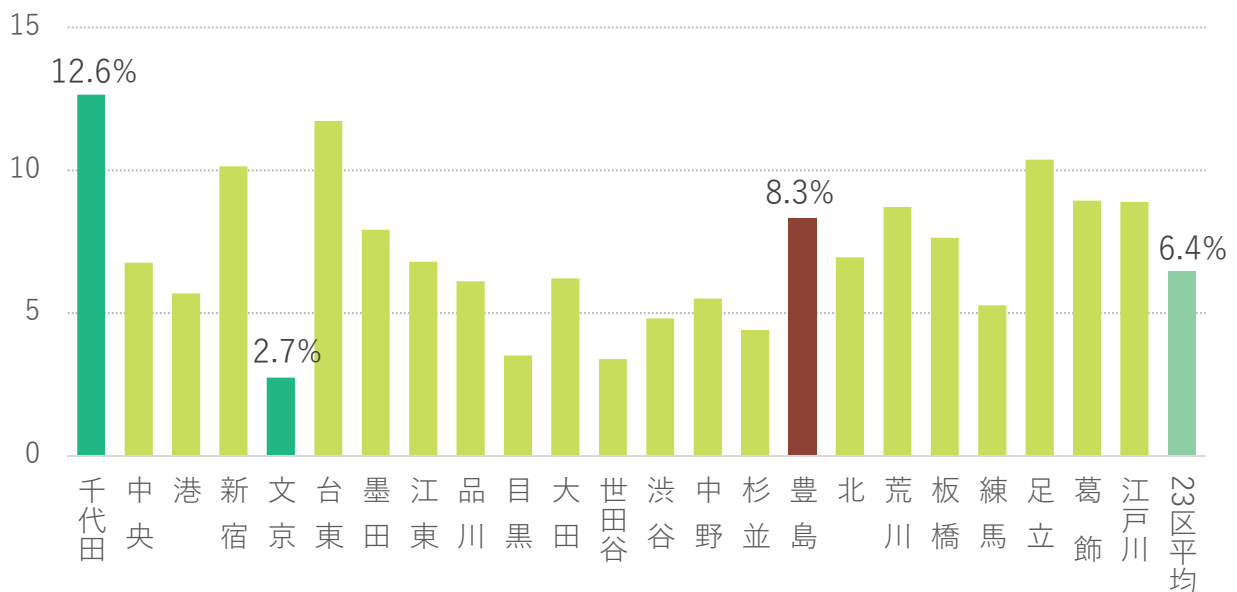
令和3年度決算



6-3

区税に占める割合（23区）

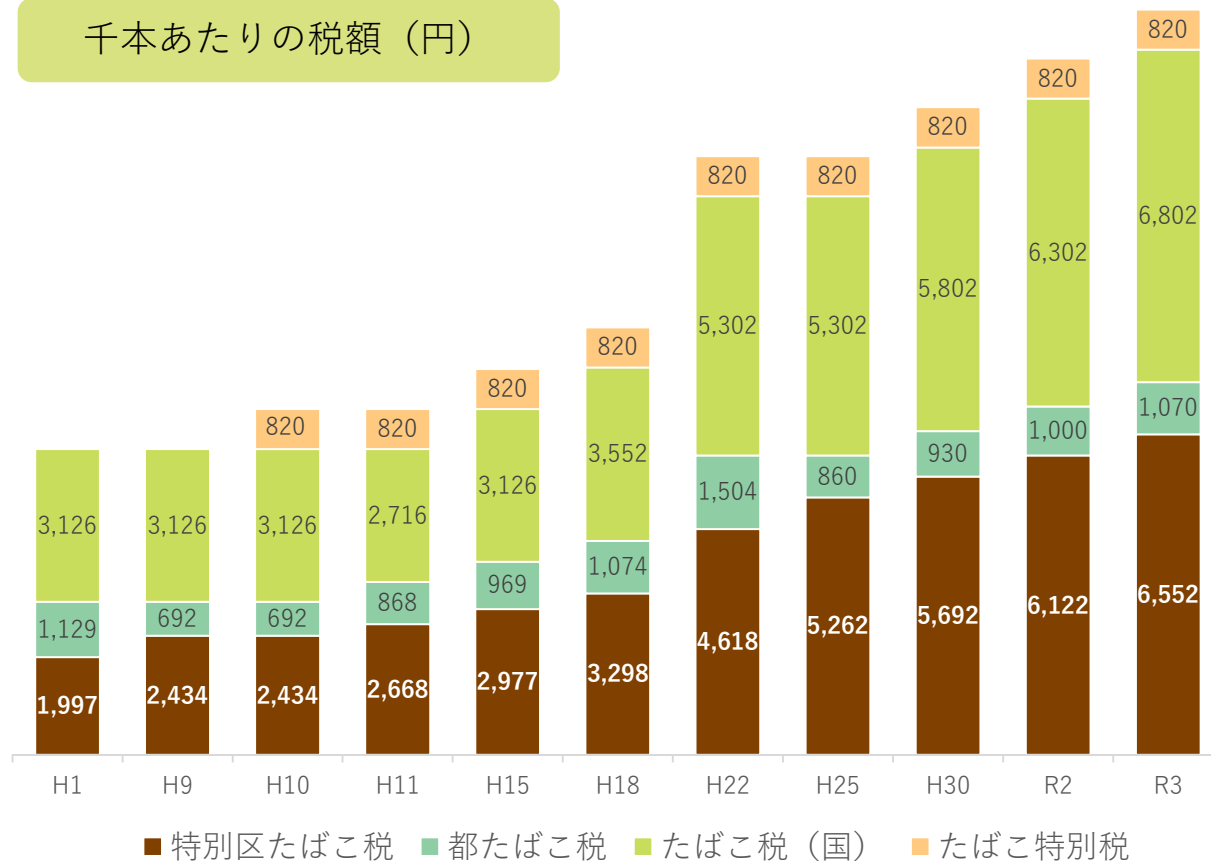
令和3年度決算



6-4

たばこ税率の変遷

千本あたりの税額（円）



P O I N T

H1年：「たばこ税」創設（消費税創設時に旧来の「たばこ消費税」を改変）

H9年：都から区へ税源移譲（税率調整）

H10年：「たばこ特別税」（国税）創設
（旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用）

H11年：国から区・都へ税源移譲（税率調整）

H15年：税率改定。「手持ち品課税」実施（H15年/H18年/H22年）

H25年：都から区へ税源移譲（税率調整）

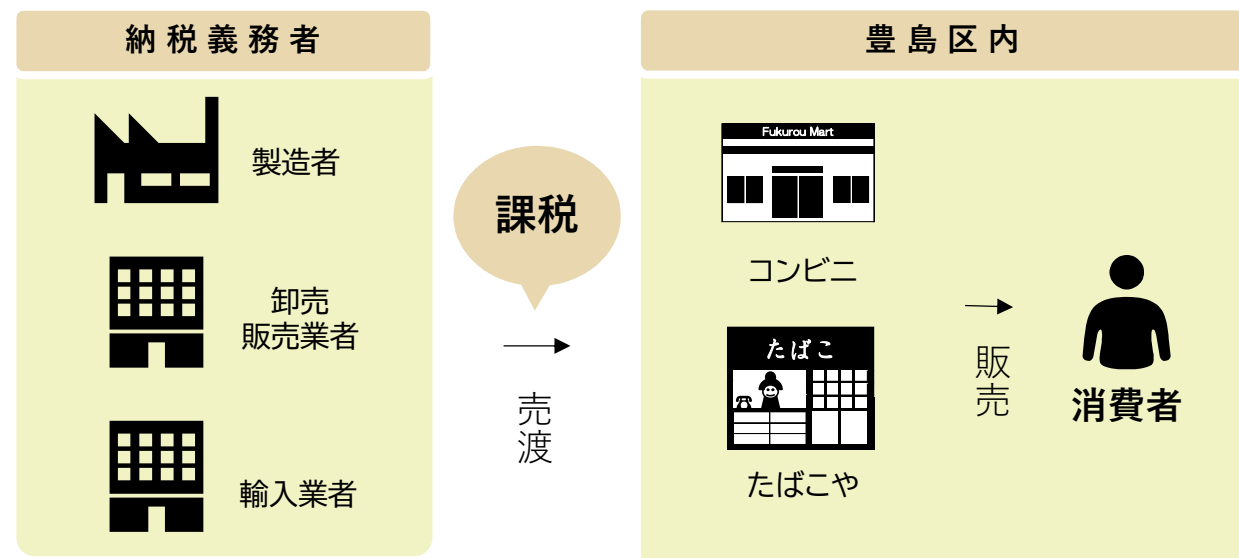
H30年：税率改定。「手持ち品課税」実施（H30年/R2年/R3年）

※ 手持ち品課税…税率改正前に売渡しされた小売店の在庫（手持ち品）に対し、税率引上げに相当する課税を行い、同一の税負担を求めるもの。

9 | たばこ税とは

納税義務者	たばこ製造者または輸入業者・卸売販売業者
課税客体	小売販売業者に売り渡す製造たばこ
課税標準	売り渡した製造たばこの本数
納期限	売渡月の翌月末日（3月売渡分は4月末日まで）
税率	下記参照
徴収方法	申告納付

課税イメージ



代表的な紙巻きたばこの税額（小売価格580円20本入り）

税の種類	1箱あたりの税額	1本当たりの税額
特別区たばこ税	131.04円	6.552円
都たばこ税	21.40円	1.070円
国たばこ税	136.04円	6.802円
たばこ特別税	16.40円	0.820円
消費税（地方消費税含む）	52.72円	2.636円
合計	357.60円	17.880円

10 | 加熱式たばことは

加熱式たばことは、「葉を燃やした煙」ではなく「加熱で発生した蒸気」を吸う製品です。新しいスタイルのたばことして販売され、急速に広がっています。

課税は、製造たばこ（葉たばこを）基準に、重量を本数に換算していました。（1グラム＝1本）しかし、重量が少ない加熱式たばこ製造たばこの間の税負担水準の適正化を図る観点により、平成30年から「重量」と「価格」を製造たばこの本数に換算する方式に5年かけて段階的に移行しました。

令和4年10月1日以降の本数換算

次のイ～ロの合計本数によります。

- イ その重量（フィルター等を除く。）0.4gを0.5本に換算した本数
- ロ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数

11 | 入湯税とは

入湯税とは、環境衛生や消防等の施設整備や観光振興の費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯に対して課す税です。

鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1月分をまとめて翌月末日までに区に申告・納付します。

税率は、豊島区では入湯客1人1日につき150円です。

（次の①～③は課税免除 ①12歳未満の子ども ②共同浴場・公衆浴場 ③専ら日帰客の利用に供される施設で料金が1,200円以下）

第7章

狭小住戸集合住宅税

- 1 狭小住戸集合住宅税の概要
- 2 税創設の経緯
- 3 税収の推移
- 4 効果の検証

7-1

狭小住戸集合住宅税の概要

課税対象	区内に狭小住戸(30㎡未満)が9戸以上ある集合住宅を建築する行為
納税義務者	上記の集合住宅を建築する建築主
税率	対象住戸1戸につき50万円



30㎡未満の住戸数	30㎡以上の住戸数	税額
10戸	0戸	50万円×10戸=500万円
9戸	1戸	50万円×9戸=450万円
8戸	2戸	非課税

法律で規定

法定税

住民税、消費税、所得税など

自治体が独自に新設

法定外税

使い道に定めがある

目的税

宿泊税(東京都ほか)など

使い道に定めがない

普通税

狭小住戸集合住宅税

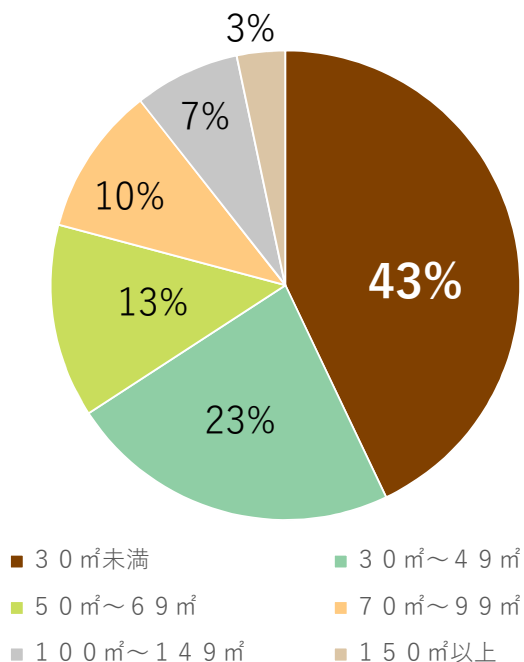
全国で豊島区だけの法定外税
使い道の指定がない普通税

7-2

税創設の経緯

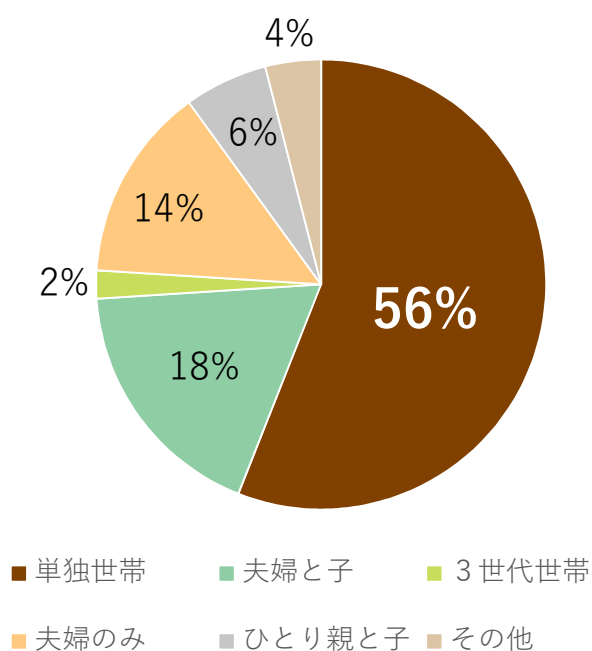
住宅ストックの偏り

〔H10年 住宅・土地統計調査〕



世帯構成の偏り

〔H12年 国勢調査〕



良質な民間住宅（面積水準）が形成されにくくなる！？
 定住人口がさらに減ってしまう！？
 地域コミュニティが希薄になり、相互扶助が弱まってしまう！？

H14～15年…法定外税検討会議開催

（学識経験者・事業者代税検討会議を表・関係団体代表・区民代表による検討）

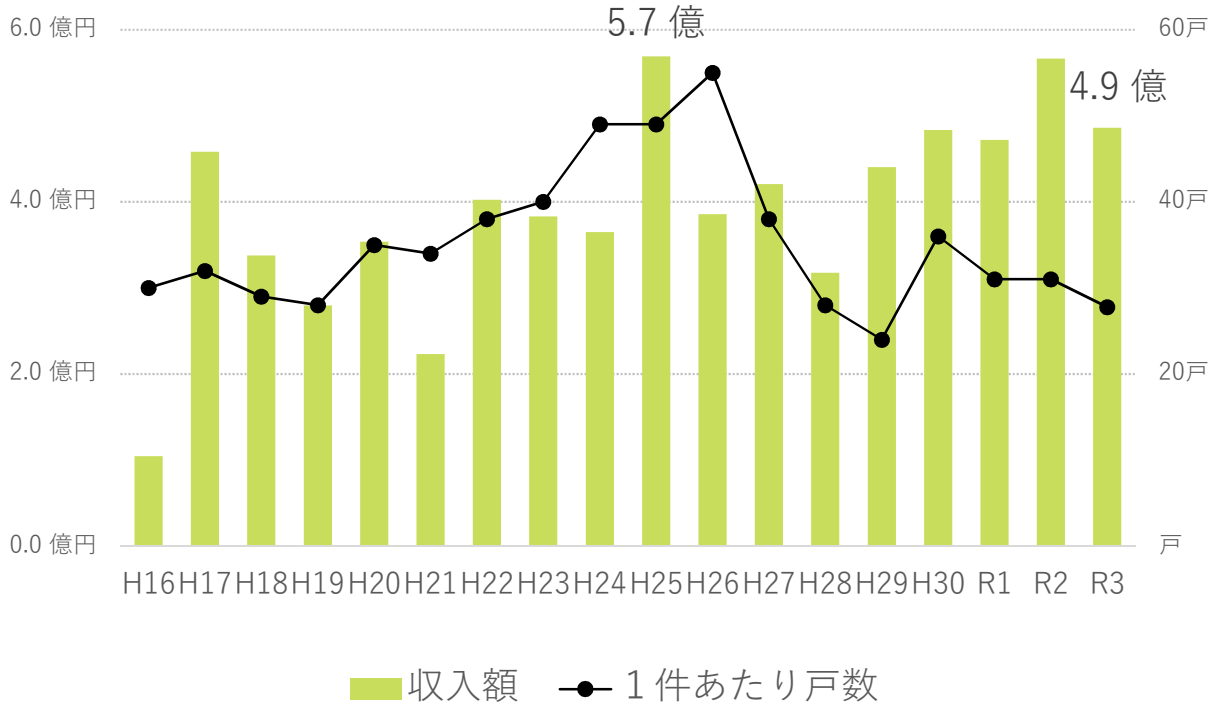
H16年……総務大臣による「狭小住戸集合住宅税」新設の同意（6月施行）

本税は、条例施行後5年ごとに見直しを行うこととなっており、H20年、H25年、H30年に「税制度調査検討会議」を開催しました。

検討の結果、R5年まで継続することが決定しています。

7-3

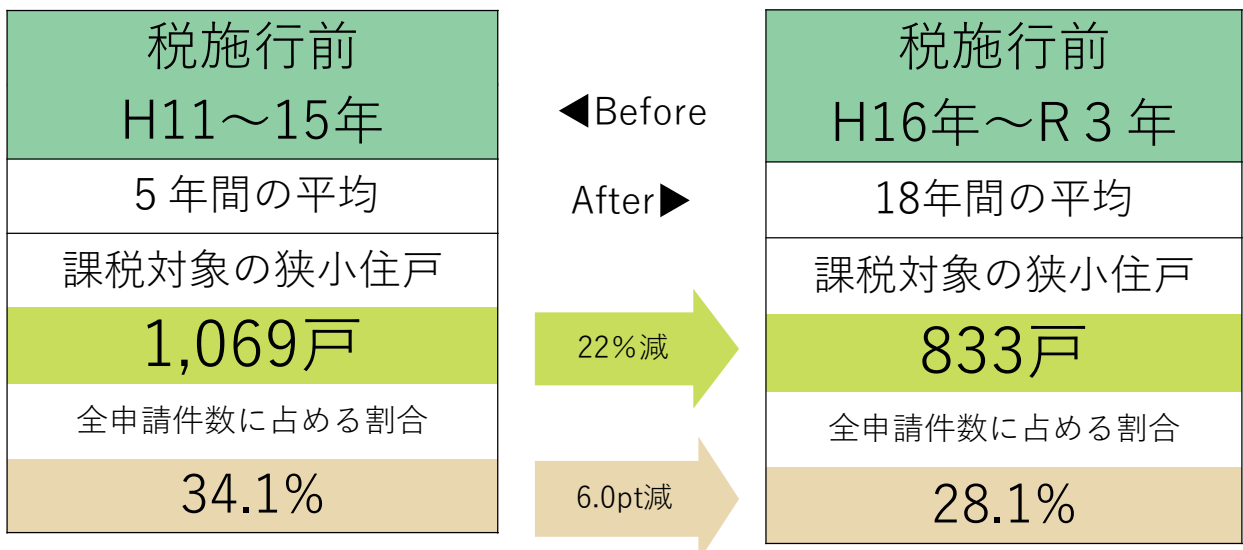
税収の推移



7-4

効果の検証

建築確認の申請数における比較



使用データ

表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

1-1	豊島区の収入	(令和3年度)
-----	--------	---------

(単位：千円)

歳入科目	金額	割合
特別区税	34,531,351	23.2%
地方譲与税	449,687	0.3%
利子割交付金	86,160	0.1%
配当割交付金	621,069	0.4%
株式等譲渡所得割交付金	761,603	0.5%
地方消費税交付金	8,190,723	5.5%
環境性能割交付金	99,167	0.1%
地方特例交付金	131,159	0.1%
特別区交付金	33,611,637	22.6%
交通安全対策特別交付金	26,364	0.0%
分担金及び交付金	1,074,570	0.7%
使用料及び手数料	2,991,248	2.0%
国庫支出金	41,311,101	27.7%
都支出金	11,815,330	7.9%
財産収入	411,157	0.3%
寄附金	81,661	0.1%
繰入金	7,129,000	4.8%
繰越金	931,707	0.6%
諸収入	4,199,018	2.8%
特別区債	520,000	0.3%
合計	148,973,713	100%

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

1-2	特別区（23区）の税収入	(令和3年度)
-----	--------------	---------

(単位：千円)

区名	特別区税収入	順位
千代田	20,725,904	22位
中央	33,512,659	18位
港	86,664,196	2位
新宿	50,506,471	11位
文京	36,512,105	14位
台東	23,895,046	21位
墨田	26,849,290	20位
江東	56,216,979	8位
品川	53,898,090	9位
目黒	47,593,157	13位
大田	78,354,599	3位
世田谷	128,773,322	1位
渋谷	57,915,258	6位
中野	36,083,700	15位
杉並	67,412,097	5位
豊島	34,531,351	17位
北	31,140,267	19位
荒川	18,562,761	23位
板橋	48,172,094	12位
練馬	69,804,162	4位
足立	51,669,587	10位
葛飾	35,201,117	16位
江戸川	56,493,352	7位
23区計	1,150,487,564	

1-3	税金などの使われ方
-----	-----------

令和4年度当初予算を1万円に置き換えると、このような使い道になります。

(単位：円)

使 用 道	金 額
高齢者・障害者福祉、生活保護など	2,823
保育園の運営、児童手当の給付など	2,029
幼稚園、小・中学校、放課後対策（子どもスキップ）など	1,001
広報、電算、その他区役所の運営など	796
健康づくり、保健所の運営など	618
まちづくり、防災など	506
環境対策、清掃、リサイクルなど	350
道路、自転車対策など	336
文化、スポーツ、図書館など	300
各基金の積立て（貯蓄）	274
公園・児童遊園、緑化など	225
借入金の返済	172
戸籍事務、区民事務所の運営など	166
区民ひろばの運営など	123
商工業・観光の振興、勤労者福祉など	121
税を集めるため	84
区議会の運営	48
選挙・監査	28

2-1	区税の内訳
2-2	区税収入の推移

(単位：千円)

年度	特別区民税	たばこ税	狭小住戸 集合住宅税	軽自動車税	入湯税	合計
H24	24,507,915	3,386,411	368,850	62,987		28,326,163
H25	25,486,393	3,728,698	582,000	63,377		29,860,468
H26	26,176,984	3,603,399	385,500	63,295		30,229,178
H27	27,100,249	3,535,425	420,500	63,281		31,119,455
H28	27,655,302	3,408,054	323,500	81,291		31,468,147
H29	28,447,064	3,195,981	440,500	82,993		32,166,538
H30	29,355,472	3,132,540	483,500	83,202		33,054,714
R1	30,433,810	3,086,765	472,000	86,775		34,079,350
R2	31,512,879	2,654,130	566,500	92,090		34,825,599
R3	31,074,072	2,867,447	486,000	94,414	9,418	34,531,351

3-1	人口と納税義務者数
-----	-----------

年度	H29	H30	R1	R2	R3
人口(日本人)	257,247人	258,101人	259,285人	260,574人	260,842人
人口(外国人)	27,060人	29,010人	30,223人	29,672人	26,458人
人口(合計)	284,307人	287,111人	289,508人	290,246人	287,300人

年度	H29	H30	R1	R2	R3
納税義務者数(決算)	163,558人	167,334人	170,483人	173,583人	172,016人

※ 人口は各年1月1日時点

3-2	課税額と納税義務者数の推移
-----	---------------

年度	(単位：千円)	納税義務者数	(単位：千円)
	課税額 (現年課税分)		納税義務者 1人あたり 課税額
H24	24,584,443	144,019人	171
H25	25,381,087	146,570人	173
H26	26,062,905	150,184人	174
H27	27,045,304	153,344人	176
H28	27,734,112	158,558人	175
H29	28,506,262	163,558人	174
H30	29,471,598	167,334人	176
R1	30,548,190	170,483人	179
R2	31,678,068	173,583人	182
R3	31,025,144	172,016人	180

3-3	所得区分別 納税義務者数	(令和4年度)
-----	--------------	---------

所得区分	納税義務者数	割合
給与所得者	134,437人	83%
営業所得者	7,598人	5%
分離譲渡所得者	3,636人	2%
その他の所得者	16,817人	10%
合計	162,488人	100%

※ 7月1日現在

所得の種類	概要
給与所得	給与収入－給与所得控除 (給料・賃金・賞与など。パート・アルバイトによる収入も含む)
事業所得	事業収入－必要経費 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業)
利子所得	預貯金・公社債の利子などによる所得
配当所得	配当収入－借入金の利子 (株主が法人から受ける配当や、投資信託の収益の分配など)
譲渡所得	土地建物の譲渡収入－(取得費+譲渡費)→分離課税 土地建物以外の資産の譲渡収入－必要経費－特別控除→総合課税 株式等譲渡収入－(取得費+譲渡費+負債利子)→分離課税
不動産所得	不動産収入－必要経費 (家賃・地代・土地建物の権利金など)
一時所得	一時収入－必要経費－特別控除 (生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞当選、競馬・競輪の払戻)
退職所得	退職により勤務先から受ける退職手当などの所得
山林所得	山林収入－必要経費－特別控除 (山林の伐採や譲渡)
雑所得	上記のいずれにも該当しない所得 (公的年金、生命保険等の私的年金、本業以外の原稿料・印税・講演料等)

3-4 課税標準段階別 納税義務者数構成比 (23区)

【納税義務者数】

年度	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	合計
H25	77,735	50,490	10,061	138,286人
H26	79,420	51,760	10,258	141,438人
H27	80,670	53,214	10,738	144,622人
H28	83,621	54,954	11,319	149,894人
H29	86,560	56,464	11,682	154,706人
H30	87,632	58,333	12,387	158,352人
R1	88,262	60,404	12,841	161,507人
R2	87,845	62,544	13,264	163,653人
R3	87,288	62,074	13,574	162,936人
R4	84,056	63,580	14,852	162,488人

【所得割課税額】

(単位：千円)

200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	合計
4,763,533	10,499,868	9,116,791	24,380,192
4,876,334	10,815,046	9,417,788	25,109,168
4,951,074	11,173,828	9,963,306	26,088,208
5,088,987	11,395,327	10,201,132	26,685,446
5,357,660	11,636,320	10,424,250	27,418,230
5,525,386	11,931,047	10,917,770	28,374,203
5,584,071	12,235,045	11,628,623	29,447,739
5,544,617	12,630,375	12,235,877	30,410,869
5,439,827	12,409,785	11,920,129	29,769,741
5,353,850	12,756,633	12,854,603	30,965,086

※ 各年7月1日現在

【納税義務者数】(割合)

年度	200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	合計
H25	56.2%	36.5%	7.3%	100%
H26	56.2%	36.6%	7.3%	100%
H27	55.8%	36.8%	7.4%	100%
H28	55.8%	36.7%	7.6%	100%
H29	56.0%	36.5%	7.6%	100%
H30	55.3%	36.8%	7.8%	100%
R1	54.6%	37.4%	8.0%	100%
R2	53.7%	38.2%	8.1%	100%
R3	53.6%	38.1%	8.3%	100%
R4	51.7%	39.1%	9.1%	100%

【所得割課税額】(割合)

200万円以下	200万円 ～ 700万円	700万円超	合計
19.5%	43.1%	37.4%	100%
19.4%	43.1%	37.5%	100%
19.0%	42.8%	38.2%	0%
19.1%	42.7%	38.2%	100%
19.5%	42.4%	38.0%	100%
19.5%	42.0%	38.5%	100%
19.0%	41.5%	39.5%	100%
18.2%	41.5%	40.2%	100%
18.3%	41.7%	40.0%	100%
17.3%	41.2%	41.5%	100%

※ パーセンテージは、表示単位未満四捨五入のため、合計値に一致しないことがあります。

3-4(2) 課税標準段階別 納税義務者数 (23区) (令和4年度)

課税標準額 区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
千代田	12,340	30.3	17,863	43.9	10,507	25.9	40,710	100
中央	35,336	34.2	46,913	45.4	21,101	20.5	103,350	100
港	50,367	34.5	57,886	39.6	37,840	25.9	146,093	100
新宿	86,595	45.7	77,386	40.9	25,302	13.4	189,283	100
文京	50,873	39.6	55,287	43.0	22,453	17.5	128,613	100
台東	57,443	48.5	51,062	43.1	10,003	8.4	118,508	100
墨田	80,040	50.9	67,959	43.2	9,243	5.9	157,242	100
江東	138,787	48.1	122,302	42.4	27,322	9.4	288,411	100
品川	107,573	45.2	104,204	43.8	26,383	11.0	238,160	100
目黒	70,505	43.2	67,529	41.4	25,235	15.5	163,269	100
大田	221,991	53.5	163,151	39.3	29,764	7.2	414,906	100
世田谷	241,348	47.4	199,936	39.2	68,120	13.3	509,404	100
渋谷	55,324	40.8	55,358	40.8	24,939	18.4	135,621	100
中野	102,225	52.6	76,896	39.6	15,047	7.7	194,168	100
杉並	166,819	51.1	127,992	39.2	31,956	9.8	326,767	100
豊島	84,056	51.7	63,580	39.1	14,852	9.1	162,488	100
北	104,083	54.4	76,321	39.9	11,006	5.7	191,410	100
荒川	63,437	55.6	44,007	38.6	6,679	5.9	114,123	100
板橋	177,004	57.9	113,065	37.0	15,540	5.1	305,609	100
練馬	213,110	54.7	149,022	38.2	27,759	7.1	389,891	100
足立	212,062	61.1	121,051	34.9	13,841	4.0	346,954	100
葛飾	141,903	60.1	84,413	35.8	9,655	4.0	235,971	100
江戸川	205,421	58.0	131,339	37.1	17,576	5.1	354,336	100
23区計	2,678,642	51.0	2,074,522	39.5	502,123	9.6	5,255,287	100

※ 7月1日現在

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

3-4(3) 課税標準段階別 所得割額 (23区) (令和4年度)

区名	200万円以下		200万円超～ 700万円以下		700万円超		合計	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
千代田	993,475	5.3	4,089,649	21.8	13,690,673	72.9	18,773,797	100
中央	2,424,900	7.5	10,451,351	32.5	19,269,024	59.9	32,145,275	100
港	4,391,622	4.9	13,452,836	15.1	71,308,824	80.0	89,153,282	100
新宿	5,624,869	12.2	16,315,230	35.4	24,188,123	52.4	46,128,222	100
文京	3,325,335	9.4	11,834,186	33.4	20,219,407	57.2	35,378,928	100
台東	3,579,014	16.5	10,325,833	47.5	7,814,747	36.0	21,719,594	100
墨田	4,851,629	19.8	13,240,373	53.9	6,455,220	26.3	24,547,222	100
江東	8,350,249	15.7	24,823,011	46.7	19,932,795	37.5	53,106,055	100
品川	6,902,904	13.4	21,464,207	41.8	22,965,791	44.7	51,332,902	100
目黒	4,764,731	10.4	14,416,550	31.4	26,699,973	58.2	45,881,254	100
大田	13,821,422	19.4	32,181,752	45.1	25,310,894	35.5	71,314,068	100
世田谷	15,622,033	12.6	41,989,923	34.0	65,937,566	53.4	123,549,522	100
渋谷	4,053,861	7.2	12,161,236	21.7	39,948,852	71.1	56,163,949	100
中野	6,362,433	18.4	15,211,765	44.0	12,973,308	37.6	34,547,506	100
杉並	10,635,594	16.6	25,822,209	40.4	27,456,818	43.0	63,914,621	100
豊島	5,353,850	17.3	12,756,633	41.2	12,854,603	41.5	30,965,086	100
北	6,189,085	21.3	14,930,750	51.3	7,967,115	27.4	29,086,950	100
荒川	3,703,295	21.7	8,574,525	50.2	4,803,310	28.1	17,081,130	100
板橋	10,444,645	23.7	21,749,568	49.3	11,959,171	27.1	44,153,384	100
練馬	12,901,732	19.9	29,652,894	45.8	22,157,445	34.2	64,712,071	100
足立	12,182,733	26.6	22,948,134	50.2	10,612,342	23.2	45,743,209	100
葛飾	8,102,064	25.7	16,115,848	51.1	7,313,864	23.2	31,531,776	100
江戸川	11,886,362	23.3	25,454,120	49.9	13,642,132	26.8	50,982,614	100
23区計	166,467,837	15.4	419,962,583	38.8	495,481,997	45.8	1,081,912,417	100

※ 7月1日現在

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計値が一致しないことがあります。

3-5	納税義務者の年齢構成
-----	------------

年 齢	人 数	納税者数割合	(単位：円)	
			課税額(区民税)	課税額割合
20代	26,683人	15.8%	2,535,408,800	8.0%
30代	39,627人	23.4%	6,162,050,800	19.5%
40代	35,521人	21.0%	7,702,202,900	24.4%
50代	29,233人	17.3%	7,576,995,300	24.0%
60代	17,285人	10.2%	4,180,754,100	13.2%
70代	13,094人	7.7%	2,242,129,400	7.1%
80代	6,041人	3.6%	884,515,100	2.8%
その他	1,693人	1.0%	274,037,600	0.9%

※令和4年7月1日現在の現年課税分の人数・金額

3-6	ふるさと納税の推移
-----	-----------

寄附した年	控除適用年度	利用者数 (豊島区内)	(単位：千円)	
			ふるさと納税額 (豊島区民→他自治体)	区の控除額 (減収額)
H24	H25	426人	58,998	11,840
H25	H26	667人	61,263	19,282
H26	H27	2,088人	165,943	63,119
H27	H28	6,370人	922,564	382,527
H28	H29	11,297人	1,523,634	649,232
H29	H30	15,091人	2,110,171	865,612
H30	R1	19,822人	2,780,232	1,189,707
R1	R2	20,980人	2,871,094	1,243,702
R2	R3	27,937人	3,576,167	1,574,041
R3	R4	34,489人	4,428,595	1,940,599

※各年7月1日現在の人数・金額

4-1	納税の方法	(令和3年度)
-----	-------	---------

普通徴収	件数	割合
コンビニ	115,166件	54.3%
口座振替	42,500件	20.1%
銀行・郵便局	39,295件	18.5%
電子マネー	9,880件	4.7%
モバイルレジ・クレジット	2,415件	1.1%
モバイルレジ・ネットバンキング	1,373件	0.6%
クレジット納付 (R4.3月終了)	1,268件	0.6%
合計	211,897件	100%

4-2	収納率の推移
-----	--------

年度	現年課税分		滞納繰越分		合計	
	収納率	23区順位	収納率	23区順位	収納率	23区順位
H24	97.26%	17位	25.63%	15位	91.07%	16位
H25	97.59%	16位	33.96%	8位	92.70%	14位
H26	98.00%	14位	36.55%	8位	94.17%	13位
H27	98.29%	16位	37.05%	8位	95.28%	12位
H28	98.15%	18位	38.41%	11位	95.81%	12位
H29	98.19%	20位	45.11%	8位	96.37%	14位
H30	98.22%	21位	42.26%	11位	96.44%	17位
R1	98.36%	18位	40.57%	15位	96.62%	19位
R2	98.35%	20位	40.93%	13位	96.81%	17位
R3	98.95%	17位	45.23%	12位	97.55%	16位

4-3 滞納者の年齢及び滞納額

【年齢別構成】

区分 \ 年代	30未満	30代	40代	50代	60代以上	計
滞納者数	3,256人	2,158人	1,169人	868人	690人	8,141人
構成比	40.0%	26.5%	14.4%	10.8%	8.5%	100%

【滞納額別構成】

区分 \ 金額	10万以下	10万超 ~20万	20万超 ~30万	30万超 ~40万	40万超 ~50万	50万超	計
滞納者数	5,641人	1,607人	452人	186人	82人	173人	8,141人
構成比	69.3%	19.7%	5.6%	2.3%	1.0%	2.1%	100.0%

※ 上記数値は令和4年6月1日現在で、令和3年度以前の滞納について抽出したものの。

4-4 分納誓約者数の推移

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
分納誓約者数	5,238人	6,253人	5,352人	5,197人	4,804人

4-5 督促状、催告書（発付・収納件数）の推移

【督促状（各年度合計）】（普通徴収分のみ）（単位:件）

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
発付数	58,735	57,986	59,157	53,650	44,265
収納件数	33,050	32,016	31,300	25,817	27,109
収納率 (件数ベース)	56.3%	55.2%	52.9%	48.1%	61.2%

【催告書（各発付期ごとの集計）】

区分 \ 年度	R1.7月	R1.12月	R2.7月	R2.12月	R3.7月	R3.12月	R4.7月
発付人数	4,468人	6,685人	6,505人	7,872人	5,787人	6,851人	4,816人
納付人数(※)	1,385人	2,802人	587人	915人	976人	1,302人	805人
収納率 (件数ベース)	31.0%	41.9%	9.0%	11.6%	16.9%	19.0%	16.7%

※ R1.12月以降は、より正確な数値を抽出するため、催告に反応し催告書以外の納付書で納めた人も含めている。

4-6 差押件数の推移

(単位：千円)

年度	差押件数	滞納繰越額 (特別区税)
H24	1,839件	2,171,532
H25	2,112件	1,763,397
H26	2,294件	1,413,276
H27	2,336件	1,135,757
H28	2,484件	1,045,664
H29	2,769件	961,754
H30	2,442件	956,508
R1	2,336件	880,163
R2	1,712件	849,344
R3	2,411件	660,632

4-7 □座振替加入者数・加入率の推移

【□座振替加入者数】

年度	加入者数
H28	18,482人
H29	19,387人
H30	19,941人
R1	20,671人
R2	21,523人
R3	21,649人

【□座振替加入率】

年度	加入率
H28	25.90%
H29	28.19%
H30	28.70%
R1	30.22%
R2	31.42%
R3	33.28%

※ □座振替加入率：現年課税分(普通徴収)の納税義務者数に占める□座振替加入者数の割合。

4-8 税証明発行件数の推移

年度	窓口等での発行件数	コンビニ発行件数	全体の発行件数
H24	41,825件		41,825件
H25	46,330件		46,330件
H26	50,357件		50,357件
H27	59,750件		59,750件
H28	62,577件	900件	63,477件
H29	63,292件	1,808件	65,100件
H30	57,299件	2,677件	59,976件
R1	55,930件	4,164件	60,094件
R2	47,849件	5,476件	53,325件
R3	48,417件	7,592件	56,009件

5-1 軽自動車税（登録台数・決算額）の推移

（単位：台） （単位：千円）

年度	台数					軽自動車税額計 （種別割のみ）
	原動機付自転車	軽自動車	二輪の小型自動車	小型特殊自動車	計	
H23	9,511	9,586	2,410	346	21,853	63,870
H24	9,172	9,440	2,333	334	21,279	63,322
H25	8,755	9,408	2,288	323	20,774	63,390
H26	8,278	9,409	2,277	309	20,273	63,430
H27	7,838	9,473	2,258	300	19,869	63,896
H28	7,469	9,501	2,186	298	19,454	83,003
H29	7,123	9,430	2,142	295	18,990	84,170
H30	6,879	9,239	2,145	290	18,553	84,557
R1	6,565	9,199	2,166	283	18,213	85,455
R2	6,342	9,230	2,118	279	17,969	86,283
R3	6,244	9,341	2,177	269	18,031	88,405

5-2 軽自動車税（収納率）の推移

年度	収納率 （種別割のみ）	23区順位
H23	81.73%	14位
H24	82.92%	16位
H25	87.13%	10位
H26	88.69%	8位
H27	89.41%	11位
H28	91.34%	11位
H29	91.16%	11位
H30	90.60%	12位
R1	90.80%	13位
R2	90.58%	16位
R3	91.62%	16位

※ 現年課税分+滞納繰越分

5-3 普通自動車と軽自動車保有台数の比較

（単位：台）

年度	普通自動車	軽自動車
H23	42,985	21,853
H24	42,883	21,279
H25	42,214	20,774
H26	42,145	20,273
H27	42,044	19,869
H28	42,060	19,454
H29	42,062	18,990
H30	41,666	18,553
R1	41,103	18,213
R2	40,516	17,969
R3	-	18,031

※ 普通自動車の保有台数は東京都統計年鑑による。

※ 普通自動車のR3年度実績は本資料作成時点で公表されていない。

5-4 23区別人口に対する軽自動車保有台数 (令和3年度)

(単位：台)

区名	台数			人口 (R3.1.1)	人口に対する保有率		
	原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計		原付 二輪 小型特殊	三輪 四輪	合計
千代田	3,823	2,897	6,720	67,216人	5.7%	4.3%	10.0%
中央	7,575	4,205	11,780	170,583人	4.4%	2.5%	6.9%
港	12,194	5,079	17,273	259,036人	4.7%	2.0%	6.7%
新宿	15,695	8,267	23,962	345,231人	4.5%	2.4%	6.9%
文京	8,740	4,027	12,767	226,574人	3.9%	1.8%	5.6%
台東	9,524	6,151	15,675	203,647人	4.7%	3.0%	7.7%
墨田	14,803	9,147	23,950	275,647人	5.4%	3.3%	8.7%
江東	27,646	13,676	41,322	526,301人	5.3%	2.6%	7.9%
品川	20,859	9,148	30,007	406,404人	5.1%	2.3%	7.4%
目黒	13,093	5,413	18,506	281,317人	4.7%	1.9%	6.6%
大田	45,932	23,721	69,653	733,672人	6.3%	3.2%	9.5%
世田谷	46,487	23,802	70,289	920,372人	5.1%	2.6%	7.6%
渋谷	11,890	4,932	16,822	230,506人	5.2%	2.1%	7.3%
中野	16,041	8,324	24,365	334,632人	4.8%	2.5%	7.3%
杉並	23,594	14,676	38,270	573,504人	4.1%	2.6%	6.7%
豊島	11,076	6,903	17,979	287,300人	3.9%	2.4%	6.3%
北	17,159	10,028	27,187	353,158人	4.9%	2.8%	7.7%
荒川	9,501	6,704	16,205	216,535人	4.4%	3.1%	7.5%
板橋	33,458	20,987	54,445	570,213人	5.9%	3.7%	9.5%
練馬	41,017	32,270	73,287	740,099人	5.5%	4.4%	9.9%
足立	49,742	45,318	95,060	691,002人	7.2%	6.6%	13.8%
葛飾	26,969	23,349	50,318	463,691人	5.8%	5.0%	10.9%
江戸川	43,271	34,258	77,529	696,123人	6.2%	4.9%	11.1%
23区計	510,089	323,282	833,371	9,572,763人	5.3%	3.4%	8.7%

6-1	たばこ税（売渡本数・決算額）の推移
-----	-------------------

年度	(単位：億円)	(単位：億本)
	収入額	売渡本数
H24	33.86	7.44
H25	37.29	7.27
H26	36.03	6.97
H27	35.35	6.84
H28	34.08	6.57
H29	31.96	6.14
H30	31.33	5.79
R1	30.87	5.44
R2	26.54	4.51
R3	28.67	4.54

6-2	たばこ税収入の23区比較
-----	--------------

6-3	23区税収に占めるたばこ税の割合	(令和3年度)
-----	------------------	---------

区名	(単位：千円)		
	たばこ税収入	区税収入	割合
千代田	2,620,376	20,725,904	12.6%
中央	2,266,662	33,512,659	6.8%
港	4,924,420	86,664,196	5.7%
新宿	5,117,506	50,506,471	10.1%
文京	998,926	36,512,105	2.7%
台東	2,802,488	23,895,046	11.7%
墨田	2,125,595	26,849,290	7.9%
江東	3,816,154	56,216,979	6.8%
品川	3,295,399	53,898,090	6.1%
目黒	1,668,261	47,593,157	3.5%
大田	4,868,273	78,354,599	6.2%
世田谷	4,364,109	128,773,322	3.4%
渋谷	2,784,893	57,915,258	4.8%
中野	1,985,205	36,083,700	5.5%
杉並	2,973,220	67,412,097	4.4%
豊島	2,867,447	34,531,351	8.3%
北	2,163,031	31,140,267	6.9%
荒川	1,616,023	18,562,761	8.7%
板橋	3,678,458	48,172,094	7.6%
練馬	3,673,500	69,804,162	5.3%
足立	5,359,050	51,669,587	10.4%
葛飾	3,144,810	35,201,117	8.9%
江戸川	5,023,556	56,493,352	8.9%
23区平均	3,223,364	50,021,198	6.4%

(単位：千円)

年 度	収入額	総戸数	件 数	1件あたり戸数
H16	104,500	209戸	7件	30戸
H17	458,000	916戸	29件	32戸
H18	337,500	675戸	23件	29戸
H19	279,500	559戸	20件	28戸
H20	353,500	707戸	20件	35戸
H21	223,000	446戸	13件	34戸
H22	402,500	805戸	21件	38戸
H23	383,000	766戸	19件	40戸
H24	365,000	730戸	15件	49戸
H25	569,000	1,138戸	23件	49戸
H26	385,500	771戸	14件	55戸
H27	420,500	841戸	22件	38戸
H28	317,500	635戸	23件	28戸
H29	440,500	881戸	37件	24戸
H30	483,500	967戸	27件	36戸
R1	472,000	944戸	30件	31戸
R2	566,500	1,133戸	37件	31戸
R3	486,000	972戸	35件	28戸

税務概要

(データ版)

令和4年度

目 次

I 豊島区の概要	
1 位 置	… 72
2 人口、世帯数	… 72
3 年齢別人口構成調 (図)	… 73
II 財 政	
1 一般会計決算額 (歳入)	… 74
2 一般会計決算額 (歳出)	… 74
III 特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1 当初予算額	… 76
2 決算額	… 76
3 特別区税当初予算対決算	… 79
IV 賦 課	
1 特別区民税	
(1) 現年度納税義務者数	… 80
(2) 所得区分別納税義務者数	… 80
(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調	… 80
(4) 特別区民税決算調定額	… 81
(5) 所得区分別所得金額	… 82
(6) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	… 82
(7) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額	… 82
(8) 法第295条等による非課税者数	… 82
(9) 退職分離分調定額・調定件数	… 84
(10) 分離譲渡所得に係る調定額	… 84
(11) 減免税額及び該当人数	… 84
(12) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額	… 84
2 軽自動車税	
(1) 車種別台数	… 86
(2) 車種別調定額	… 86
3 特別区たばこ税	
(1) 現年課税分 調定額・収入額等	… 88
(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等	… 88
(3) 売渡し本数	… 88

V 徴 収 等	
1 徴 収	
(1) 特別区税の納付状況	… 89
(2) 差押処分状況	… 89
(3) 督促状、催告書の発付状況	… 90
(4) 滞納繰越状況	… 90
(5) 処分停止状況	… 90
(6) 不納欠損処分状況	… 91
2 口座振替	
(1) 口座振替加入状況	… 91
(2) 口座振替収入金額状況	… 91
3 証明	
(1) 税証明発行状況	… 91
VI 法定外税	
1 経緯	… 92
2 狭小住戸集合住宅税	
(1) 課税概要	… 92
(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況	… 93
VII 機 構	
1 区の機構	… 94
2 税務課分掌事務	… 95
VIII そ の 他	
1 税率の変遷	… 96
2 23区の状況	
(1) 特別区税徴収実績調	… 116
(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額	… 124

I 豊島区の概要

I-1 位置

位置	都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・中野区・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
面積	13.01km ²
環境	副都心地域とそれをとりまく高密度住宅地の商業都市



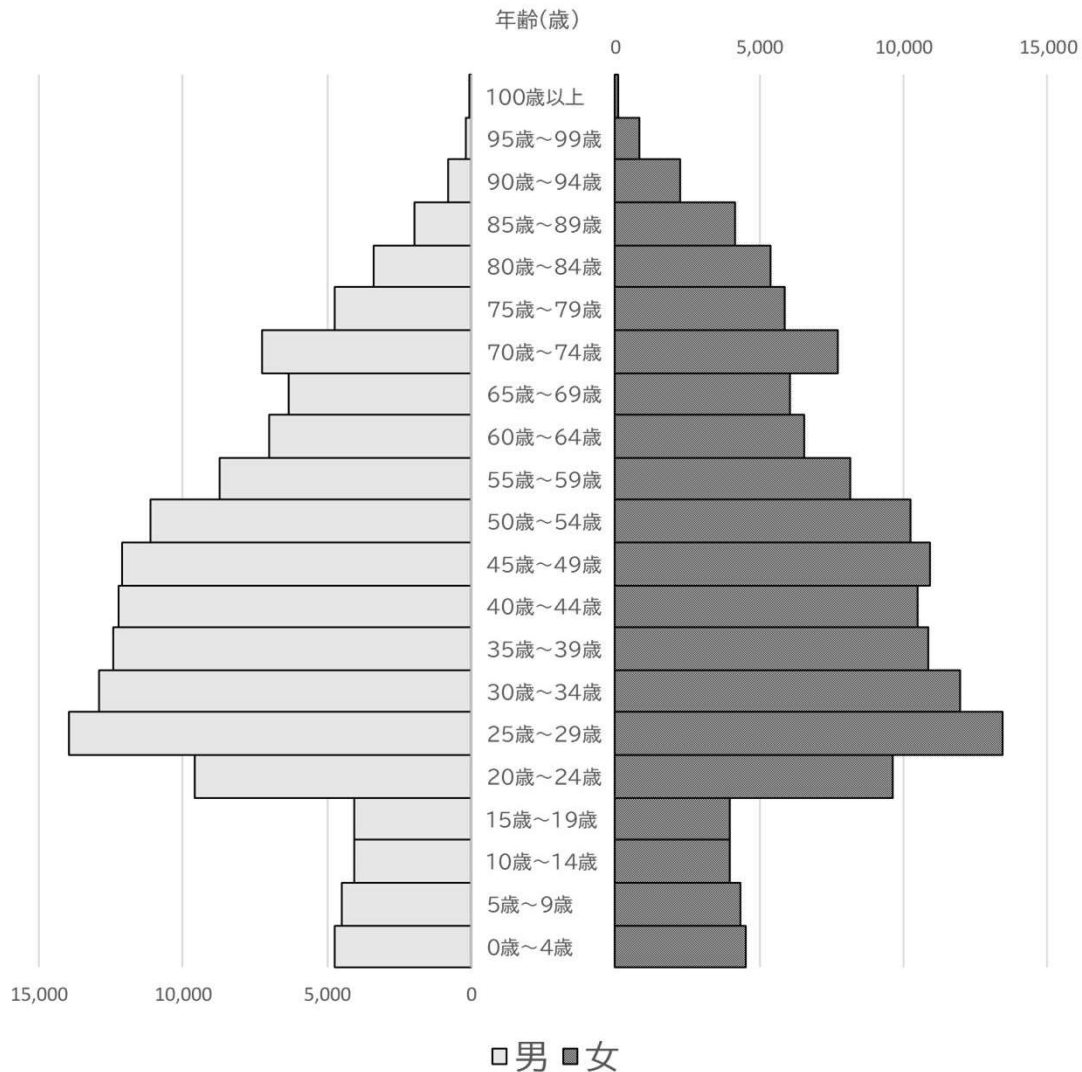
出典: CraftMAP

I-2 人口、世帯数(各年1月1日現在)

(単位: 人、世帯、%)

区分		住民基本台帳									
		日本人		外国人		合計		生産年齢		世帯数	
年		人口	伸率	人口	伸率	人口	伸率	人口	伸率	世帯数	伸率
平成	29	257,247	0.5	27,060	10.3	284,307	1.3	201,988	1.4	175,018	2.0
	30	258,101	0.3	29,010	7.2	287,111	1.0	204,284	1.1	177,671	1.5
	31	259,285	0.5	30,223	4.2	289,508	0.8	206,216	1.0	179,880	1.2
令和	2	260,574	0.5	29,672	△1.8	290,246	0.3	206,609	0.2	180,595	0.4
	3	260,842	0.1	26,458	△10.8	287,300	△1.0	203,760	△1.4	178,637	△1.1
	4	259,142	△0.7	24,200	△8.5	283,342	△1.4	200,408	△1.7	176,253	△1.3

I-3 年齢別人口構成調(令和4年1月1日現在・住民基本台帳より)



(人)

	男性	女性	計		男性	女性	計
0歳～4歳	4,723	4,499	9,222	55歳～59歳	8,725	8,169	16,894
5歳～9歳	4,470	4,344	8,814	60歳～64歳	7,031	6,562	13,593
10歳～14歳	4,035	3,949	7,984	65歳～69歳	6,336	6,052	12,388
15歳～19歳	4,056	3,989	8,045	70歳～74歳	7,263	7,700	14,963
20歳～24歳	9,596	9,629	19,225	75歳～79歳	4,703	5,867	10,570
25歳～29歳	13,973	13,440	27,413	80歳～84歳	3,363	5,356	8,719
30歳～34歳	12,932	11,971	24,903	85歳～89歳	1,935	4,144	6,079
35歳～39歳	12,404	10,825	23,229	90歳～94歳	810	2,275	3,085
40歳～44歳	12,199	10,510	22,709	95歳～99歳	165	811	976
45歳～49歳	12,131	10,920	23,051	100歳以上	15	119	134
50歳～54歳	11,092	10,254	21,346				

Ⅱ 財 政

Ⅱ-1 一般会計決算額(歳入)

区分	年度	29 年度決算		30 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入 合 計		120,114,251	100.00	131,628,901	100.00
特 別 区 税		32,166,538	26.78	33,054,713	25.11
地 方 譲 与 税		428,984	0.36	425,942	0.32
利 子 割 交 付 金		116,400	0.10	124,604	0.09
配 当 割 交 付 金		479,751	0.40	415,624	0.32
株式等譲渡所得割交付金		481,482	0.40	340,175	0.26
地方消費税交付金		7,676,797	6.39	6,549,051	4.98
自動車取得税交付金		245,070	0.20	253,075	0.19
環境性能割交付金		-----	----	-----	----
地方特例交付金		94,475	0.08	107,514	0.08
特 別 区 交 付 金		28,799,124	23.98	32,664,959	24.82
交通安全対策特別交付金		24,017	0.02	24,367	0.02
分担金及び負担金		1,185,199	0.99	1,338,931	1.02
使用料及び手数料		3,400,977	2.83	3,322,172	2.52
国庫支出金		20,690,718	17.23	21,091,234	16.02
都 支 出 金		9,577,394	7.97	9,920,900	7.54
財 産 収 入		396,328	0.33	509,770	0.39
寄 附 金		114,140	0.10	305,110	0.23
繰 入 金		7,216,742	6.01	16,680,332	12.67
繰 越 金		138,004	0.11	243,499	0.18
諸 収 入		3,675,711	3.06	3,857,224	2.93
特 別 区 債		3,206,400	2.67	399,700	0.30

Ⅱ-2 一般会計決算額(歳出)

区分	年度	29 年度決算		平成30年度より、 予算科目に変更あり	30 年度決算	
		金 額	構成比		金 額	構成比
歳 出 合 計		117,286,332	100.00		128,593,351	100.00
議 会 費		673,381	0.57	議 会 費	675,554	0.53
総 務 費		12,437,038	10.60	政策経営費	15,097,926	11.74
福 祉 費		49,016,910	41.79	総 務 費	6,666,336	5.18
衛 生 費		3,586,427	3.06	区 民 費	11,398,862	8.86
環境清掃費		3,934,771	3.35	文化商工費	6,058,828	4.71
都市整備費		4,902,680	4.18	環境清掃費	4,128,278	3.21
土 木 費		6,834,112	5.83	福 祉 費	30,383,890	23.63
文化商工費		4,038,961	3.44	衛 生 費	3,861,665	3.00
教 育 費		9,747,235	8.31	子ども家庭費	23,762,966	18.48
公 債 費		4,604,662	3.93	都市整備費	15,226,522	11.84
諸 支 出 金		17,510,154	14.93	教 育 費	8,450,376	6.57
予 備 費		0	0.00	公 債 費	2,882,141	2.24
				予 備 費	0	0.00
歳入歳出差引額		2,827,919			3,035,550	

一般会計決算額（歳入）

（単位：千円、％）＊令和4年度は当初予算

令和元 年度決算		令和2 年度決算		令和3 年度決算		令和4 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
146,297,623	100.00	155,262,446	100.00	148,973,712	100.00	135,791,696	100.00
34,079,349	23.29	34,825,599	22.43	34,531,351	23.18	33,441,251	24.63
433,969	0.30	441,284	0.28	449,687	0.30	447,000	0.33
94,708	0.06	91,190	0.06	86,160	0.06	78,000	0.06
471,544	0.32	442,098	0.28	621,069	0.42	513,000	0.38
291,573	0.20	517,106	0.33	761,603	0.51	400,000	0.29
6,268,192	4.28	7,508,358	4.84	8,190,723	5.50	7,661,000	5.64
127,146	0.09	-----	-----	-----	-----	-----	-----
44,928	0.03	77,032	0.05	99,167	0.07	79,000	0.06
608,630	0.42	151,366	0.10	131,159	0.09	131,000	0.10
33,733,987	23.06	29,780,740	19.18	33,611,637	22.56	31,700,000	23.34
25,077	0.02	27,481	0.02	26,364	0.02	26,000	0.02
1,297,407	0.89	984,189	0.63	1,074,569	0.72	1,162,694	0.86
3,306,229	2.26	2,926,177	1.88	2,991,248	2.01	3,235,236	2.38
22,807,572	15.59	53,102,824	34.20	41,311,101	27.73	27,305,234	20.11
11,040,160	7.55	12,682,399	8.17	11,815,330	7.93	11,180,915	8.23
4,415,464	3.02	509,879	0.33	411,157	0.28	492,007	0.36
150,955	0.10	51,564	0.03	81,660	0.05	32,914	0.02
16,437,281	11.24	5,192,330	3.34	7,129,000	4.79	9,132,700	6.73
1,037,695	0.71	581,193	0.37	931,707	0.63	1	0.00
4,117,452	2.81	4,198,234	2.70	4,199,018	2.82	4,186,744	3.08
5,508,300	3.77	1,171,400	0.75	520,000	0.35	4,587,000	3.38

一般会計決算額（歳出）

（単位：千円、％）＊令和4年度は当初予算

令和元 年度決算		令和2 年度決算		令和3 年度決算		令和4 年度予算	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
142,459,858	100.00	150,468,296	100.00	143,695,468	100.00	135,791,696	100.00
665,798	0.47	660,920	0.44	647,383	0.45	651,207	0.48
4,556,668	3.20	3,990,190	2.65	15,301,736	10.65	6,679,094	4.92
7,044,335	4.94	7,077,407	4.70	7,033,752	4.89	7,979,303	5.88
11,401,423	8.00	40,539,741	26.94	10,452,349	7.27	11,719,302	8.63
21,486,490	15.08	5,792,613	3.85	5,824,021	4.05	5,735,014	4.22
4,330,258	3.04	4,459,393	2.96	4,336,554	3.02	4,748,279	3.50
29,381,195	20.62	28,696,667	19.07	33,121,374	23.05	31,709,328	23.35
4,206,630	2.95	5,068,345	3.37	10,372,598	7.22	8,388,415	6.18
25,990,306	18.24	26,865,035	17.85	28,498,825	19.83	28,612,109	21.07
19,878,530	13.95	15,317,878	10.18	16,406,732	11.42	14,292,562	10.53
10,911,992	7.66	9,400,302	6.25	9,115,843	6.34	12,545,608	9.24
2,606,227	1.83	2,599,800	1.73	2,584,295	1.80	2,331,475	1.72
0	0.00	0	0.00	0	0.00	400,000	0.29
3,837,765		4,794,150		5,278,244		0	

Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

Ⅲ-1 当初予算額

（単位：千円、％）

区分		年度		平成29年度				平成30年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	内 訳	現年度	27,406,368	26,969,047	98.40%	3.86	28,508,868	28,011,071	98.25%	3.86	
		普通徴収	7,001,005	6,620,850	94.57%	15.94	8,116,869	7,676,123	94.57%	15.94	
		特別徴収	20,405,363	20,348,197	99.72%	△ 0.07	20,391,999	20,334,947	99.72%	△ 0.07	
		過年度	140,381	95,459	68.00%	△ 13.39	121,578	82,673	68.00%	△ 13.39	
		現年課税分	27,546,749	27,064,506	98.25%	3.80	28,630,446	28,093,744	98.13%	3.80	
		滞納繰越分	1,146,355	418,993	36.55%	△ 1.74	1,071,827	411,689	38.41%	△ 1.74	
		計	28,693,104	27,483,499	95.78%	3.72	29,702,273	28,505,433	95.97%	3.72	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	80,743	77,780	96.33%	3.18	83,315	80,257	96.33%	3.18	
		滞納繰越分	5,849	1,095	18.72%	31.96	7,718	1,445	18.72%	31.96	
		環境性能割	---	---	---	---	---	---	---	---	
	計	86,592	78,875	91.09%	3.58	91,033	81,702	89.75%	3.58		
た ば こ 税		現年課税分	3,268,409	3,268,409	100.00%	△ 5.63	3,084,446	3,084,446	100.00%	△ 5.63	
		滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
		計	3,268,410	3,268,410	100.00%	△ 5.63	3,084,447	3,084,447	100.00%	△ 5.63	
入 湯 税		現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---	
		滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---	
		計	---	---	---	---	---	---	---	---	
	現年課税分計	30,895,901	30,410,695	98.43%	2.79	31,798,207	31,258,447	98.30%	2.79		
	滞納繰越分計	1,152,205	420,089	36.46%	△ 1.66	1,079,546	413,135	38.27%	△ 1.66		
	合計	32,048,106	30,830,784	96.20%	2.73	32,877,753	31,671,582	96.33%	2.73		

Ⅲ-2 決算額

（単位：千円、％）

区分		年度		平成29年度				平成30年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	内 訳	現年度	28,337,169	27,849,853	98.28%	2.71	29,304,992	28,816,321	98.33%	3.47	
		普通徴収	8,258,225	7,802,370	94.48%	△ 4.41	8,501,150	8,042,088	94.60%	3.07	
		特別徴収	20,078,944	20,047,483	99.84%	5.77	20,803,842	20,774,233	99.86%	3.63	
		過年度	169,093	141,108	83.45%	33.90	166,606	130,180	78.14%	△ 7.74	
		現年課税分	28,506,262	27,990,961	98.19%	2.83	29,471,598	28,946,501	98.22%	3.41	
		滞納繰越分	1,010,985	456,103	45.11%	4.96	967,765	408,971	42.26%	△ 10.33	
		計	29,517,247	28,447,064	96.37%	2.86	30,439,363	29,355,472	96.44%	3.19	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	84,170	81,416	96.73%	1.55	84,557	81,853	96.80%	0.54	
		滞納繰越分	6,868	1,577	22.96%	40.68	7,273	1,349	18.55%	△ 14.46	
		環境性能割	0	0	---	---	0	0	---	---	
	計	91,038	82,993	91.16%	2.09	91,830	83,202	90.60%	0.25		
た ば こ 税		現年課税分	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	
		滞納繰越分	0	0	---	---	0	0	---	---	
		計	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	
入 湯 税		現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---	
		滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---	
		計	---	---	---	---	---	---	---	---	
	現年課税分計	31,786,413	31,268,358	98.37%	1.82	32,688,695	32,160,894	98.39%	2.85		
	滞納繰越分計	1,017,853	457,680	44.97%	5.06	975,038	410,320	42.08%	△ 10.35		
	合計	32,804,266	31,726,038	96.71%	1.87	33,663,733	32,571,214	96.75%	2.66		

当初予算額

(単位：千円、%)

区分		年度		令和元年度				令和2年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	現年度	29,919,158	29,453,887	98.44%	5.15	30,915,573	30,404,298	98.35%	3.23		
	内 訳	普通徴収	8,627,230	8,201,045	95.06%	6.84	8,924,035	8,451,061	94.70%	3.05	
		特別徴収	21,291,928	21,252,841	99.82%	4.51	21,991,538	21,953,237	99.83%	3.30	
	過年度	173,873	132,700	76.32%	60.51	172,069	134,455	78.14%	1.32		
	現年課税分	30,093,031	29,586,587	98.32%	5.31	31,087,642	30,538,753	98.23%	3.22		
	滞納繰越分	997,723	422,935	42.39%	2.73	953,240	399,122	41.87%	△ 5.63		
	計	31,090,754	30,009,522	96.52%	5.28	32,040,882	30,937,875	96.56%	3.09		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	83,714	80,642	96.33%	0.48	86,310	83,548	96.80%	3.60	
		滞納繰越分	7,614	1,425	18.72%	△ 1.38	8,435	1,565	18.55%	9.82	
	環境性能割	1,768	1,768	100.00%	---	6,216	6,216	100.00%	251.58		
	計	93,096	83,835	90.05%	2.61	100,961	91,329	90.46%	8.94		
た ば こ 税	現年課税分	3,034,812	3,034,812	100.00%	△ 1.61	2,913,625	2,913,625	100.00%	△ 3.99		
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00		
	計	3,034,813	3,034,813	100.00%	△ 1.61	2,913,626	2,913,626	100.00%	△ 3.99		
入 湯 税	現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	計	---	---	---	---	---	---	---	---		
現年課税分計		33,213,325	32,703,809	98.47%	4.62	34,093,793	33,542,142	98.38%	2.56		
滞納繰越分計		1,005,338	424,361	42.21%	2.72	961,676	400,688	41.67%	△ 5.58		
合計		34,218,663	33,128,170	96.81%	4.60	35,055,469	33,942,830	96.83%	2.46		

決算額

(単位：千円、%)

区分		年度		令和元年度				令和2年度			
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率		
特別 区 民 税	現年度	30,372,247	29,902,415	98.45%	3.77	31,520,548	31,022,717	98.42%	3.75		
	内 訳	普通徴収	8,805,702	8,350,446	94.83%	3.83	9,186,609	8,744,250	95.18%	4.72	
		特別徴収	21,566,545	21,551,969	99.93%	3.74	22,333,939	22,278,467	99.75%	3.37	
	過年度	175,943	145,756	82.84%	11.96	157,520	132,947	84.40%	△ 8.79		
	現年課税分	30,548,190	30,048,171	98.36%	3.81	31,678,068	31,155,664	98.35%	3.69		
	滞納繰越分	950,478	385,639	40.57%	△ 5.71	872,849	357,215	40.93%	△ 7.37		
	計	31,498,668	30,433,810	96.62%	3.67	32,550,917	31,512,879	96.81%	3.55		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	85,454	83,148	97.30%	1.58	86,283	84,012	97.37%	1.04	
		滞納繰越分	7,901	1,629	20.62%	20.76	7,869	1,275	16.20%	△ 21.73	
	環境性能割	1,998	1,998	100.00%	---	6,803	6,803	100.00%	240.49		
	計	93,355	84,777	90.81%	1.89	94,152	85,287	90.58%	0.60		
た ば こ 税	現年課税分	3,086,765	3,086,765	100.00%	△ 1.46	2,654,145	2,654,130	100.00%	△ 14.02		
	滞納繰越分	0	0	---	---	0	0	---	---		
	計	3,086,765	3,086,765	100.00%	△ 1.46	2,654,145	2,654,130	100.00%	△ 14.02		
入 湯 税	現年課税分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	滞納繰越分	---	---	---	---	---	---	---	---		
	計	---	---	---	---	---	---	---	---		
現年課税分計		33,722,407	33,220,082	98.51%	3.29	34,425,299	33,900,609	98.48%	2.05		
滞納繰越分計		958,379	387,268	40.41%	△ 5.62	880,718	358,490	40.70%	△ 7.43		
合計		34,680,786	33,607,350	96.90%	3.18	35,306,017	34,259,099	97.03%	1.94		

III-1 当初予算額 (つづき)

(単位：千円、%)

区分		年度	令和3年度				令和4年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	29,474,713	28,760,320	97.58%	△ 5.41	30,309,505	29,770,722	98.22%	3.51
		普通徴収	8,544,629	7,949,069	93.03%	△ 5.94	8,244,185	7,749,533	94.00%	△ 2.51
		特別徴収	20,930,084	20,811,251	99.43%	△ 5.20	22,065,320	22,021,189	99.80%	5.81
		過年度	143,356	97,969	68.34%	△ 27.14	181,914	145,531	80.00%	48.55
		現年課税分	29,618,069	28,858,289	97.43%	△ 5.50	30,491,419	29,916,253	98.11%	3.67
		滞納繰越分	931,910	336,140	36.07%	△ 15.78	943,221	377,288	40.00%	12.24
	計	30,549,979	29,194,429	95.56%	△ 5.64	31,434,640	30,293,541	96.37%	3.76	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	85,373	82,763	96.94%	△ 0.94	88,408	85,755	97.00%	3.62
		滞納繰越分	7,957	1,734	21.79%	10.80	8,651	1,315	15.20%	△ 24.16
		環境性能割	6,554	6,554	100.00%	5.44	6,006	6,006	100.00%	△ 8.36
	計	99,884	91,051	91.16%	△ 0.30	103,065	93,076	90.31%	2.22	
た ば こ 税		現年課税分	2,729,603	2,729,603	100.00%	△ 6.32	2,745,166	2,745,166	100.00%	0.57
		滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00
		計	2,729,604	2,729,604	100.00%	△ 6.32	2,745,167	2,745,167	100.00%	0.57
入 湯 税		現年課税分	---	---	---	---	9,465	9,465	100.00%	---
		滞納繰越分	---	---	---	---	1	1	100.00%	---
		計	---	---	---	---	9,466	9,466	100.00%	---
	現年課税分計	32,439,599	31,677,209	97.65%	△ 5.56	33,340,464	32,762,645	98.27%	3.43	
	滞納繰越分計	939,868	337,875	35.95%	△ 15.68	951,874	378,605	39.77%	12.05	
	合計	33,379,467	32,015,084	95.91%	△ 5.68	34,292,338	33,141,250	96.64%	3.52	

III-2 決算額 (つづき)

(単位：千円、%)

区分		年度	令和3年度			
			調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率
特別 区 民 税	内 訳	現年度	30,847,229	30,540,767	99.01%	△ 1.55
		普通徴収	8,471,699	8,186,409	96.63%	△ 6.38
		特別徴収	22,375,530	22,354,358	99.91%	0.34
		過年度	177,915	157,511	88.53%	18.48
		現年課税分	31,025,144	30,698,278	98.95%	△ 1.47
		滞納繰越分	830,866	375,794	45.23%	5.20
	計	31,856,010	31,074,072	97.55%	△ 1.39	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	88,405	86,306	97.63%	2.73
		滞納繰越分	8,034	2,047	25.48%	60.55
		環境性能割	6,061	6,061	100.00%	△ 10.91
	計	102,500	94,414	92.11%	10.70	
た ば こ 税		現年課税分	2,867,386	2,867,447	100.00%	8.04
		滞納繰越分	15	0	0.00%	---
		計	2,867,401	2,867,447	100.00%	8.04
入 湯 税		現年課税分	9,418	9,418	100.00%	---
		滞納繰越分	0	0	---	---
		計	9,418	9,418	100.00%	---
	現年課税分計	33,996,414	33,667,510	99.03%	△ 0.69	
	滞納繰越分計	838,915	377,841	45.04%	5.40	
	合計	34,835,329	34,045,351	97.73%	△ 0.62	

Ⅲ-3 特別区税当初予算対決算（法定外税除く）

Ⅲ-3-(1) 調定額

(単位：千円、%)

区分 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別区税	当初	32,048,106	32,877,753	34,218,663	35,055,469	33,379,467
	決算	32,804,266	33,663,733	34,680,786	35,306,017	34,835,329
	誤差率	2.36	2.39	1.35	0.71	4.36
特別区民税	当初	28,693,104	29,702,273	31,090,754	32,040,882	30,549,979
	決算	29,517,247	30,439,363	31,498,668	32,550,917	31,856,010
	誤差率	2.87	2.48	1.31	1.59	4.28
軽自動車税	当初	86,592	91,033	93,096	100,961	99,884
	決算	91,038	91,830	93,353	100,955	102,500
	誤差率	5.13	0.88	0.28	-0.01	2.62
たばこ税	当初	3,268,410	3,084,447	3,034,813	2,913,626	2,729,604
	決算	3,195,981	3,132,540	3,086,765	2,654,145	2,867,401
	誤差率	-2.22	1.56	1.71	-8.91	5.05
入湯税	当初	---	---	---	---	---
	決算	---	---	---	---	9,418
	誤差率	---	---	---	---	---

※令和元年度以降の軽自動車税には環境性能割を含む。

Ⅲ-3-(2) 収入額

(単位：千円、%)

区分 \ 年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別区税	当初	30,830,784	31,671,582	33,128,170	33,942,830	32,015,084
	決算	31,726,038	32,571,214	33,607,350	34,259,099	34,045,351
	誤差率	2.90	2.84	1.45	0.93	6.34
特別区民税	当初	27,483,499	28,505,433	30,009,522	30,937,875	29,194,429
	決算	28,447,064	29,355,472	30,433,810	31,512,879	31,074,072
	誤差率	3.51	2.98	1.41	1.86	6.44
軽自動車税	当初	78,875	81,702	83,835	91,329	91,051
	決算	82,993	83,202	86,775	92,090	94,414
	誤差率	5.22	1.84	3.51	0.83	3.69
たばこ税	当初	3,268,410	3,084,447	3,034,813	2,913,626	2,729,604
	決算	3,195,981	3,132,540	3,086,765	2,654,130	2,867,447
	誤差率	-2.22	1.56	1.71	-8.91	5.05
入湯税	当初	---	---	---	---	---
	決算	---	---	---	---	9,418
	誤差率	---	---	---	---	---

※令和元年度以降の軽自動車税には環境性能割を含む。

IV 賦 課

IV-1 特別区民税

IV-1-(1) 現年度納税義務者数 (決算)

(単位：人、%)

年度	区分	実際納税義務者数 (A+B-C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
			前年比		前年比		前年比		前年比
平成29年度		163,558	3.15	68,768	△3.66	102,264	8.49	7,474	5.43
平成30年度		167,334	2.31	69,546	1.13	105,560	3.22	7,772	3.99
令和元年度		170,483	1.88	69,771	0.32	108,612	2.89	7,900	1.65
令和2年度		173,583	1.82	69,662	△0.16	111,885	3.01	7,964	0.81
令和3年度		172,016	△0.90	66,323	△4.79	114,010	1.90	8,317	4.43

年度	区分	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
			前年比		前年比		前年比		前年比
平成29年度		163,558	3.15	6,775	△0.59	0	-----	156,783	3.32
平成30年度		167,334	2.31	7,129	5.23	0	-----	160,205	2.18
令和元年度		170,483	1.88	7,231	1.43	0	-----	163,252	1.90
令和2年度		173,583	1.82	7,336	1.45	0	-----	166,247	1.83
令和3年度		172,016	△0.90	7,462	1.72	0	-----	164,554	△1.02

IV-1-(2) 所得区分別納税義務者数 (各年7月1日現在、市町村課税状況調第2表による)

(単位：人、%)

年度	区分	実際納税義務者数		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
			前年比		前年比		前年比		前年比
平成30年度		164,859	2.46	6,507	4.92	0	-----	158,352	2.36
令和元年度		168,120	1.98	6,613	1.63	0	-----	161,507	1.99
令和2年度		170,163	1.22	6,510	△1.56	0	-----	163,653	1.33
令和3年度		169,539	△0.37	6,603	1.43	0	-----	162,936	△0.44
令和4年度		169,177	△0.21	6,689	1.30	0	-----	162,488	△0.27
	給与所得者	138,819	-----	2,515	-----	0	-----	136,304	-----
	営業等所得者	8,467	-----	703	-----	0	-----	7,764	-----
	農業所得者	0	-----	0	-----	0	-----	0	-----
	その他所得者	20,772	-----	2,352	-----	0	-----	18,420	-----
	家屋敷等のみ	1,119	-----	1,119	-----		-----		-----

IV-1-(3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調 (各年7月1日現在、市町村課税状況調第3表による)

(単位：人、%)

年度	区分	給与特徴比率		給与特徴に係る 納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		(A/B)	前年比		前年比		前年比
平成30年度		75.51%	0.81	105,352	3.59	139,517	2.76
令和元年度		75.98%	0.61	108,466	2.96	142,764	2.33
令和2年度		76.45%	0.62	111,167	2.49	145,413	1.86
令和3年度		78.23%	2.33	112,822	1.49	144,213	△0.83
令和4年度		78.23%	0.00	112,253	△0.50	143,487	△0.50

IV-1-(4) 特別区民税決算調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度	区分	総計			均等割			所得割			
			構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比	
平成28年度		27,734,112	100.00	2.55	552,514	100.00	3.37	27,181,598	100.00	2.53	
	普通徴収	8,625,255	31.10	△1.24	204,978	37.10	△0.51	8,420,277	30.98	△1.25	
	特別徴収	18,981,218	68.44	4.48	344,620	62.37	5.74	18,636,598	68.56	4.46	
	給与	現年度分	15,452,635	55.72	480.66	260,853	47.21	499.80	15,191,782	55.89	480.34
		前年度分	2,835,172	10.22	6.54	46,366	8.39	6.61	2,788,806	10.26	6.53
	年金	年金特徴	693,411	2.50	-----	37,401	6.77	-----	656,010	2.41	-----
	過年度	127,639	0.46	△12.24	2,916	0.53	14.22	124,723	0.46	△12.71	
平成29年度		28,506,262	100.00	2.78	569,486	100.00	3.07	27,936,776	100.00	2.78	
	普通徴収	8,258,225	28.97	△4.26	195,226	34.28	△4.76	8,062,999	28.86	△4.24	
	特別徴収	20,078,944	70.44	5.78	370,742	65.10	7.58	19,708,202	70.55	5.75	
	給与	現年度分	16,398,457	57.53	478.39	282,388	49.59	509.04	16,116,069	57.69	477.88
		前年度分	2,961,737	10.39	4.46	49,185	8.64	6.08	2,912,552	10.43	4.44
	年金	年金特徴	718,750	2.52	-----	39,169	6.88	-----	679,581	2.43	-----
	過年度	169,093	0.59	32.48	3,518	0.62	20.64	165,575	0.59	32.75	
平成30年度		29,471,598	100.01	3.39	584,601	100.00	2.65	28,886,997	100.00	3.40	
	普通徴収	8,501,150	28.85	2.94	195,647	33.47	0.22	8,305,503	28.75	3.01	
	特別徴収	20,803,842	70.59	3.61	385,572	65.95	4.00	20,418,270	70.68	3.60	
	給与	現年度分	16,941,567	57.48	472.01	292,682	50.07	495.06	16,648,885	57.63	471.63
		前年度分	3,142,947	10.66	6.12	53,285	9.11	8.34	3,089,662	10.70	6.08
	年金	年金特徴	719,328	2.44	-----	39,605	6.77	-----	679,723	2.35	-----
	過年度	166,606	0.57	△1.47	3,382	0.58	△3.87	163,224	0.57	△1.42	
令和元年度		30,548,190	100.01	3.65	596,093	100.00	1.97	29,952,097	100.00	3.69	
	普通徴収	8,805,702	28.83	3.58	196,396	32.95	0.38	8,609,306	28.74	3.66	
	特別徴収	21,566,545	70.60	3.67	396,124	66.45	2.74	21,170,421	70.68	3.68	
	給与	現年度分	17,606,846	57.64	460.20	301,364	50.56	465.57	17,305,482	57.78	460.11
		前年度分	3,245,896	10.63	3.28	55,103	9.24	3.41	3,190,793	10.65	3.27
	年金	年金特徴	713,803	2.34	-----	39,657	6.65	-----	674,146	2.25	-----
	過年度	175,943	0.58	5.60	3,573	0.60	5.65	172,370	0.58	5.60	
										条例	
令和2年度		31,678,068	100.00	3.70	607,176	100.00	1.86	31,070,892	100.00	3.74	
	普通徴収	9,186,609	29.00	4.33	197,571	32.54	0.60	8,989,038	28.93	4.41	
	特別徴収	22,333,939	70.50	3.56	406,132	66.89	2.53	21,927,807	70.57	3.58	
	給与	現年度分	18,243,445	57.59	462.05	309,513	50.98	461.70	17,933,932	57.72	462.05
		前年度分	3,376,373	10.66	4.02	56,797	9.35	3.07	3,319,576	10.68	4.04
	年金	年金特徴	714,121	2.25	-----	39,822	6.56	-----	674,299	2.17	-----
	過年度	157,520	0.50	△10.47	3,473	0.57	△2.80	154,047	0.50	△10.63	
令和3年度		31,025,144	100.00	△2.06	602,727	100.00	△0.73	30,422,417	99.99	△2.09	
	普通徴収	8,471,699	27.31	△7.78	184,012	30.53	△6.86	8,287,687	27.24	△7.80	
	特別徴収	22,375,530	72.12	0.19	415,205	68.89	2.23	21,960,325	72.18	0.15	
	給与	現年度分	18,134,757	58.45	437.11	315,255	52.30	455.06	17,819,502	58.57	436.80
		前年度分	3,489,686	11.25	3.36	58,522	9.71	3.04	3,431,164	11.28	3.36
	年金	年金特徴	751,087	2.42	-----	41,428	6.87	-----	709,659	2.33	-----
	過年度	177,915	0.57	12.95	3,510	0.58	1.07	174,405	0.57	13.22	

IV-1-(5)所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

年度	区分	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
			対前年比		対前年比		対前年比
平成29年度		628,558,048	3.12	22,545,029	61.06	335,224	△55.80
平成30年度		653,069,465	3.90	24,138,404	7.07	340,368	1.53
令和元年度		677,184,280	3.69	25,364,808	5.08	725,575	113.17
令和2年度		691,942,101	2.18	25,972,052	2.39	1,005,517	38.58
令和3年度		712,076,073	2.91	25,770,224	△0.78	449,175	△55.33
令和4年度		741,133,235	4.08	23,898,506	△7.26	409,357	△8.86

IV-1-(6)特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	87,632	55.3	88,262	54.6	87,845	53.7
200万円～700万円	58,333	36.8	60,404	37.4	62,544	38.2
700万円～	12,387	7.8	12,841	8.0	13,264	8.1
計	158,352	100.0	161,507	100.0	163,653	100.0

IV-1-(7)特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	5,525,386	19.5	5,584,071	19.0	5,544,617	18.2
200万円～700万円	11,931,047	42.0	12,235,045	41.5	12,630,375	41.5
700万円～	10,917,770	38.5	11,628,623	39.5	12,235,877	40.2
計	28,374,203	100.0	29,447,739	100.0	30,410,869	100.0

IV-1-(8)法第295条等による非課税者数（各年決算時）

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			対前年比		対前年比		対前年比
合計		62,720	△1.31	63,022	0.48	62,944	△0.12
生活保護受給		6,190	△0.75	6,085	△1.70	6,019	△1.08
障害者		1,900	3.77	1,891	△0.47	1,929	2.01
未成年者		2,967	9.48	3,131	5.53	3,303	5.49
寡婦・寡夫		2,079	△0.05	1,959	△5.77	1,958	△0.05
条例に定める一定金額以下の者		49,584	△2.20	49,956	0.75	49,735	△0.44

(単位：千円、%)

株式等に係る譲渡所得		先物取引に係る雑所得		上場株式等に係る配当所得		計	
	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
11,151,631	10.25	768,785	△6.02	344,040	△36.62	663,702,757	4.39
15,456,595	38.60	676,455	△12.01	879,376	155.60	694,560,663	4.65
21,147,152	36.82	586,708	△13.27	678,887	△22.80	725,687,410	4.48
33,447,281	58.16	452,090	△22.94	801,457	18.05	753,620,498	3.85
18,978,421	△43.26	955,317	111.31	790,511	△1.37	759,019,721	0.72
20,359,049	7.27	1,103,224	15.48	1,086,193	37.40	787,989,564	3.82

(単位：千円、%)

令和3年度				令和4年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
87,288	53.6	2,748,324	52.6	84,056	51.7
62,074	38.1	2,015,355	38.5	63,580	39.1
13,574	8.3	458,248	8.8	14,852	9.1
162,936	100.0	5,221,927	100.0	162,488	100.0

(単位：千円、%)

令和3年度				令和4年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
5,439,827	18.3	169,509,265	16.7	5,353,850	17.3
12,409,785	41.7	409,691,491	40.2	12,756,633	41.2
11,920,129	40.0	438,704,614	43.1	12,854,603	41.5
29,769,741	100.0	1,017,905,370	100.0	30,965,086	100.0

(単位：千円、%)

令和2年度		令和3年度	
	対前年比		対前年比
61,672	△2.02	60,299	△2.23
5,810	△3.47	5,691	△2.05
1,873	△2.90	1,952	4.22
3,211	△2.79	2,387	△25.66
1,992	1.74	2,094	5.12
48,786	△1.91	48,175	△1.25

IV-1-(9)退職分離分調定額・調定件数（特別区民税）

区分	年度	平成29年度		平成30年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		288,916	13.38	282,520	△2.21
調定件数		661	7.48	678	2.57

IV-1-(10)分離譲渡所得に係る調定額（特別区民税 普通徴収及び特別徴収）

区分	年度	平成29年度		平成30年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		1,100,736	23.91	1,268,234	15.22
長期譲渡所得		670,406	38.98	721,097	7.56
短期譲渡所得		17,516	△60.18	18,954	8.21
株式等に係る譲渡所得		378,633	19.32	478,809	26.46
商品先物取引に係る雑所得		23,346	△3.76	20,415	△12.55
上場株式に係る配当所得		10,835	△46.86	28,959	167.27

IV-1-(11)減免税額及び該当人数（都区合算）

区分	年度	平成29年度		平成30年度	
			人数		人数
合計		3,238,800	66	4,148,900	57
生活保護受給		3,206,200	65	4,009,100	55
生活困窮		0	0	0	0
災害		32,600	1	139,800	2
水害		0	0	138,800	1
り災		32,600	1	1,000	1
その他		0	0	0	0

IV-1-(12)納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額（決算）

区分	年度	平成29年度		平成30年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者（人）		163,558	3.15	167,334	2.31
世帯数		175,018	1.99	177,671	1.52
人口（人）		284,307	1.31	287,111	0.99
課税額（千円）		28,337,169	2.65	29,304,992	3.42
納税義務者1人当り課税額（円）		173,254	△0.49	175,128	1.08
1世帯当り課税額（円）		161,910	0.65	164,939	1.87
人口1人当り課税額（円）		99,671	1.32	102,068	2.40
収入額（千円）		27,849,853	2.71	28,816,321	3.47
納税義務者1人当り収入額（円）		170,275	△2.41	172,208	1.14
1世帯当り収入額（円）		159,125	△1.29	162,189	1.93
人口1人当り収入額（円）		97,956	△0.63	100,366	2.46

注：納税義務者・・・重複分除く（現年度のみ）

世帯数・・・各年1月1日現在（住民基本台帳）

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録（日本人住民 + 外国人住民）

課税額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

収入額・・・区民税収入総額（現年度分）

(単位：千円、%)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
316,893	12.17	357,042	12.67	293,951	△17.67
693	2.21	725	4.62	694	△4.28

(単位：千円、%)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
1,478,403	16.57	1,893,146	28.05	1,464,362	△22.65
758,338	5.16	783,352	3.30	783,366	0.00
33,658	77.58	54,828	62.90	22,456	△59.04
646,412	35.00	1,009,921	56.23	603,162	△40.28
17,855	△12.54	15,253	△14.57	28,578	87.36
22,140	△23.55	29,792	34.56	26,800	△10.04

(単位：円、人)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人 数		人 数		人 数
4,206,800	60	3,923,200	66	3,746,400	72
3,938,000	58	3,876,200	65	3,457,000	69
0	0	0	0	0	0
268,800	2	47,000	1	289,400	3
0	0	0	0	0	0
268,800	2	47,000	1	289,400	3
0	0	0	0	0	0

(単位：円、千円、人、%)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
170,483	1.88	173,583	1.82	172,016	△0.90
179,880	1.24	180,595	0.40	178,637	△1.08
289,508	0.83	290,246	0.25	287,300	△1.02
30,372,247	3.64	31,520,548	3.78	30,847,230	△2.14
178,154	1.73	181,587	1.93	179,327	△1.24
168,847	2.37	174,537	3.37	172,681	△1.06
104,909	2.78	108,599	3.52	107,369	△1.13
29,902,415	3.77	31,022,717	3.75	30,540,766	△1.55
175,398	1.85	178,719	1.89	177,546	△0.66
166,235	2.49	171,780	3.34	170,965	△0.47
103,287	2.91	106,884	3.48	106,302	△0.54

IV-2 軽自動車税

IV-2-(1) 車種別台数 (現年課税分)

区分	29 年度			30 年度			元 年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	7,123	37.51	△4.63	6,879	37.08	△3.43	6,565	36.05	△4.56
50cc以下	4,001	21.06	△6.58	3,777	20.36	△5.60	3,506	19.25	△7.18
50cc以下(電動車)	23	0.12	0.00	39	0.21	69.57	45	0.25	15.38
50cc超90cc以下	529	2.79	△8.79	483	2.60	△8.70	448	2.46	△7.25
90cc超125cc以下	2,356	12.41	△0.93	2,348	12.66	△0.34	2,330	12.79	△0.77
ミニカー	214	1.13	4.39	232	1.25	8.41	236	1.30	1.72
軽自動車	9,430	49.66	△0.58	9,239	49.80	△2.03	9,199	50.51	△0.43
二輪車(250cc以下)	2,583	13.61	△3.69	2,523	13.60	△2.32	2,456	13.49	△2.66
三輪車	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	3,562	18.76	2.62	3,530	19.03	△0.90	3,564	19.57	0.96
〃(電動車)	10	0.05	11.11	7	0.04	△30.00	6	0.03	△14.29
四輪貨物(自家用)	2,940	15.48	△2.16	2,807	15.13	△4.52	2,754	15.12	△1.89
四輪貨物(営業用)	333	1.75	5.38	370	1.99	11.11	415	2.28	12.16
〃(電動車)	2	0.01	0.00	2	0.01	0.00	4	0.02	100.00
小型特殊自動車	295	1.55	△1.01	290	1.56	△1.69	283	1.55	△2.41
農耕作業用	0	0.00	----	0	△0.01	----	0	0.00	----
特殊作業車	126	0.66	△3.08	122	0.66	△3.17	115	0.63	△5.74
〃(電動車)	169	0.89	0.60	168	0.91	△0.59	168	0.92	0.00
二輪の小型自動車	2,142	11.28	△2.72	2,145	11.56	0.14	2,166	11.89	0.98
合 計	18,990	100.00	△2.39	18,553	100.00	△2.30	18,213	100.00	△1.83

IV-2-(2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	29 年度			30 年度			元 年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	15,543	18.47	△4.08	15,091	17.85	△2.91	14,463	16.93	△4.16
50cc以下	7,997	9.51	△6.42	7,554	8.95	△5.54	7,012	8.21	△7.18
50cc以下(電動車)	44	0.05	△4.35	78	0.09	77.27	90	0.11	15.38
50cc超90cc以下	1,060	1.26	△8.62	966	1.14	△8.87	896	1.05	△7.25
90cc超125cc以下	5,650	6.71	△0.79	5,635	6.66	△0.27	5,592	6.54	△0.76
ミニカー	792	0.94	4.62	858	1.01	8.33	873	1.02	1.75
軽自動車	54,041	64.20	4.18	54,885	64.91	1.56	56,326	65.91	2.63
二輪車(250cc以下)	9,297	11.04	△3.59	9,083	10.74	△2.30	8,843	10.35	△2.64
三輪車	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	30,473	36.20	8.35	31,708	37.50	4.05	33,117	38.75	4.44
〃(電動車)	72	0.09	10.77	50	0.06	△30.56	43	0.05	△14.00
四輪貨物(自家用)	13,091	15.55	0.54	12,791	15.13	△2.29	12,880	15.07	0.70
四輪貨物(営業用)	1,099	1.31	8.38	1,244	1.47	13.19	1,429	1.67	14.87
〃(電動車)	9	0.01	80.00	9	0.01	0.00	14	0.02	55.56
小型特殊自動車	1,740	2.07	△1.02	1,711	2.02	△1.67	1,670	1.95	△2.40
農耕作業用	0	0.01	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	743	0.88	△3.13	720	0.85	△3.10	679	0.79	△5.69
〃(電動車)	997	1.18	0.61	991	1.17	△0.60	991	1.16	0.00
二輪の小型自動車	12,846	15.26	△2.45	12,870	15.22	0.19	12,996	15.21	0.98
合 計	84,170	100.00	1.41	84,557	100.00	0.46	85,455	100.00	1.06

(単位：人、%)

2 年度			3 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
6,342	35.29	△3.40	6,244	34.63	△1.55
3,297	18.34	△5.96	3,197	17.74	△3.03
62	0.35	37.78	89	0.49	43.55
421	2.34	△6.03	370	2.05	△12.11
2,325	12.94	△0.21	2,343	12.99	0.77
237	1.32	0.42	245	1.36	3.38
9,230	51.37	0.34	9,341	51.81	1.20
2,402	13.37	△2.20	2,416	13.40	0.58
0	0.00	----	0	0.00	----
3,593	20.00	0.81	3,630	20.13	1.03
5	0.03	△16.67	12	0.07	140.00
2,767	15.40	0.47	2,724	15.11	△1.55
459	2.55	10.60	540	2.99	17.65
4	0.02	0.00	19	0.11	375.00
279	1.55	△1.41	269	1.49	△3.58
0	0.00	----	0	△0.01	----
114	0.63	△0.87	111	0.62	△2.63
165	0.92	△1.79	158	0.88	△4.24
2,118	11.79	△2.22	2,177	12.07	2.79
17,969	100.00	△1.34	18,031	100.00	0.35

(単位：千円、%)

2 年度			3 年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
14,017	16.24	△3.08	13,842	15.65	△1.25
6,594	7.63	△5.96	6,394	7.22	△3.03
124	0.14	37.78	178	0.20	43.55
842	0.98	△6.03	740	0.84	△12.11
5,580	6.47	△0.21	5,623	6.36	0.77
877	1.02	0.46	907	1.03	3.36
57,912	67.12	2.82	59,914	67.77	3.46
8,647	10.03	△2.22	8,698	9.84	0.59
0	0.00	----	0	0.00	----
34,402	39.87	3.88	35,927	40.64	4.43
36	0.04	△16.28	90	0.10	150.00
13,235	15.34	2.76	13,207	14.94	△0.21
1,574	1.82	10.15	1,919	2.17	21.91
18	0.02	28.57	74	0.08	311.11
1,646	1.91	△1.44	1,587	1.80	△3.58
0	0.00	----	0	0.01	----
673	0.78	△0.88	655	0.74	△2.69
973	1.13	△1.82	932	1.05	△4.19
12,708	14.73	△2.22	13,062	14.78	2.79
86,283	100.00	0.97	88,405	100.00	2.46

IV-3 特別区たばこ税

IV-3-(1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成29年度		267	3,195,981	△6.22	267	3,195,981	△6.22	100.00
平成30年度		357	3,132,540	△1.99	357	3,132,540	△1.99	100.00
令和元年度		139	3,086,765	△1.46	139	3,086,765	△1.46	100.00
令和2年度		228	2,654,145	△14.02	227	2,654,130	△14.02	100.00
令和3年度		233	2,867,386	8.03	234	2,867,447	8.04	100.00

IV-3-(2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成29年度		0	0	----	0	0	----	----
平成30年度		0	0	----	0	0	----	----
令和元年度		0	0	----	0	0	----	----
令和2年度		0	0	----	0	0	----	----
令和3年度		1	15	----	0	0	----	0.00

IV-3-(3) 売渡本数 (返還控除後の本数) *過年度分、手持ち品課税を除く(単位：千本、%)

年度	区分	売渡し本数		左欄の内旧3級品	
		(一般品+旧3級品)	伸率	(内数)	伸率
平成29年度		613,581	△6.66	16,786	△21.60
平成30年度		579,115	△5.62	12,719	△24.23
令和元年度		544,189	△6.03	6,461	△49.20
令和2年度		451,495	△17.03	----	----
令和3年度		454,296	0.62	----	----

V 徴 収

V-1 徴 収

V-1-(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額	滞納繰越額	収入歩合
		(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B-C+D)	(B/A)
平成29年度		32,804,266	31,726,038	120,937	4,463	961,754	96.71
平成30年度		33,663,733	32,571,214	142,784	6,773	956,508	96.75
令和元年度		34,680,786	33,607,350	199,021	5,748	880,163	96.90
令和2年度		35,306,017	34,259,099	204,021	6,447	849,344	97.03
令和3年度		34,835,329	34,045,351	135,963	6,618	660,632	97.73
	現年課税分	33,996,414	33,667,510	272	6,467	335,099	99.03
	滞納繰越分	838,915	377,841	135,691	151	325,534	45.04
	特別区民税	31,856,010	31,074,072	134,804	6,496	653,630	97.55
	現年課税分	31,025,144	30,698,278	272	6,345	332,939	98.95
	滞納繰越分	830,866	375,794	134,532	151	320,691	45.23
	軽自動車税	102,500	94,414	1,159	61	6,988	92.11
	現年課税分	88,405	86,306	0	61	2,160	97.63
	滞納繰越分	8,034	2,047	1,159	0	4,828	25.48
	環境性能割	6,061	6,061	0	0	0	100.00
	特別区たばこ税	2,867,401	2,867,447	0	61	15	100.00
	現年課税分	2,867,386	2,867,447	0	61	0	100.00
	滞納繰越分	15	0	0	0	15	0.00
	入湯税	9,418	9,418	0	0	0	100.00
	現年課税分	9,418	9,418	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

V-1-(2) 差押処分状況 (都・区民税)

(単位：人、千円)

年度	区分	前年度からの繰越分		当年度差押分		取 消 分		処 理 分				翌年度への繰越分	
								公売前納付によるもの		公 売によるもの			
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成29年度		443	175,884	1,568	383,305	458	111,166	276	84,512	877	231,781	400	131,730
平成30年度		459	219,201	1,212	459,815	743	153,815	99	87,532	450	213,069	379	224,600
令和元年度		349	191,980	1,234	384,342	753	137,862	112	87,354	446	214,572	272	136,534
令和2年度		349	134,691	1,391	395,653	682	104,681	116	75,166	546	197,097	396	153,400
令和3年度		396	152,622	1,469	367,102	818	107,275	106	67,836	566	207,577	375	137,036
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 動 産	4	0	0	3,383	0	2,717	0	666	0	0	4	0
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債 権	392	152,622	1,469	363,719	818	104,558	106	67,170	566	207,577	371	137,036

V-1-(3) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

区分 年度	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成29年度	213,448	58,735	27.52	26,701	423,834	10,238	2.42	1,496
平成30年度	214,316	57,986	27.06	22,751	438,822	10,752	2.45	1,526
令和元年度	215,039	59,157	27.51	18,976	451,143	11,096	2.46	714
令和2年度	214,602	53,650	25.00	19,132	459,310	10,490	2.28	829
令和3年度	202,126	44,265	21.90	18,248	463,375	9,179	1.98	1,139

区分 年度	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成29年度	18,990	2,255	11.87	2,858
平成30年度	18,553	2,441	13.16	2,748
令和元年度	18,451	2,600	14.09	2,618
令和2年度	18,194	2,217	12.19	2,195
令和3年度	14,217	1,770	12.45	2,010

* 普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

V-1-(4) 滞納繰越状況（調定）

(単位：件、千円)

区分 年度	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
平成29年度	1,017,853	54,056	1,010,985	51,008	6,868	3,048	0	0
平成30年度	975,038	51,515	967,765	48,639	7,273	2,876	0	0
令和元年度	958,379	50,528	950,478	47,709	7,901	2,819	0	0
令和2年度	880,718	49,969	872,849	47,365	7,869	2,604	0	0
令和3年度	838,915	44,589	830,866	42,105	8,034	2,483	15	1

V-1-(5) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

区分 年度	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	金額	件数	人員	金額	件数	人員
平成29年度	72,395	2,713	902	19,429	1,105	367
平成30年度	63,746	2,396	801	9,573	570	232
令和元年度	28,951	1,662	587	6,576	437	160
令和2年度	16,338	1,006	391	10,874	805	306
令和3年度	17,453	1,242	465	10,799	687	276
特別区民税	17,301	1,196	420	10,714	662	251
軽自動車税	152	46	45	85	25	25

※軽自動車は台数を計上

V-1-(6) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

年度	区分	金額	件数	人員
平成30年度	142,783	9,799	3,506	
令和元年度	199,021	11,015	3,785	
令和2年度	204,022	14,050	4,740	
令和3年度	135,963	9,398	3,280	
	特別区民税	134,804	9,012	2,955
	軽自動車税	1,159	386	325

※軽自動車は台数を計上

V-2 口座振替

V-2-(1) 口座振替加入状況

(単位：人、%)

年度	区分	加入数		普通徴収	
		対前年増減率	加入率	納税義務者	加入率
平成29年度	19,387	4.90	68,768	28.19	
平成30年度	19,941	2.86	69,546	28.67	
令和元年度	20,671	3.66	68,394	30.22	
令和2年度	21,523	4.12	68,508	31.42	
令和3年度	21,649	0.59	65,056	33.28	

※各年度翌3月末時点

V-2-(2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

年度	区分	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		対前年増減率	口座振替率	調定額	口座振替率
平成29年度	4,409,424	△10.68	13,714,507	32.15	
平成30年度	4,696,559	6.51	14,119,820	33.26	
令和元年度	4,914,239	4.63	14,625,232	33.60	
令和2年度	6,018,590	22.47	15,260,372	39.44	
令和3年度	5,245,829	△12.84	14,072,130	37.28	

V-3 証明

V-3-(1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

年度	区分	特別区民税		軽自動車税	
		件数	対前年比	件数	対前年比
平成29年度	64,823	2.57	6	△45.45	
平成30年度	59,758	△7.81	8	33.33	
令和元年度	59,927	0.28	2	△75.00	
令和2年度	52,761	△11.96	5	150.00	
令和3年度	53,966	2.28	3	△40.00	

VI 法定外税

IV-1 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される
 30年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、31年1月に報告書を区長に提出
 制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

IV-2 狭小住戸集合住宅税

IV-2-(1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） [←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二世帯の最低居住（面積）水準] ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づき集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

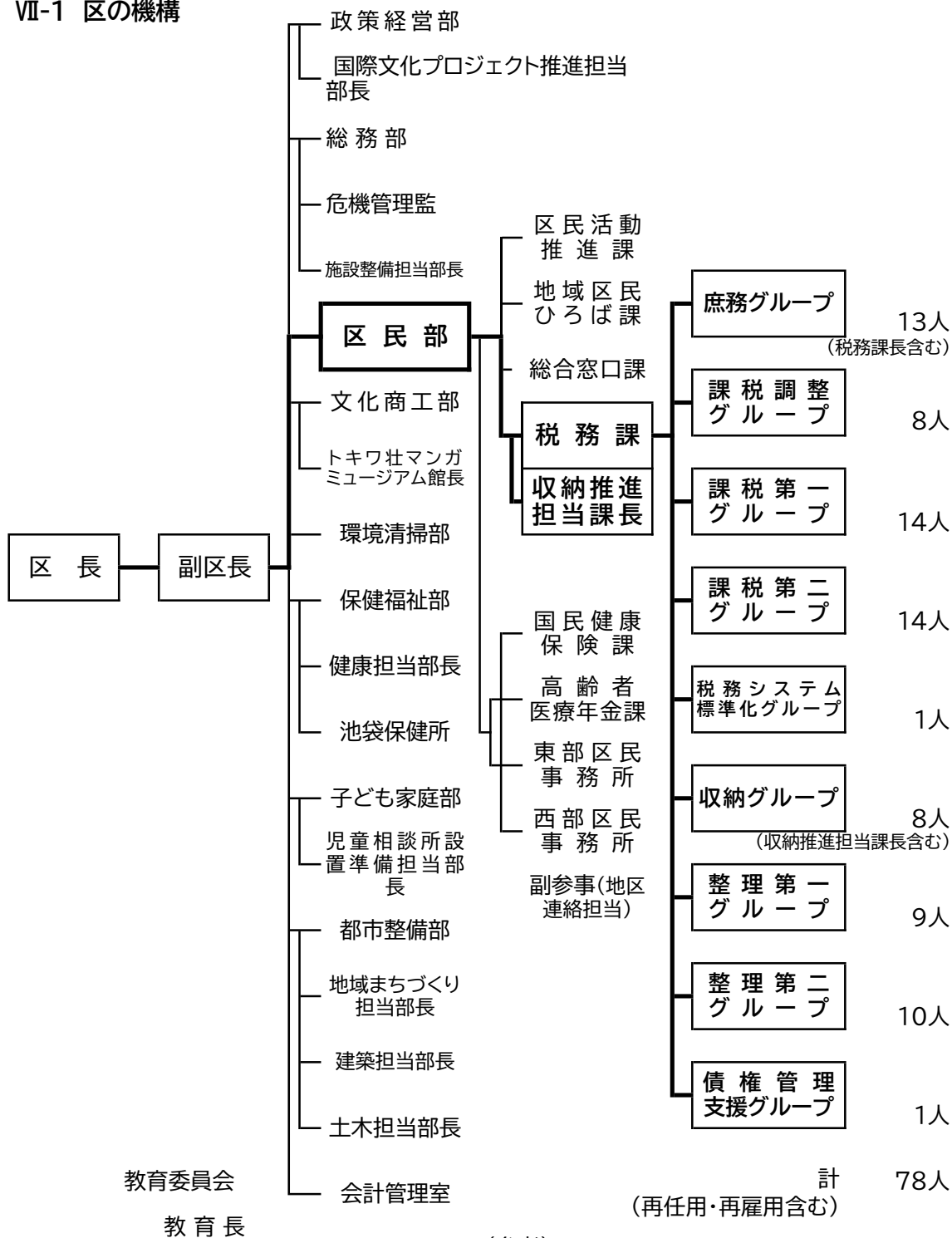
IV-1-(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

（単位：千円、件、戸）

年度	区分	予 算		調 定			収 入			収納率
		当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
H16		18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
H17		37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
H18		200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
H19		200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
H20		200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
H21		180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
H22		204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
H23		230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
H24		316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
H25		300,000	600	569,000	23	1,138	569,000	23	1,138	100%
H26		300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
H27		300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
H28		300,000	600	317,500	23	635	317,500	23	635	100%
H29		300,000	600	440,500	37	881	440,500	37	881	100%
H30		300,000	600	483,500	27	967	483,500	27	967	100%
R1		300,000	600	472,000	30	944	472,000	30	944	100%
R2		300,000	600	566,500	37	1133	566,500	37	1133	100%
R3		300,000	600	486,000	35	972	486,000	35	972	100%
計		4,286,500	8,573	7,086,000	418	14,172	7,047,500	415	14,095	99.5%

VII 機構（令和4年4月1日基準）

VII-1 区の機構



(参考)

- 公益財団法人としま未来文化財団
- 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
- 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
- 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会
- 公益社団法人豊島区シルバー人材センター
- 医療法人財団豊島健康診査センター

VII-2 税務課分掌事務

◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税、軽自動車税及び入湯税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 特別区民税、都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること
- ・ 特別徴収・普通徴収の賦課全般

◎税務システム標準化グループ

- ・ 税務システムの標準化に関すること

◎収納グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納に関すること。
(課内他のグループの所管に属するものを除く。)
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び囑託に関すること(整理グループの所管に属するものを除く)

◎整理第一・第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の収納・納付相談に関すること
(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る収納・納付相談に関すること
(課内他グループの所管に属するものを除く)
- ・ 受託及び囑託に関すること

◎債権管理支援グループ

- ・ 債権管理支援事務に関すること

Ⅷ その他

Ⅷ-1 税率の変遷

* []内は適用開始課税年度

年 度		平 成 15 年 度						
均等割		3,000円 (都1,000円) [平成8年度から]						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	700万円超	10%	240,000円					
特別区民税	長期譲渡	一般	税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置 課税長期譲渡所得金額×4%(都2%) [平成12年度から]					
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額 4,000万円以下 3.4%(都1.6%) [平成10年度から] 4,000万円を超える部分 4.0%(都2.0%)					
	居住用	課税長期譲渡所得金額 6,000万円以下 2.7%(都1.3%) [平成5年度から] 6,000万円を超える部分 3.4%(都1.6%)						
		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から] (1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額					
	軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率] (1)4%(都2%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額						
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)						
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]						
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]						
	特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]						
	非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)			
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円				
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円			
		90cc超	1,600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2,500円			
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪	3,100円			
		四輪	乗用自家用	7,200円	乗用営業用	5,500円		
			貨物用自家用	4,000円				
			貨物用営業用	3,000円				
	専ら雪上を走行するもの	2,400円						
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円						
	その他	4,700円						
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]						
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。							
		区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	2,977円	969円	3,126円	820円			
旧3級品 (千本あたり)	1,412円	461円	1,484円	389円				
年 度	平 成 15 年 度							

年 度		平成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、地方交付税特例加算で対応(区は無配当)(15年4月の配当から・個人大口株主を除く) ・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。 			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額(所得額)	物価下落による生活保護基準の減	A 均等割 35万円× n+ 22万円*	B 所得割 35万円× n+ 35万円*	C(障害者等)は同左
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 16 年 度				

年 度		平成 17 年度							
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)						
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止						
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用					
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった					
				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">課税長期譲渡所得金額</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>2.7%(都1.3%)</td> </tr> <tr> <td>(特別控除利用不可) 2,000万円を超える部分</td> <td>3.4%(都1.6%)</td> </tr> </table> →従来あった特別控除等を利用する場合は、分離長期一般の課税扱いとする。 *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用		課税長期譲渡所得金額		2,000万円以下	2.7%(都1.3%)
		課税長期譲渡所得金額							
		2,000万円以下	2.7%(都1.3%)						
		(特別控除利用不可) 2,000万円を超える部分	3.4%(都1.6%)						
		居住用	同 左 *居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大						
		短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用					
	軽減		課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用						
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)							
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)							
	先物取引	同 左							
特別減税	同 左								
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左						
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*							
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算								
軽自動車税	同 左								
たばこ税	同 左								
年 度	平成 17 年度								

年 度		平 成 18 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 *緊急投資優遇措置による(購入価格)1,000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	高齢者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3,298円	1,074円	3,552円	820円
	旧3級品 (千本あたり)	1,564円	511円	1,686円	389円
年 度	平 成 18 年 度				

年 度		平成 19 年 度					
特別区民税	均等割	同 左					
	所得割総合課税	課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 →次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 →{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}×3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円) 【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である		
			特別区民税	都民税			
		一律	6%	4%			
			*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置			
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)	
					2,000万円超の部分	3%(都2%)	
			居住用	課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)	
				6,000万円超の部分	3%(都2%)		
		短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)			
			軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)			
		事業・雑	休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)				
		株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)			
			その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)					
	配当控除	配当の種類 <small>利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配</small>		課税総所得金額1,000万円以下の部分	課税総所得金額1,000万円超の部分		
				特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
				0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18					
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12					
特別減税	定率減税の廃止						
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)			
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*					
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	同 左						
たばこ税	同 左						
年 度	平成 19 年 度						

年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用)税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。 ○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額) ○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)	
		長期譲渡	一般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		なし		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算			
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平 成 20 年 度			

年 度		平 成 2 1 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用) ・控除方式を所得控除から税額控除に改める。 ・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。 ・適用下限額10万円→5千円へ引下。 ・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。 ・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。 ○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から) 	
		長期譲渡			一 般
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		な し		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平 成 2 1 年 度			

年 度		平 成 22 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 ※申告不要		
		長期譲渡	一般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。	
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式等	同 左				
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
軽自動車税	同 左					
たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平 成 22 年 度					

年 度		平成 23 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式等	同 左		
	先物取引	同 左		
	特別減税	な し		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 23 年度			

年 度		平成 24 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.3	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算	
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年 度			

年 度		平成 25 年度					
特別区民税	均等割		同 左				
	所得割総合課税		同 左 ○退職所得控除額の縮減について ・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。 ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止 (ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用) ○介護医療保険料控除の創設 ・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命 保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設さ れました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円 で変更なし。				
		長期譲渡	一般	同 左			
	優良住宅		同 左				
	居住用		同 左				
	短期譲渡	一般	同 左				
		軽減	同 左				
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで				
		その他					
	先物取引		同 左				
	特別減税		なし				
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割		B 所得割		
35万円×n+21万円*			35万円×n+32万円*				
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税		同 左					
たばこ税		都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。(法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。)					
			区	都	国	たばこ特別税	計
		一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
		旧3級品 (千本あたり)	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円
年 度		平成 25 年度					

年 度		平 成 2 6 年 度		
特別区民税	均等割	同 左	○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)	
	所得割総合課税	同 左	○給与所得控除額の上限定額 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円固定される。	
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一般	同 左
			軽減	同 左
		事業・雑	休 止	(平成11年度から)
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*
		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 2 6 年 度			

年 度		平 成 27 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。		
	長期譲渡	一般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一般	同 左	
		軽減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	$35万円 \times n + 21万円*$ $35万円 \times n + 32万円*$ n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 27 年 度			

年 度		平 成 28 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を令和元年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
先物取引	同 左					
特別減税	なし					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割			
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪	3,900円	
		四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
			貨物自家用※1	5,000円	貨物営業用※1	3,800円
専ら雪上を走行するもの	3,600円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円 [昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]					
※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。						
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度	平 成 28 年 度					

年 度		平成 29 年度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を令和3年12月31日まで延長。平成26年4月から令和3年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除額は230万円固定される。				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円	
年 度	平成 29 年度					

年 度		平 成 30 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	<p>同 左</p> <p>○スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の新設 ・健康の保持増進及び疾病の予防として、定期健康診断等の一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した際に、その購入費用について所得控除(支払対価額-12,000円)を受けることができる(上限控除額は88,000円)。 ○給与所得控除の見直し ・給与収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除額は220万円固定される。</p>			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式	上場株	同 左		
		その他	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	なし			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。 30年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。				
		区	都	国	たばこ特別税 計
	一般品 (千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円 13,244円
旧3級品 (千本あたり)	4,000円	656円	4,032円	624円 9,312円	
年 度	平 成 30 年 度				

年 度		令 和 元 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し ・納税者本人に所得制限を導入、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、一定額で消失する。 ・配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限を引き上げ、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額は逡減し、一定額で消失する。				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者					
軽自動車税 (種別割)	同左					
たばこ税	令和元年10月より旧3級品のたばこ税率改定(一般品と同率に)。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品・旧3級品(千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円 13,244円	
年 度	令 和 元 年 度					

年 度		令 和 2 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の改正 ・消費税率10%で住宅を取得し、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に居住を開始した場合で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合には、控除が13年目まで可能。 ○ふるさと納税 ・特例控除の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度の創設				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	35万円×n+21万円*			
B 所得割		35万円×n+32万円*				
n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者						
軽自動車税 (種別割)	同左					
たばこ税	令和2年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。					
	一般品・旧3級品(千本あたり)	区	都	国	たばこ特別税	計
	6,122円	1,000円	6,302円	820円	14,244円	
年 度	令 和 2 年 度					

年 度		令 和 3 年 度				
均等割		同 左				
特別区民税	所得割総合課税	同 左 ○給与所得控除の改正 ○公的年金等控除の改正 ○基礎控除の改正 ○子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除(新設) ○給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 ○住民税の非課税措置における対象者の追加(未婚のひとり親) ○新型コロナウイルスにより中止されたイベント入場料についての寄付金控除の特例				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	35万円×n+10万円+21万円*			
B 所得割		35万円×n+10万円+32万円*				
n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者						
軽自動車税 (種別割)	同左					
たばこ税	令和3年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品(千本あたり)	6,552円	1,070円	6,802円	820円	15,244円
年 度	令 和 3 年 度					

年 度		令 和 4 年 度				
特別区民税	均等割		同 左			
	所得割総合課税		同 左 ○国や地方自治体が実施する子育てに係る助成等の非課税措置 ○住宅借入金等特別控除の延長等 ・住宅ローン控除の控除期間13年の特例の延長及び面積要件の緩和(契約日、所得金額等条件あり) ○寄附金控除制度の改正 ・特定公益増進法人について改正 ○退職所得課税の適正化 ・勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、2分の1課税の適用除外とする			
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
		先物取引	同 左			
		特別減税	なし			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	35万円×n+10万円+21万円*			
B 所得割		35万円×n+10万円+32万円*				
n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者						
軽自動車税 (種別割)		同左				
たばこ税		区	都	国	たばこ特別税	
		計	同左			
一般品(千本あたり)		同左				
年 度		令 和 4 年 度				

Ⅷ-2 23区の状況

Ⅷ-2-(1)①特別区税徴収実績調（令和4年5月末）・・・令和3年度決算

区分 区	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	18,476,562	18,068,103	97.79	36,879	34,640	93.93	2,621,549	2,620,376	99.96
中央	31,942,448	31,181,104	97.62	65,138	59,279	91.01	2,266,662	2,266,662	100.00
港	83,881,443	81,655,622	97.35	92,633	81,539	88.02	4,924,420	4,924,420	100.00
新宿	46,526,720	45,242,935	97.24	129,612	114,296	88.18	5,117,506	5,117,506	100.00
文京	35,768,658	35,434,164	99.06	62,335	61,486	98.64	998,926	998,926	100.00
台東	21,712,217	21,005,609	96.75	91,205	80,205	87.94	2,802,488	2,802,488	100.00
墨田	24,965,914	24,593,461	98.51	123,586	121,161	98.04	2,125,680	2,125,595	100.00
江東	52,873,303	52,165,682	98.66	213,707	208,030	97.34	3,816,154	3,816,154	100.00
品川	50,908,683	50,461,363	99.12	143,675	141,328	98.37	3,295,399	3,295,399	100.00
目黒	46,691,361	45,835,903	98.17	96,608	88,993	92.12	1,668,261	1,668,261	100.00
大田	73,937,365	73,121,718	98.90	363,467	354,386	97.50	4,868,273	4,868,273	100.00
世田谷	126,748,819	124,048,902	97.87	394,051	353,709	89.76	4,364,109	4,364,109	100.00
渋谷	56,209,693	55,051,138	97.94	85,600	79,227	92.55	2,784,900	2,784,893	100.00
中野	34,988,154	33,977,756	97.11	129,257	120,739	93.41	1,985,205	1,985,205	100.00
杉並	66,109,865	64,216,302	97.14	227,275	204,904	90.16	2,973,244	2,973,220	100.00
豊島	31,856,010	31,074,072	97.55	102,500	94,414	92.11	2,867,401	2,867,447	100.00
北	29,411,264	28,835,120	98.04	148,830	142,116	95.49	2,163,051	2,163,031	100.00
荒川	17,255,578	16,861,703	97.72	88,978	85,035	95.57	1,616,023	1,616,023	100.00
板橋	45,086,022	44,203,409	98.04	310,711	289,706	93.24	3,678,458	3,678,458	100.00
練馬	66,906,642	65,699,702	98.20	426,573	406,277	95.24	3,673,500	3,673,500	100.00
足立	47,208,881	45,771,504	96.96	599,629	539,033	89.89	5,359,050	5,359,050	100.00
葛飾	32,992,991	31,761,378	96.27	314,769	290,715	92.36	3,144,810	3,144,810	100.00
江戸川	51,390,117	51,013,368	99.27	434,125	431,821	99.47	5,023,556	5,023,556	100.00
計	1,093,848,710	1,071,280,018	97.94	4,681,143	4,383,039	93.63	74,138,625	74,137,362	100.00

入湯税・・・令和3年度から、区内に対象施設あり。
 鉱山税・・・区内には鉱物の掘採事業場がない。

(単位：千円、%)

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
2,785	2,785	100.00				21,137,775	20,725,904	98.05	千代田
5,614	5,614	100.00				34,279,862	33,512,659	97.76	中 央
2,615	2,615	100.00				88,901,111	86,664,196	97.48	港
31,734	31,734	100.00				51,805,572	50,506,471	97.49	新 宿
17,529	17,529	100.00				36,847,448	36,512,105	99.09	文 京
6,744	6,744	100.00				24,612,654	23,895,046	97.08	台 東
9,073	9,073	100.00				27,224,253	26,849,290	98.62	墨 田
27,113	27,113	100.00				56,930,277	56,216,979	98.75	江 東
0	0					54,347,757	53,898,090	99.17	品 川
0	0					48,456,230	47,593,157	98.22	目 黒
10,222	10,222	100.00				79,179,327	78,354,599	98.96	大 田
6,602	6,602	100.00				131,513,581	128,773,322	97.92	世田谷
0	0					59,080,193	57,915,258	98.03	澁 谷
0	0					37,102,616	36,083,700	97.25	中 野
17,671	17,671	100.00				69,328,055	67,412,097	97.24	杉 並
9,418	9,418	100.00				34,835,329	34,045,351	97.73	豊 島
0	0					31,723,145	31,140,267	98.16	北
0	0					18,960,579	18,562,761	97.90	荒 川
521	521	100.00				49,075,712	48,172,094	98.16	板 橋
24,683	24,683	100.00				71,031,398	69,804,162	98.27	練 馬
0	0					53,167,560	51,669,587	97.18	足 立
4,214	4,214	100.00				36,456,784	35,201,117	96.56	葛 飾
24,607	24,607	100.00				56,872,405	56,493,352	99.33	江 戸 川
201,145	201,145	100.00	0	0		1,172,869,623	1,150,001,564	98.05	計

Ⅷ-2-(1)②23区の状況 令和3年度決算（税目内訳）

区分 区	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
千代田	17,958,612	17,798,377	99.11	129,210	121,352	93.92	18,087,822	17,919,729	99.07
中央	30,894,285	30,700,872	99.37	227,788	194,778	85.51	31,122,073	30,895,650	99.27
港	80,795,049	80,121,921	99.17	635,359	561,007	88.30	81,430,408	80,682,928	99.08
新宿	44,953,728	44,527,454	99.05	265,940	208,570	78.43	45,219,668	44,736,024	98.93
文京	35,208,820	35,130,552	99.78	192,939	178,852	92.70	35,401,759	35,309,404	99.74
台東	20,872,660	20,636,833	98.87	112,618	89,726	79.67	20,985,278	20,726,559	98.77
墨田	24,470,750	24,286,196	99.25	104,557	95,075	90.93	24,575,307	24,381,271	99.21
江東	51,876,642	51,588,223	99.44	254,838	233,529	91.64	52,131,480	51,821,752	99.41
品川	50,126,855	49,914,087	99.58	227,721	218,765	96.07	50,354,576	50,132,852	99.56
目黒	45,400,447	45,077,541	99.29	334,721	304,802	91.06	45,735,168	45,382,343	99.23
大田	72,830,612	72,393,127	99.40	252,524	205,134	81.23	73,083,136	72,598,261	99.34
世田谷	123,053,365	122,239,263	99.34	804,751	739,563	91.90	123,858,116	122,978,826	99.29
渋谷	54,276,110	53,840,052	99.20	873,564	720,583	82.49	55,149,674	54,560,635	98.93
中野	33,715,818	33,395,642	99.05	161,992	137,178	84.68	33,877,810	33,532,820	98.98
杉並	63,880,042	63,293,239	99.08	384,470	324,542	84.41	64,264,512	63,617,781	98.99
豊島	30,847,229	30,540,767	99.01	177,915	157,511	88.53	31,025,144	30,698,278	98.95
北	28,662,859	28,406,495	99.11	135,322	116,054	85.76	28,798,181	28,522,549	99.04
荒川	16,735,865	16,589,376	99.12	67,073	59,896	89.30	16,802,938	16,649,272	99.09
板橋	43,988,030	43,527,887	98.95	218,095	175,489	80.46	44,206,125	43,703,376	98.86
練馬	65,310,775	64,687,551	99.05	364,931	314,525	86.19	65,675,706	65,002,076	98.97
足立	45,656,672	45,001,443	98.56	227,255	178,690	78.63	45,883,927	45,180,133	98.47
葛飾	31,565,203	31,147,533	98.68	168,983	121,356	71.82	31,734,186	31,268,889	98.53
江戸川	50,804,184	50,632,086	99.66	227,215	161,991	71.29	51,031,399	50,794,077	99.53
計	1,063,884,612	1,055,476,517	99.21	6,549,781	5,618,968	85.79	1,070,434,393	1,061,095,485	99.13

(単位：千円、%)

特 別 区			民 税			
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
388,740	148,374	38.17	18,476,562	18,068,103	97.79	千代田
820,375	285,454	34.80	31,942,448	31,181,104	97.62	中央
2,451,035	972,694	39.69	83,881,443	81,655,622	97.35	港
1,307,052	506,911	38.78	46,526,720	45,242,935	97.24	新宿
366,899	124,760	34.00	35,768,658	35,434,164	99.06	文京
726,939	279,050	38.39	21,712,217	21,005,609	96.75	台東
390,607	212,190	54.32	24,965,914	24,593,461	98.51	墨田
741,823	343,930	46.36	52,873,303	52,165,682	98.66	江東
554,107	328,511	59.29	50,908,683	50,461,363	99.12	品川
956,193	453,560	47.43	46,691,361	45,835,903	98.17	目黒
854,229	523,457	61.28	73,937,365	73,121,718	98.90	大田
2,890,703	1,070,076	37.02	126,748,819	124,048,902	97.87	世田谷
1,060,019	490,503	46.27	56,209,693	55,051,138	97.94	渋谷
1,110,344	444,936	40.07	34,988,154	33,977,756	97.11	中野
1,845,353	598,521	32.43	66,109,865	64,216,302	97.14	杉並
830,866	375,794	45.23	31,856,010	31,074,072	97.55	豊島
613,083	312,571	50.98	29,411,264	28,835,120	98.04	北
452,640	212,431	46.93	17,255,578	16,861,703	97.72	荒川
879,897	500,033	56.83	45,086,022	44,203,409	98.04	板橋
1,230,936	697,626	56.67	66,906,642	65,699,702	98.20	練馬
1,324,954	591,371	44.63	47,208,881	45,771,504	96.96	足立
1,258,805	492,489	39.12	32,992,991	31,761,378	96.27	葛飾
358,718	219,291	61.13	51,390,117	51,013,368	99.27	江戸川
23,414,317	10,184,533	43.50	1,093,848,710	1,071,280,018	97.94	計

Ⅷ-2-(1)②23区の状況 令和3年度決算（税目内訳）つづき

区分 区	軽自動車税（種別割）								
	現年度分			過年度分			小計		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	33,079	32,445	98.08	0	0		33,079	32,445	98.08
中央	56,030	54,789	97.79	0	0		56,030	54,789	97.79
港	77,658	75,060	96.65	111	108	97.30	77,769	75,168	96.66
新宿	108,484	105,540	97.29	28	19	67.86	108,512	105,559	97.28
文京	57,613	57,347	99.54	16	14	87.50	57,629	57,361	99.53
台東	75,365	73,597	97.65	48	16	33.33	75,413	73,613	97.61
墨田	115,235	114,127	99.04	19	19	100.00	115,254	114,146	99.04
江東	193,548	191,050	98.71	60	48	80.00	193,608	191,098	98.70
品川	133,385	131,406	98.52	42	42	100.00	133,427	131,448	98.52
目黒	84,299	82,076	97.36	59	57	96.61	84,358	82,133	97.36
大田	335,005	330,708	98.72	162	110	67.90	335,167	330,818	98.70
世田谷	336,819	326,777	97.02	115	112	97.39	336,934	326,889	97.02
渋谷	75,225	73,429	97.61	397	192	48.36	75,622	73,621	97.35
中野	114,866	112,263	97.73	143	94	65.73	115,009	112,357	97.69
杉並	192,383	187,321	97.37	100	64	64.00	192,483	187,385	97.35
豊島	88,321	86,222	97.62	84	84	100.00	88,405	86,306	97.63
北	135,034	132,543	98.16	12	12	100.00	135,046	132,555	98.16
荒川	80,176	78,964	98.49	26	26	100.00	80,202	78,990	98.49
板橋	271,508	266,231	98.06	86	84	97.67	271,594	266,315	98.06
練馬	383,045	375,296	97.98	219	176	80.37	383,264	375,472	97.97
足立	525,907	506,343	96.28	53	28	52.83	525,960	506,371	96.28
葛飾	276,110	268,239	97.15	225	219	97.33	276,335	268,458	97.15
江戸川	411,135	410,202	99.77	368	229	62.23	411,503	410,431	99.74
計	4,160,230	4,071,975	97.88	2,373	1,753	73.87	4,162,603	4,073,728	97.86

(単位：千円、%)

軽自動車税 (種別割)							軽自動車税 (環境性能割)		
滞納繰越分			合計				調定額	収入額	収入歩合
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合				
1,807	202	11.18	34,886	32,647	93.58	千代田	1,993	1,993	100.00
5,889	1,271	21.58	61,919	56,060	90.54	中央	3,219	3,219	100.00
10,077	1,584	15.72	87,846	76,752	87.37	港	4,787	4,787	100.00
14,339	1,976	13.78	122,851	107,535	87.53	新宿	6,761	6,761	100.00
932	351	37.66	58,561	57,712	98.55	文京	3,774	3,774	100.00
10,832	1,632	15.07	86,245	75,245	87.25	台東	4,960	4,960	100.00
2,086	769	36.86	117,340	114,915	97.93	墨田	6,246	6,246	100.00
5,454	2,287	41.93	199,062	193,385	97.15	江東	14,645	14,645	100.00
2,334	1,966	84.23	135,761	133,414	98.27	品川	7,914	7,914	100.00
7,628	2,238	29.34	91,986	84,371	91.72	目黒	4,622	4,622	100.00
7,649	2,917	38.14	342,816	333,735	97.35	大田	20,651	20,651	100.00
37,576	7,279	19.37	374,510	334,168	89.23	世田谷	19,541	19,541	100.00
5,757	1,385	24.06	81,379	75,006	92.17	渋谷	4,221	4,221	100.00
7,387	1,521	20.59	122,396	113,878	93.04	中野	6,861	6,861	100.00
20,969	3,696	17.63	213,452	191,081	89.52	杉並	13,823	13,823	100.00
8,034	2,047	25.48	96,439	88,353	91.62	豊島	6,061	6,061	100.00
6,872	2,649	38.55	141,918	135,204	95.27	北	6,912	6,912	100.00
4,004	1,273	31.79	84,206	80,263	95.32	荒川	4,772	4,772	100.00
21,681	5,955	27.47	293,275	272,270	92.84	板橋	17,436	17,436	100.00
18,566	6,062	32.65	401,830	381,534	94.95	練馬	24,743	24,743	100.00
51,058	10,051	19.69	577,018	516,422	89.50	足立	22,611	22,611	100.00
23,390	7,213	30.84	299,725	275,671	91.97	葛飾	15,044	15,044	100.00
1,475	243	16.47	412,978	410,674	99.44	江戸川	21,147	21,147	100.00
275,796	66,567	24.14	4,438,399	4,140,295	93.28	計	242,744	242,744	100.00

Ⅷ-2-(1)②23区の状況 令和3年度決算（税目内訳）つづき

区分 区	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	2,620,399	2,620,356	100.00	20	20	100.00	2,620,419	2,620,376	100.00
中央	2,266,662	2,266,662	100.00	0	0		2,266,662	2,266,662	100.00
港	4,924,332	4,924,332	100.00	88	88	100.00	4,924,420	4,924,420	100.00
新宿	5,117,417	5,117,417	100.00	89	89	100.00	5,117,506	5,117,506	100.00
文京	998,926	998,926	100.00	0	0		998,926	998,926	100.00
台東	2,802,488	2,802,488	100.00	0	0		2,802,488	2,802,488	100.00
墨田	2,125,644	2,125,586	100.00	9	9	100.00	2,125,653	2,125,595	100.00
江東	3,816,097	3,816,097	100.00	42	42	100.00	3,816,139	3,816,139	100.00
品川	3,295,399	3,295,399	100.00	0	0		3,295,399	3,295,399	100.00
目黒	1,668,261	1,668,261	100.00	0	0		1,668,261	1,668,261	100.00
大田	4,867,935	4,867,935	100.00	338	338	100.00	4,868,273	4,868,273	100.00
世田谷	4,364,109	4,364,109	100.00	0	0		4,364,109	4,364,109	100.00
渋谷	2,784,900	2,784,893	100.00	0	0		2,784,900	2,784,893	100.00
中野	1,985,205	1,985,205	100.00	0	0		1,985,205	1,985,205	100.00
杉並	2,973,244	2,973,220	100.00	0	0		2,973,244	2,973,220	100.00
豊島	2,867,386	2,867,447	100.00	0	0		2,867,386	2,867,447	100.00
北	2,163,037	2,163,031	100.00	0	0		2,163,037	2,163,031	100.00
荒川	1,616,023	1,616,023	100.00	0	0		1,616,023	1,616,023	100.00
板橋	3,678,458	3,678,458	100.00	0	0		3,678,458	3,678,458	100.00
練馬	3,673,492	3,673,492	100.00	8	8	100.00	3,673,500	3,673,500	100.00
足立	5,358,987	5,358,987	100.00	63	63	100.00	5,359,050	5,359,050	100.00
葛飾	3,144,810	3,144,810	100.00	0	0		3,144,810	3,144,810	100.00
江戸川	5,023,551	5,023,551	100.00	0	0		5,023,551	5,023,551	100.00
計	74,136,762	74,136,685	100.00	657	657	100.00	74,137,419	74,137,342	100.00

(単位：千円、%)

特別区たばこ税						
滞納繰越分			合計			
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
1,130	0	0.00	2,621,549	2,620,376	99.96	千代田
0	0		2,266,662	2,266,662	100.00	中央
0	0		4,924,420	4,924,420	100.00	港
0	0		5,117,506	5,117,506	100.00	新宿
0	0		998,926	998,926	100.00	文京
0	0		2,802,488	2,802,488	100.00	台東
27	0	0.00	2,125,680	2,125,595	100.00	墨田
15	15	100.00	3,816,154	3,816,154	100.00	江東
0	0		3,295,399	3,295,399	100.00	品川
0	0		1,668,261	1,668,261	100.00	目黒
0	0		4,868,273	4,868,273	100.00	大田
0	0		4,364,109	4,364,109	100.00	世田谷
0	0		2,784,900	2,784,893	100.00	渋谷
0	0		1,985,205	1,985,205	100.00	中野
0	0		2,973,244	2,973,220	100.00	杉並
15	0	0.00	2,867,401	2,867,447	100.00	豊島
14	0	0.00	2,163,051	2,163,031	100.00	北
0	0		1,616,023	1,616,023	100.00	荒川
0	0		3,678,458	3,678,458	100.00	板橋
0	0		3,673,500	3,673,500	100.00	練馬
0	0		5,359,050	5,359,050	100.00	足立
0	0		3,144,810	3,144,810	100.00	葛飾
5	5	100.00	5,023,556	5,023,556	100.00	江戸川
1,206	20	1.66	74,138,625	74,137,362	100.00	計

Ⅷ-2-(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（令和2年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(令和4年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、令和2年度決算数値を利用している。なお、豊島区分については、下表に令和3年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

			2年度決算・23区					
区分 区	人口(人) 令和2年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち併徴分	実質納税 義務者(B)
千代田	62,714	3,228	65,942	20,399	31,220	51,619	6,569	45,050
中央	159,887	8,474	168,361	38,955	78,785	117,740	10,557	107,183
港	240,065	20,314	260,379	70,618	103,218	173,836	17,597	156,239
新宿	305,854	42,598	348,452	69,673	144,807	214,480	5,690	208,790
文京	214,479	11,635	226,114	54,011	101,318	155,329	20,642	134,687
台東	186,674	15,757	202,431	46,966	87,061	134,027	11,745	122,282
墨田	261,917	12,979	274,896	53,206	124,804	178,010	16,419	161,591
江東	490,814	31,021	521,835	85,428	232,562	317,990	22,988	295,002
品川	387,804	13,900	401,704	89,509	184,050	273,559	26,799	246,760
目黒	271,801	9,673	281,474	64,443	126,596	191,039	17,464	173,575
大田	709,206	25,287	734,493	116,633	294,934	411,567	22,418	389,149
世田谷	894,452	23,034	917,486	229,014	356,660	585,674	55,467	530,207
渋谷	218,405	11,266	229,671	67,887	92,799	160,686	16,152	144,534
中野	315,139	20,095	335,234	74,880	146,198	221,078	16,980	204,098
杉並	555,542	18,576	574,118	111,781	257,382	369,163	26,566	342,597
豊島	260,574	29,672	290,246	69,662	111,885	181,547	7,964	173,583
北	330,358	23,550	353,908	73,538	144,904	218,442	18,079	200,363
荒川	197,848	19,298	217,146	40,533	88,618	129,151	9,846	119,305
板橋	542,575	28,782	571,357	107,089	240,263	347,352	31,019	316,333
練馬	717,945	21,490	739,435	133,372	314,188	447,560	43,204	404,356
足立	657,258	34,040	691,298	112,483	259,147	371,630	10,695	360,935
葛飾	441,424	23,126	464,550	81,101	176,681	257,782	10,205	247,577
江戸川	661,907	38,172	700,079	93,438	286,908	380,346	9,404	370,942
計	9,084,642	485,967	9,570,609	1,904,619	3,984,988	5,889,607	434,469	5,455,138

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（令和3年度決算）

			3年度決算・豊島区					
区分	人口(人) 令和3年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	260,842	26,458	287,300	66,323	114,010	180,333	8,317	172,016

* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉱山税のこと

2年度決算・23区					
課税額 (千円)		課税額 1人当たり (円)		納税義務者 1人当たり(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度) (D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
21,006,599	18,106,144	318,562	274,577	401,912	千代田
33,405,998	30,389,350	198,419	180,501	283,528	中央
85,490,908	78,680,797	328,333	302,178	503,593	港
51,595,498	45,760,618	148,071	131,325	219,171	新宿
36,701,244	35,347,375	162,313	156,325	262,441	文京
24,336,094	20,961,061	120,219	103,547	171,416	台東
26,896,037	24,418,624	97,841	88,829	151,114	墨田
56,137,288	51,602,548	107,577	98,887	174,923	江東
53,575,053	49,801,736	133,369	123,976	201,823	品川
48,736,668	45,958,462	173,148	163,278	264,776	目黒
79,501,125	73,600,386	108,239	100,206	189,132	大田
131,928,569	124,119,076	143,794	135,282	234,096	世田谷
56,402,184	52,635,346	245,578	229,177	364,173	渋谷
37,308,520	34,020,033	111,291	101,481	166,685	中野
69,600,523	64,626,797	121,230	112,567	188,638	杉並
35,306,017	31,678,068	121,642	109,142	182,495	豊島
31,547,746	28,846,463	89,141	81,508	143,971	北
18,978,695	17,021,371	87,401	78,387	142,671	荒川
49,561,801	44,711,402	86,744	78,255	141,343	板橋
70,701,722	65,354,618	95,616	88,385	161,626	練馬
53,202,530	46,245,169	76,960	66,896	128,126	足立
36,850,296	32,290,892	79,325	69,510	130,428	葛飾
57,237,686	51,753,903	81,759	73,926	139,520	江戸川
1,166,008,801	1,067,930,239	121,832	111,584	195,766	計

3年度決算・豊島区					
課税額 (千円)		課税額 1人当たり (円)		納税義務者 1人当たり(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度) (D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
34,835,329	30,847,229	121,251	107,369	179,328	豊島

令和4年度
税務概要
(ビジュアル版、データ版)
令和4年12月発行

編集・発行
豊島区 区民部 税務課
〒171-8422
東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
電話 03(3981)1111(代表)